

中部ブロック発注者協議会の取組

令和5年8月10日

新・担い手3法(品確法・建設業法・入契法)

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

■対象

○発注関係団体 1, 826 団体

（関係省庁（23）、独立行政法人等（15）、都道府県（47）、政令市（20）、市区町村（1, 721））

○建設業団体等 840 団体

■結果

①骨子案（令和元年8月8日～9月13日）

		提出団体数	意見数
合計		251	2,521
	発注関係団体	143	941
	建設業団体等	108	1,580

②本文案（令和元年10月31日～12月2日）

		提出団体数	意見数
合計		327	1,497
	発注関係団体	259	877
	建設業団体等	68	620

取組指標の令和4年度達成度

運用指針	【工事】指標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%
	② 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 <small>$\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$</small>	1.00
	③ 平準化率 <small>$\frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$</small>	0.80
	④ 適正な工期設定	100%
	⑤ 週休2日工事の実施状況 <small>$\frac{\text{週休2日対象工事件数}}{\text{全工事件数}}$</small>	1.00
	⑥ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑦ 建設ICTの導入状況	100%
	⑧ 受発注者間の工事情報の共有状況	100%
	⑨ 総合評価落札方式の導入状況	100%

運用指針	【業務】指標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%
	② 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 <small>$\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$</small>	1.00
	③ 平準化率 <small>$\frac{\text{第4四半期[1～3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$</small>	0.40 以下
	④ 適正な履行期間の設定	100%
	⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑥ 総合評価落札方式の導入状況	100%

※赤字は全国統一指標

1. 取組指標について 【工事】達成状況

R6目標達成◎ R4目標達成○ R4目標2%以内△ 未達成×
R3比較→

運用 指針	【工事】指 標	目標値 (R6)	目標値 (R4)	中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%	69%	× →	× →	× →	× →	○ →
	② 低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 <small>設定した入札件数 年度の発注工事件数</small>	1.00	岐阜0.82 静岡0.97 愛知0.94 三重0.98	—	× →	× →	△ →	△ →
	③ 平準化率 <small>4~6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数</small>	0.80	中部0.73 岐阜0.74 静岡0.72 愛知0.70 三重0.71	× →	○ →	× →	× →	× →
	④ 適正な工期設定	100%	73%	× →	× →	× →	× →	◎ →
	⑤ 週休2日工事の 実施状況 <small>※市町村を除く値 週休2日対象工事件数 全工事件数</small>	1.00	中部0.87 岐阜1.00 静岡0.90 愛知0.83 三重1.00	○ →	◎ →	○ →	○ →	◎ →
	⑥ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%	89%	× →	× →	◎ →	△ →	◎ →
実施に努める事項	⑦ 建設ICTの導入状況	100%	55%	× →	× →	× →	× →	× →
	⑧ 受発注者間の工事情報の共有状況	100%	53%	× →	× →	× →	× →	× →
	⑨ 総合評価落札方式の導入状況	100%	87%	× →	× →	○ →	△ →	× →

1. 取組指標について 【業務】達成状況

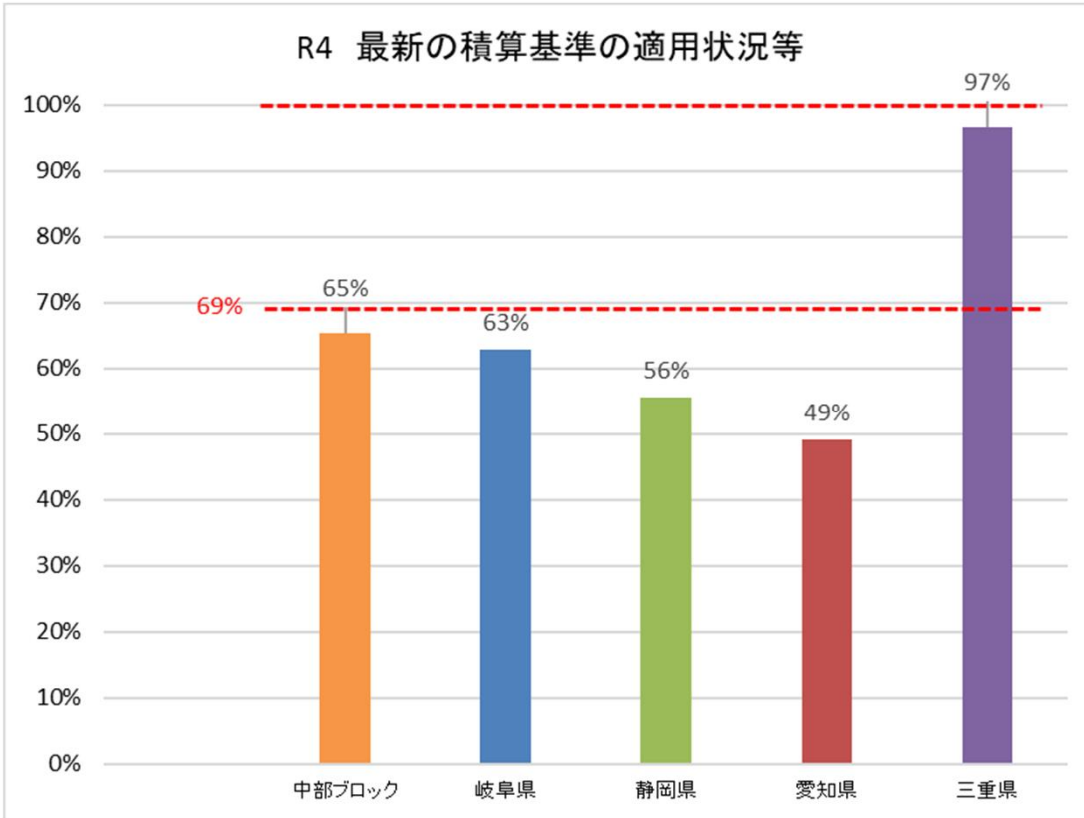
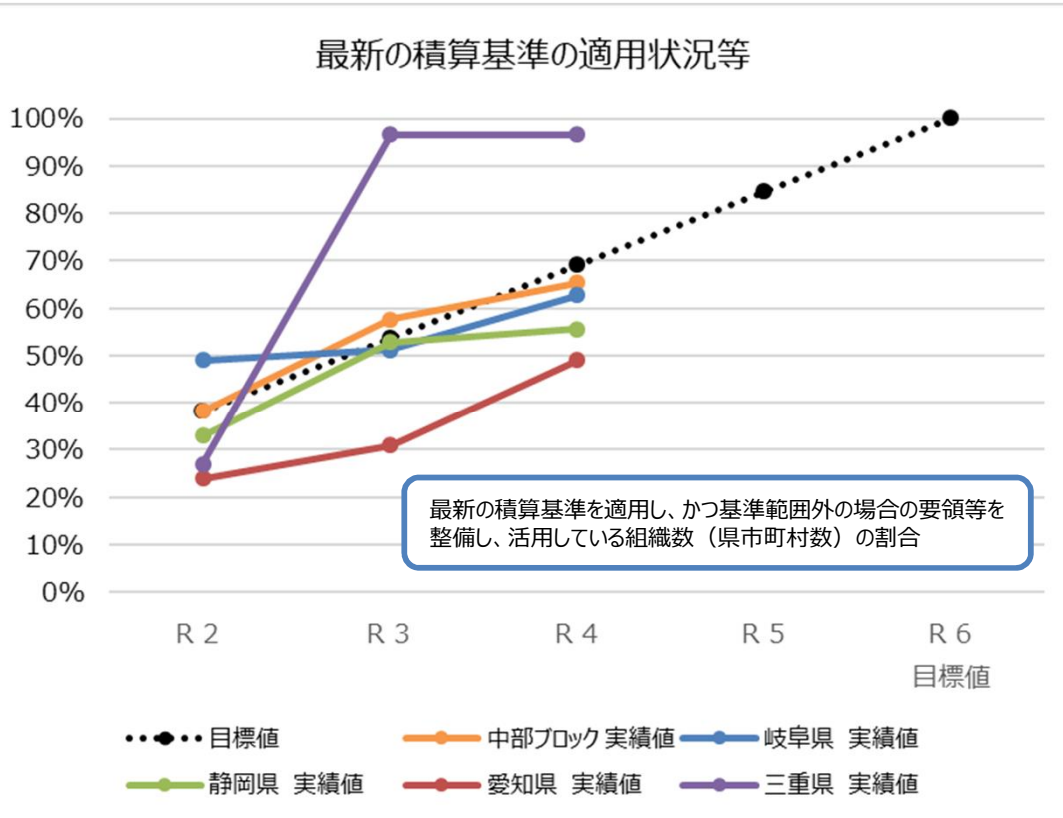
R6目標達成◎ R4目標達成○ R4目標2%以内△ 未達成×
R3比較→

運用 指針	【業務】指 標	目標値 (R6)	目標値 (R4)	中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%	96%	○ →	◎ →	◎ →	○ →	◎ →
	② 低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 <small>※市町村を除く値 設定した入札件数 年度の発注工事件数</small>	1.00	岐阜0.80 静岡0.98 愛知0.93 三重1.00	—	◎ →	○ →	○ →	◎ →
	③ 平準化率 <small>※市町村を除く値 第4四半期[1~3月]に完了する業務件数 年度の業務稼働件数</small>	0.40 以下	中部0.42 岐阜0.40 静岡0.42 愛知0.41 三重0.40 以下	× →	△ →	× →	× →	◎ →
	④ 適正な履行期間の設定	100%	62%	× →	× →	× →	× →	◎ →
	⑤ 設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%	73%	× →	× →	× →	× →	◎ →
実施に 務める 事項	⑥ 総合評価落札方式の導入状況	100%	60%	× →	× →	× →	× →	× →

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重○

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+7%)が、目標達成していない。
- 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。最新の積算基準を使用しているものの、基準範囲外の要領等を整備していない組織が多い。



◇ 目標達成のメリット

- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
- ・積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策

原材料価格の高騰を反映した資材価格の設定、休日や天候等による作業不能日を考慮した経費補正を実施し、受注者の想定する費用との乖離をなくす

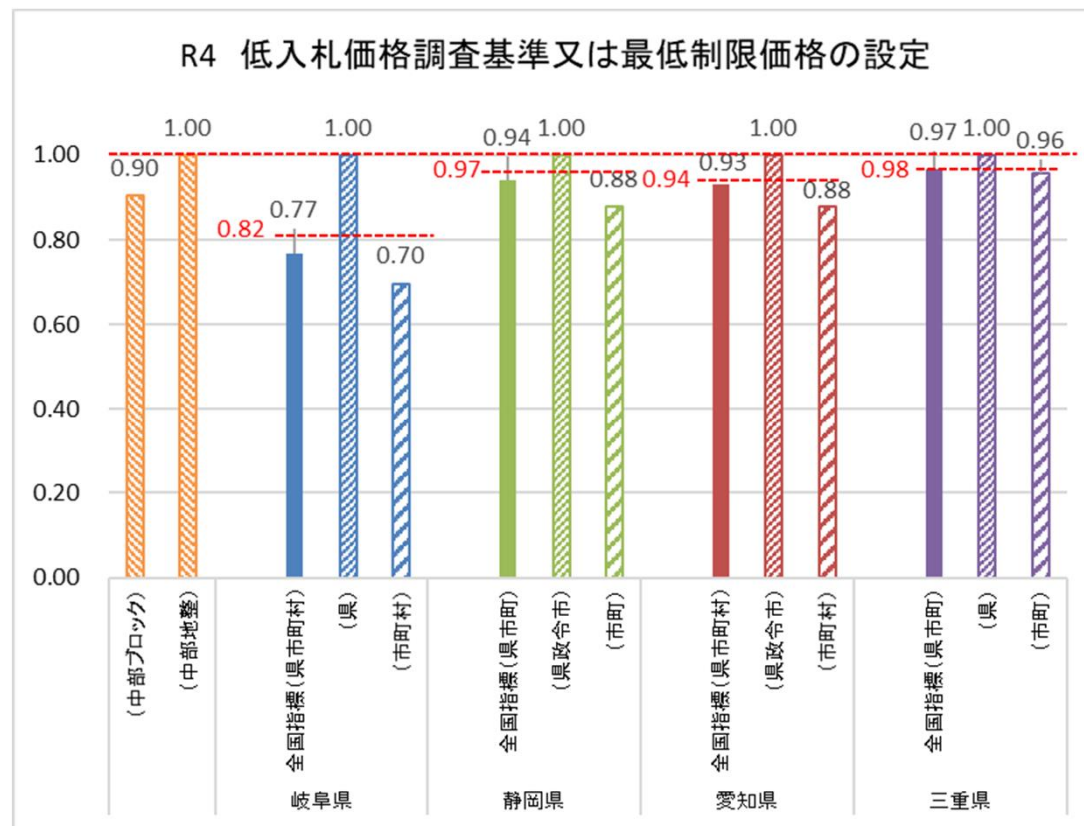
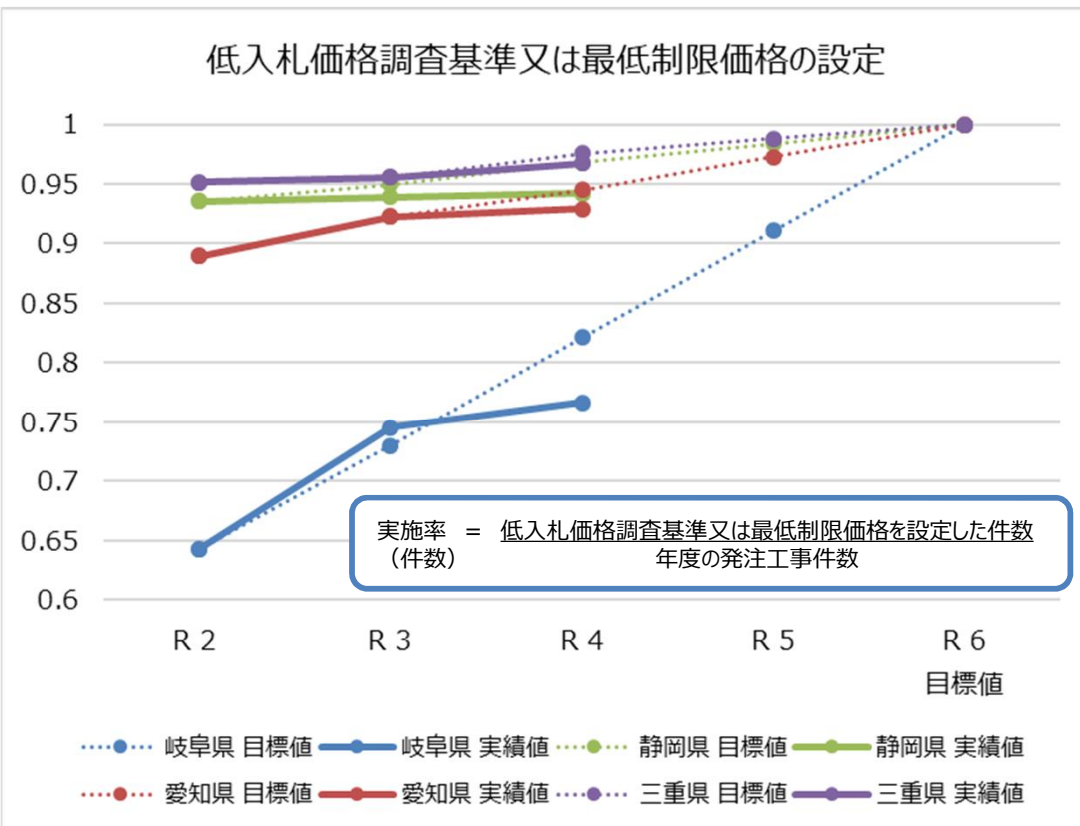
残66機関
国等5機関
61市町村

【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 **【R4達成度】岐阜× 静岡× 愛知△ 三重△**

- 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
- 令和4年度の各県(県市町村)の実績値は **目標値を下回っている**。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

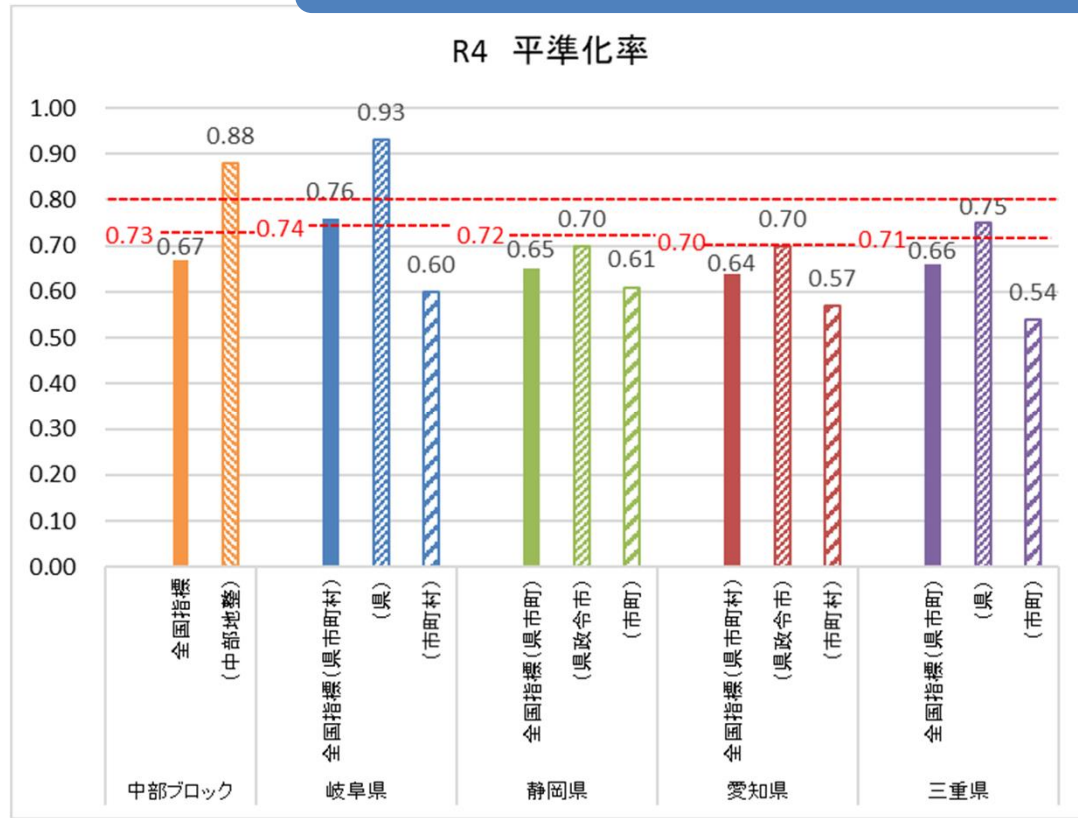
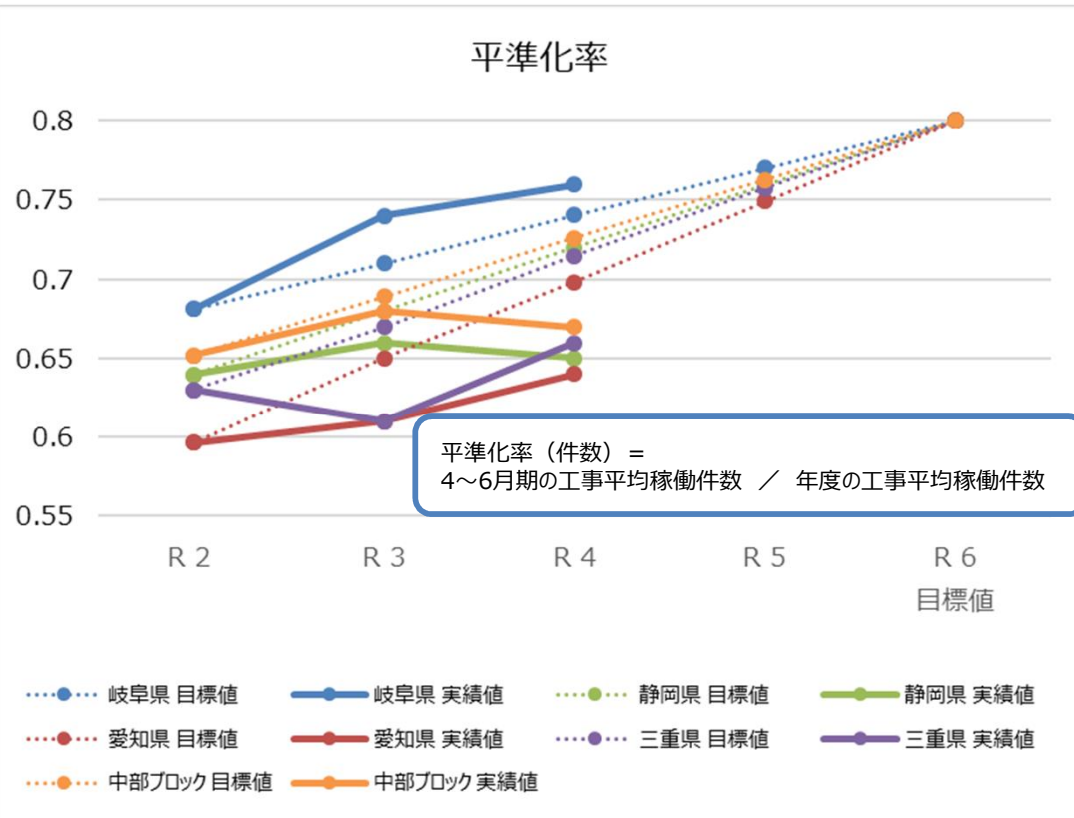
【工事③】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R4達成度】中部ブロック× 岐阜○ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに下がっている。(-0.01ポイント)

○ 令和4年度の実績値は岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
 （※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



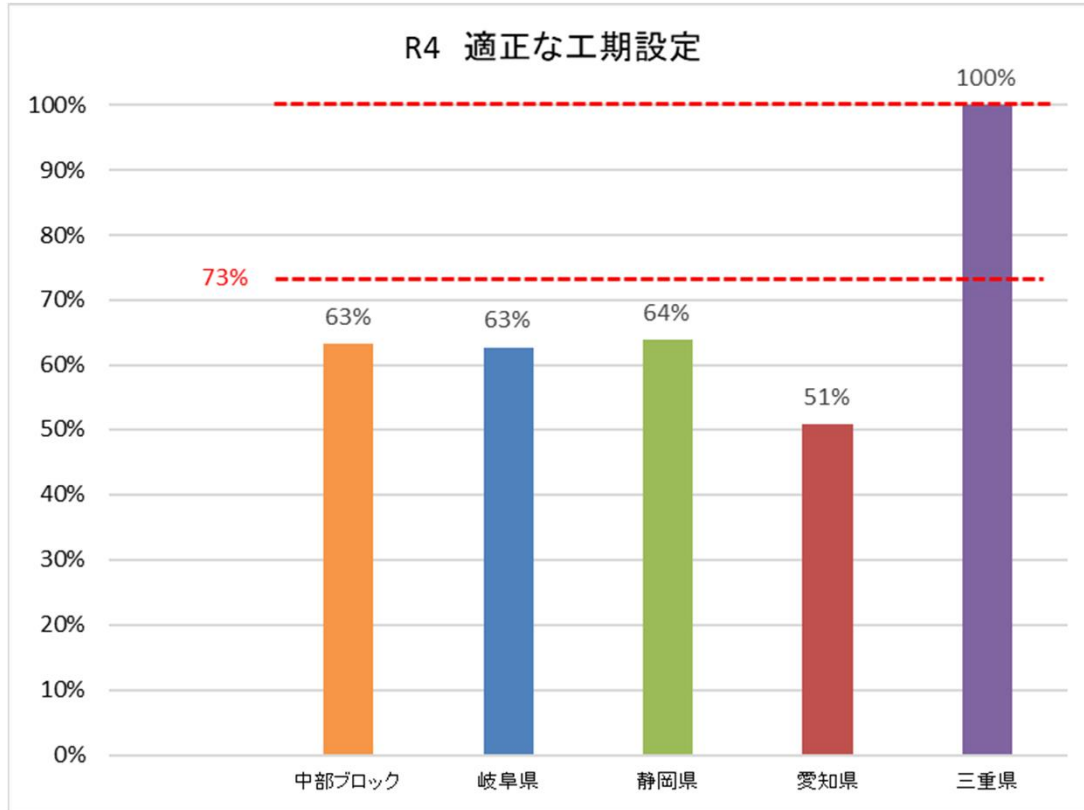
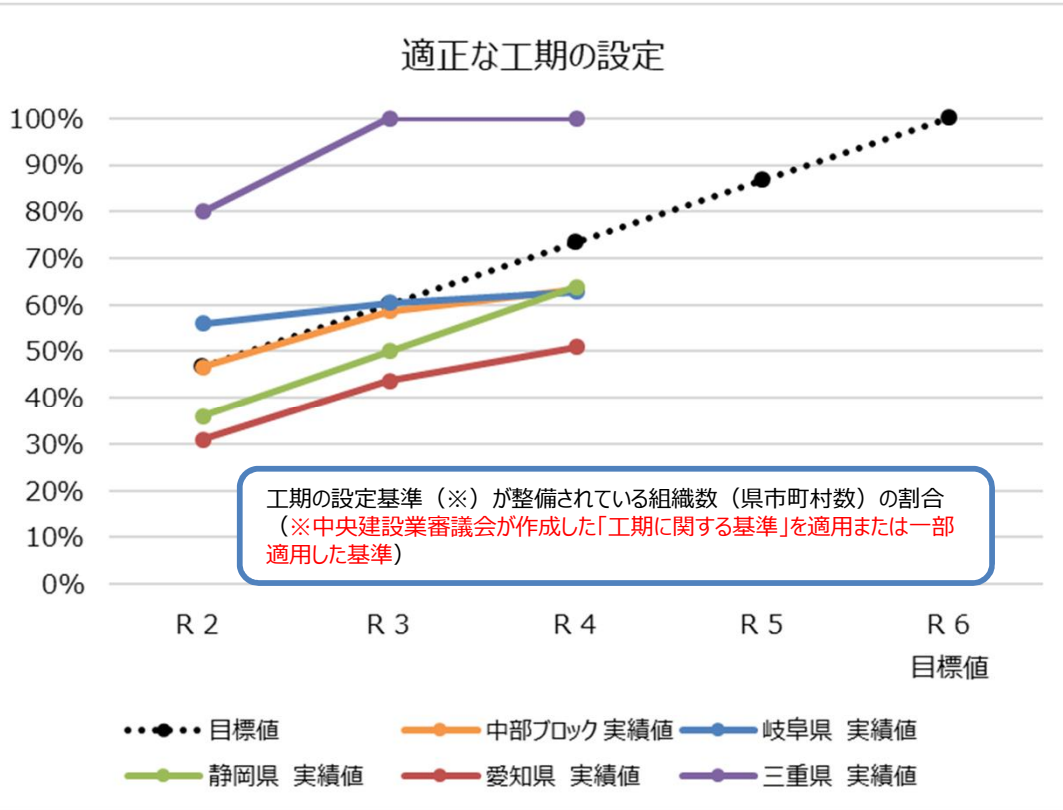
◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。
- ・人材や資機材の効率的な活用
工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。
- ・経営の安定化
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。
- ・地域住民への配慮
集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+3%)が、目標達成していない。
- 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。
- フレックス工期の設定は各県で進んでいる



◇ 目標達成のメリット

- ・不調不落対策
休日や天候等による作業不能日を考慮した工期設定を実施し、受注者の想定する工期との乖離をなくす。
- ・品質確保
建設工事については、多様な関係者の関与があり、また、工事毎に目的物、天候、施工条件等によって、適正な工期を設定する必要がある。品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、適正な工期設定により、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮される。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

残70機関
国等14機関
56市町村

【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

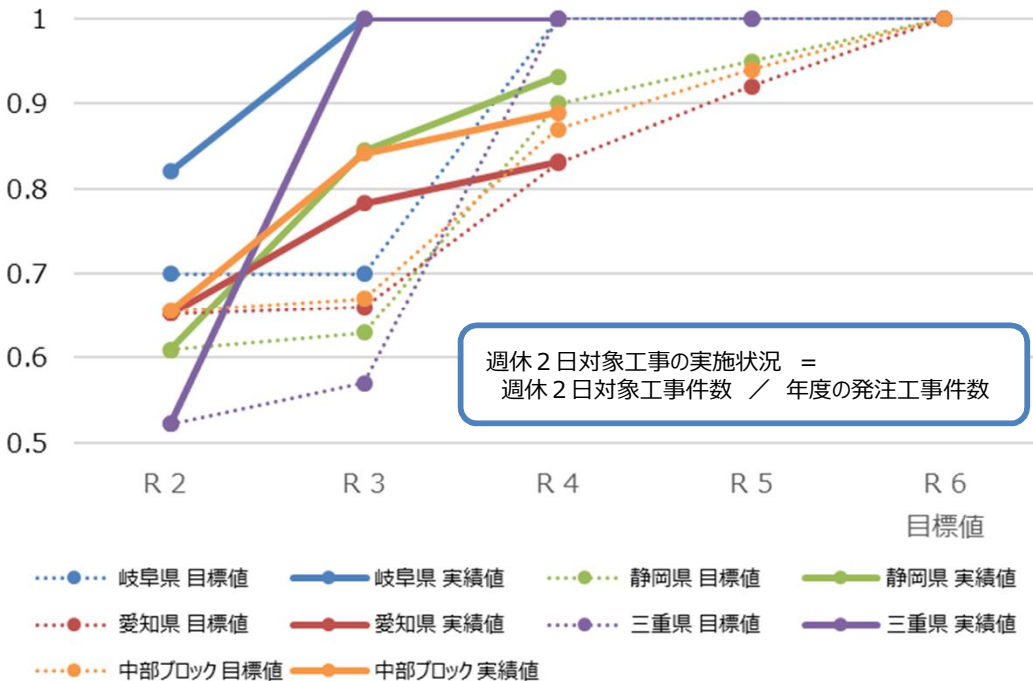
◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R4達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡○ 愛知○ 三重◎

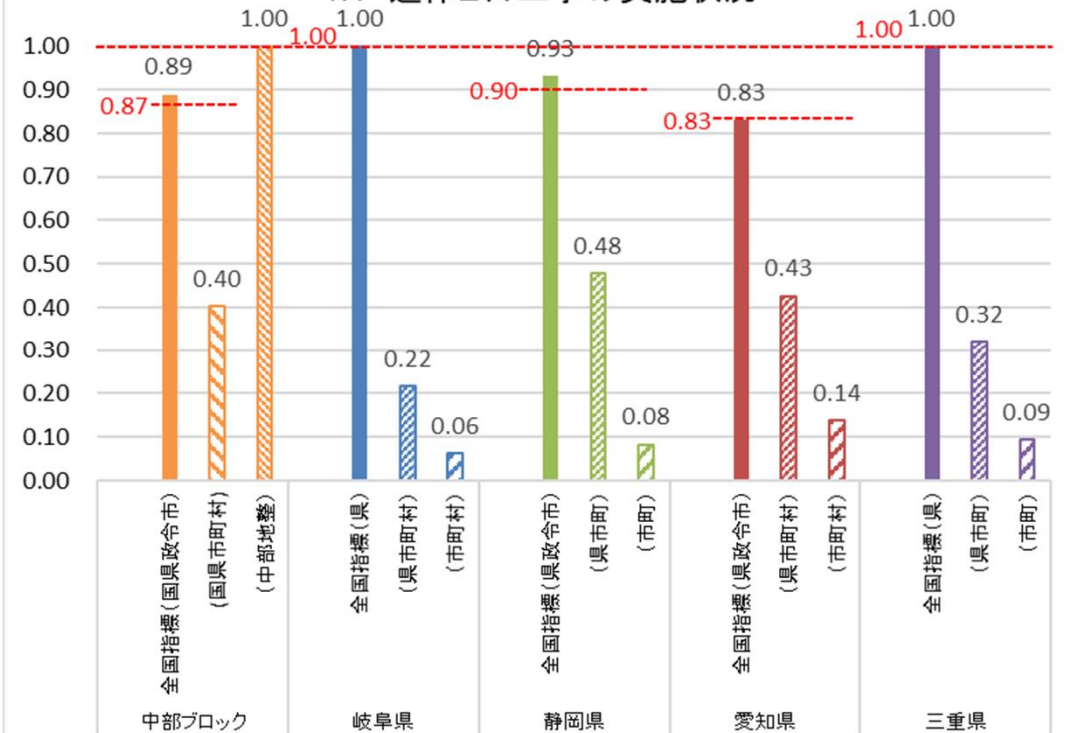
- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.84→0.89)**。
 - 令和4年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。
- しかし、**市町村では取組が進んでいない**。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
 （※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

週休2日工事の実施状況



R4 週休2日工事の実施状況



◇ 目標達成のメリット

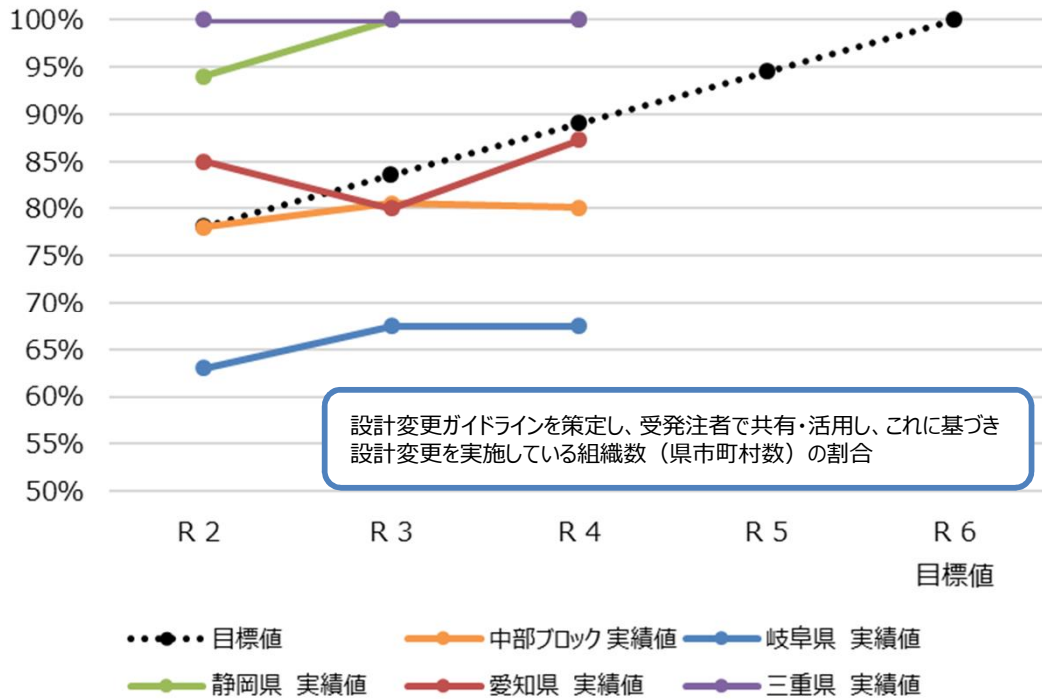
- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

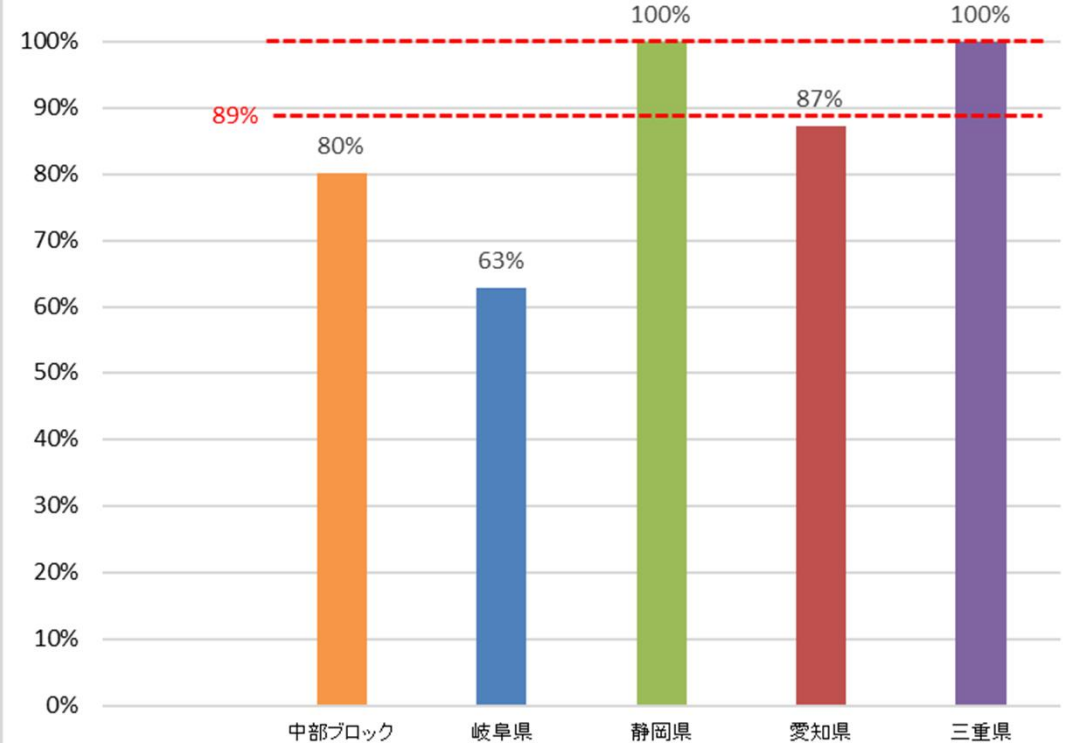
【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡◎ 愛知△ 三重◎

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい、目標達成していない。
- 令和4年度の実績値は静岡県、三重県が目標を上回り、100%達成している。

設計変更ガイドラインの策定・活用状況



R4 設計変更ガイドラインの策定・活用



◇ 目標達成のメリット

- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

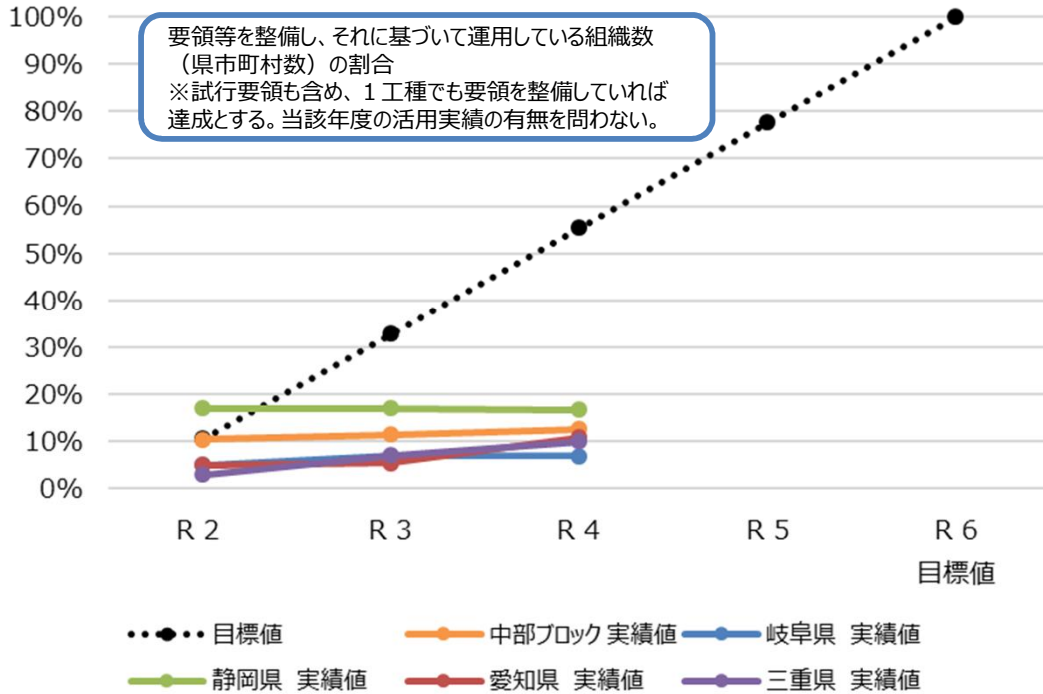
残36機関
国等15機関
21市町村

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

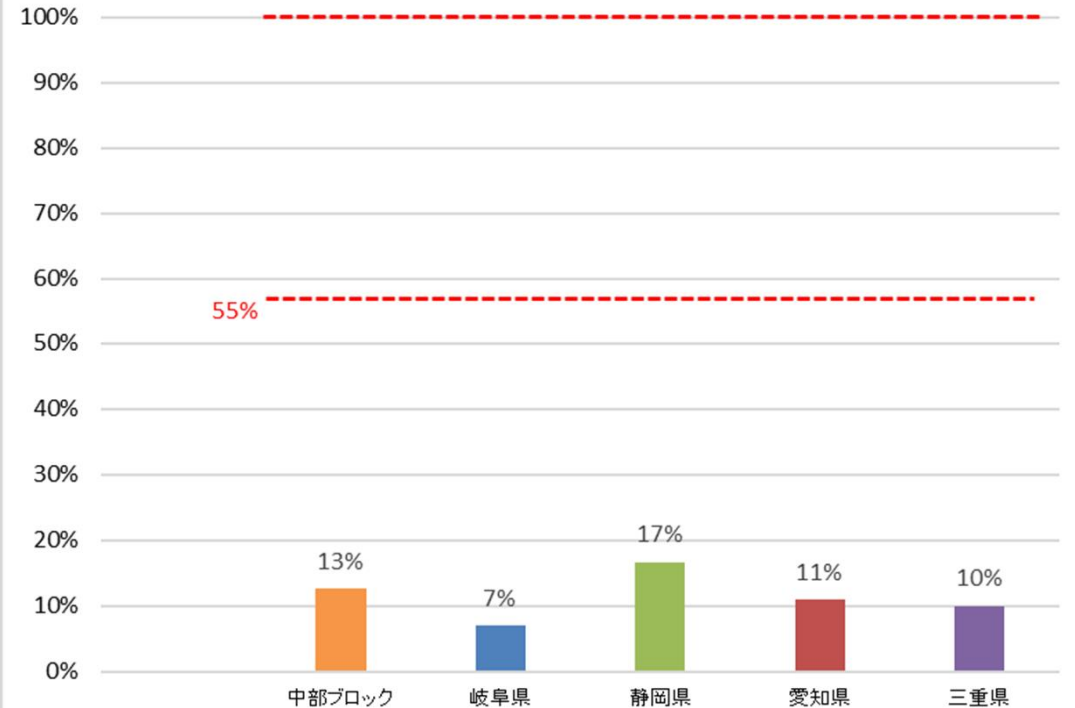
【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。
- 令和4年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

建設ICTの導入状況



R4 建設ICTの導入状況



◇ 目標達成のメリット

・業務効率化、高度化

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。

また、監督・検査業務にICT技術を活用することで、書類の簡素化や、遠隔臨場による移動時間の短縮、リアルタイムの確認も可能。

・作業の安全性向上

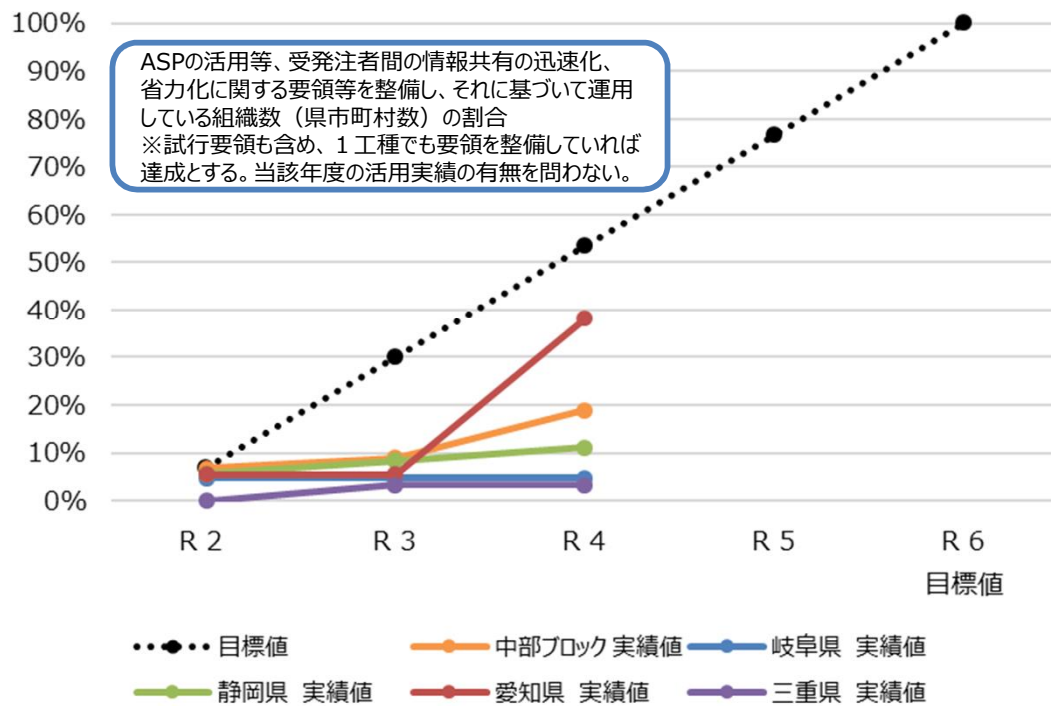
建設業における労働災害発生要因としては、建設機械との接触による事故が多く、ICT技術により現場の人的作業を削減することで、事故発生要因の削減が期待できる。

◇ 受発注者間の工事情報を共有(ASPの活用等)することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

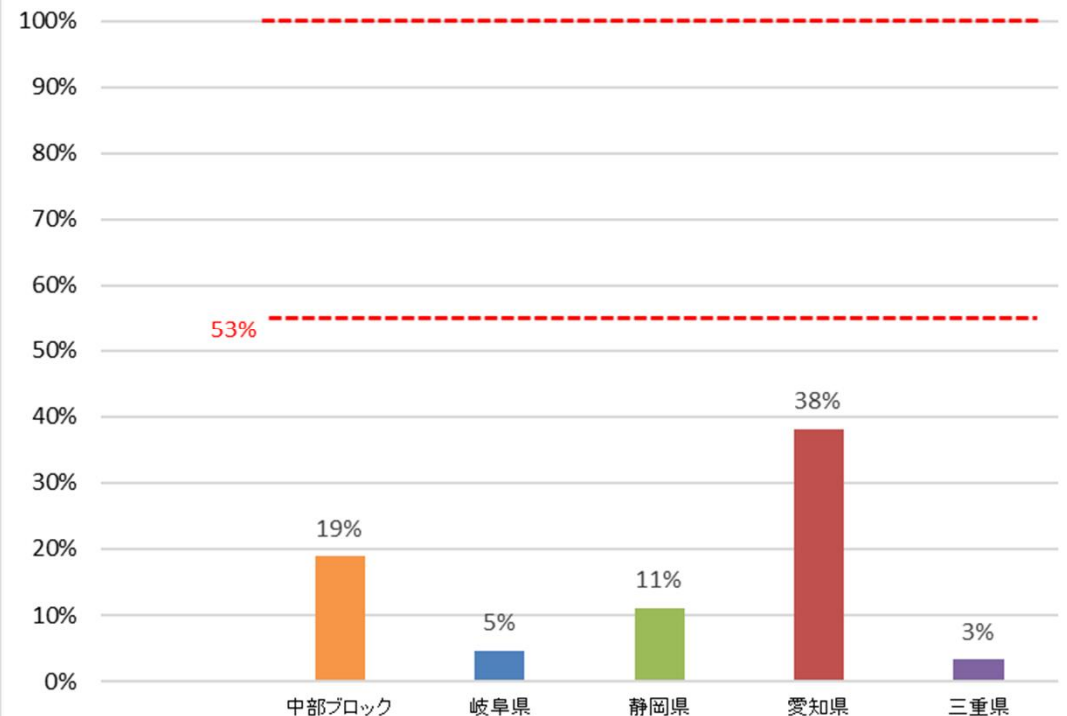
【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+10%)が、目標達成していない。
- 令和4年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

受発注者間の工事情報の共有 (ASP等)



R4 受発注者間の工事情報の共有(ASP等)



◇ 目標達成のメリット

・業務の効率化

情報共有システムの活用により、受発注者間の工事帳票の処理の迅速化、工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化、及び日程調整の効率化が図られる。

・事業全体の円滑化

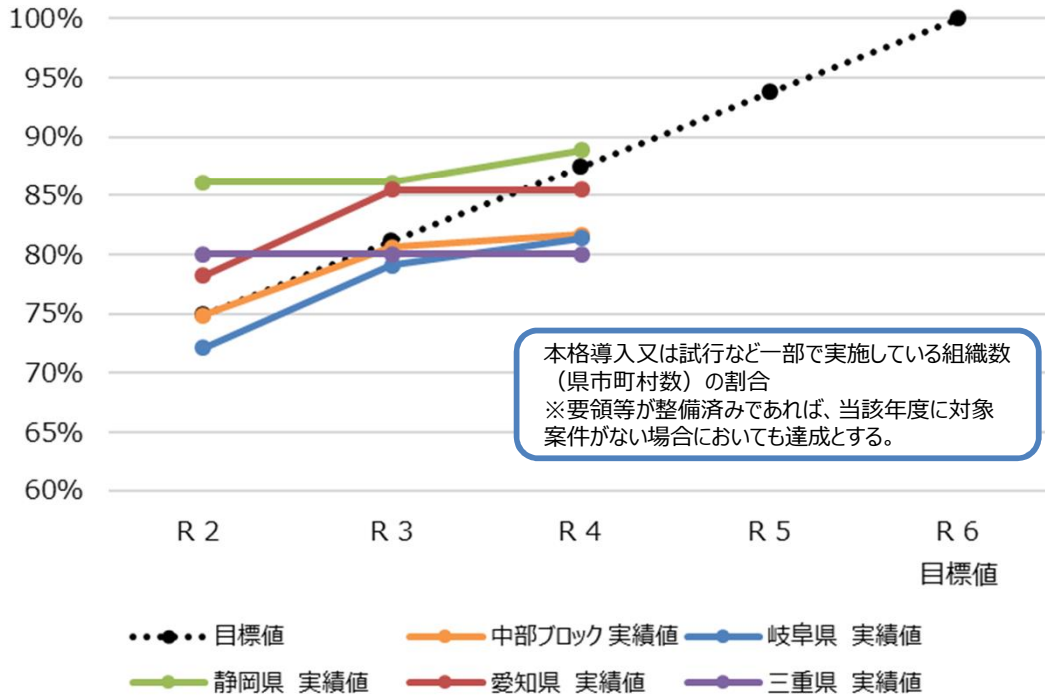
関係機関・地元協議資料、安全管理資料などを隣接工事及び後行程の業務や工事の関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑に進めることが可能。

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

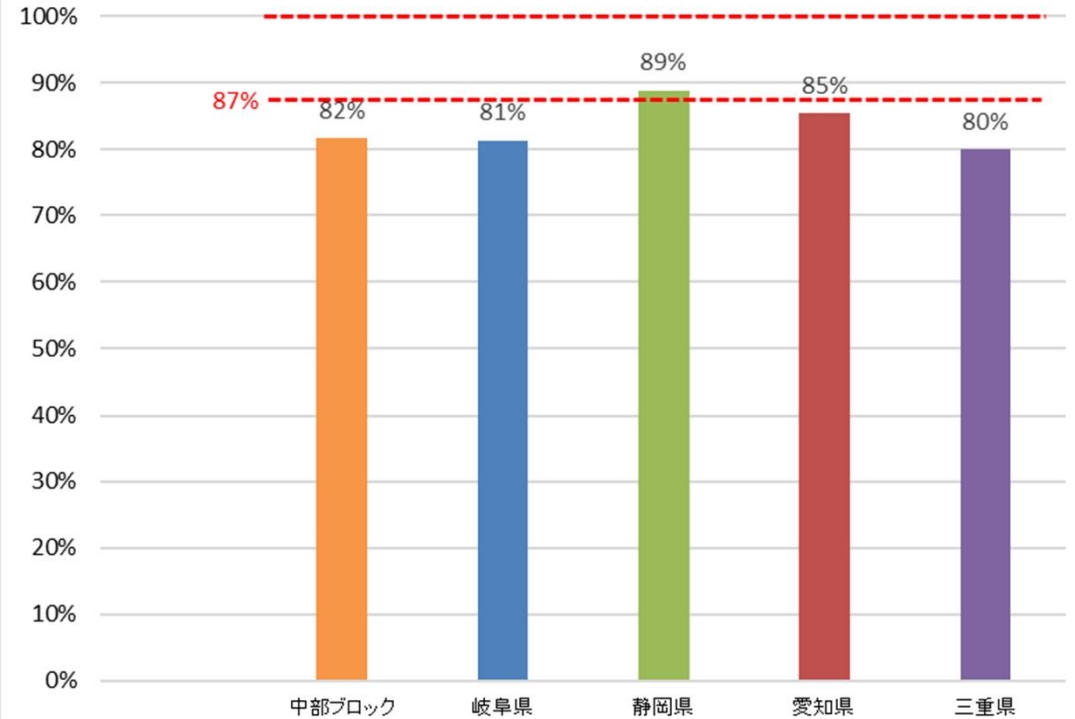
【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡○ 愛知△ 三重×

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**横ばい(+1%)**。
- 令和4年度の実績値は**静岡県が目標達成**。

総合評価落札方式の導入状況



R4 総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

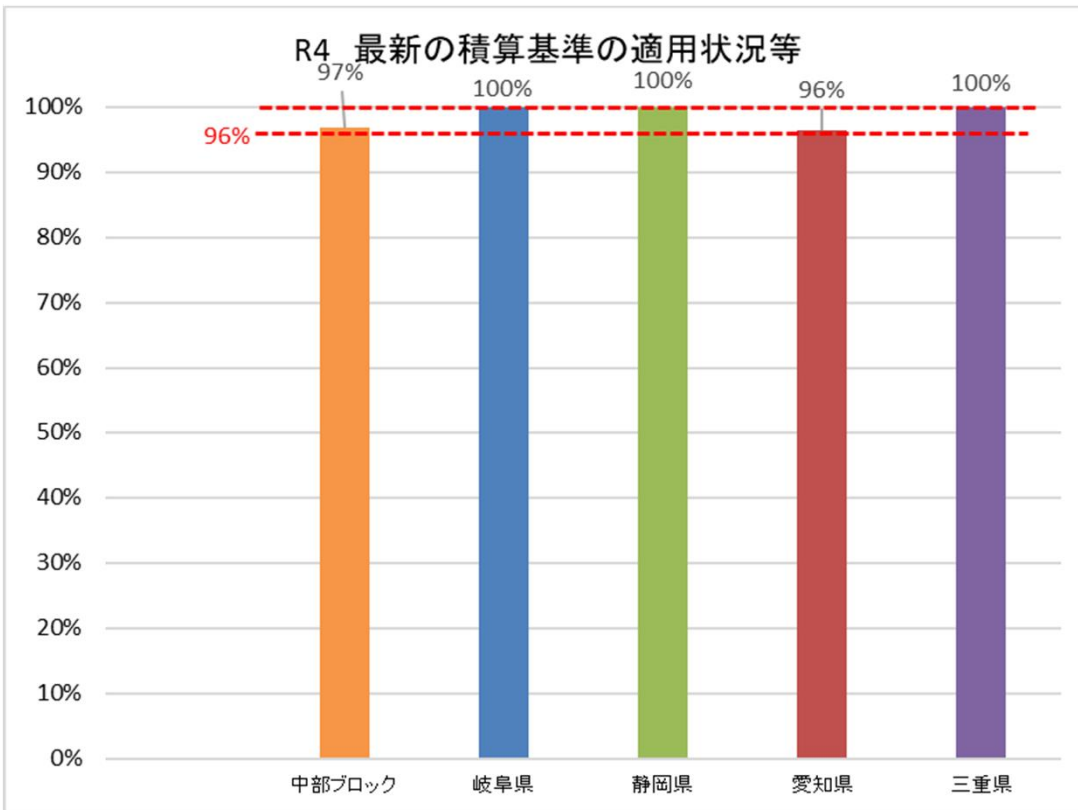
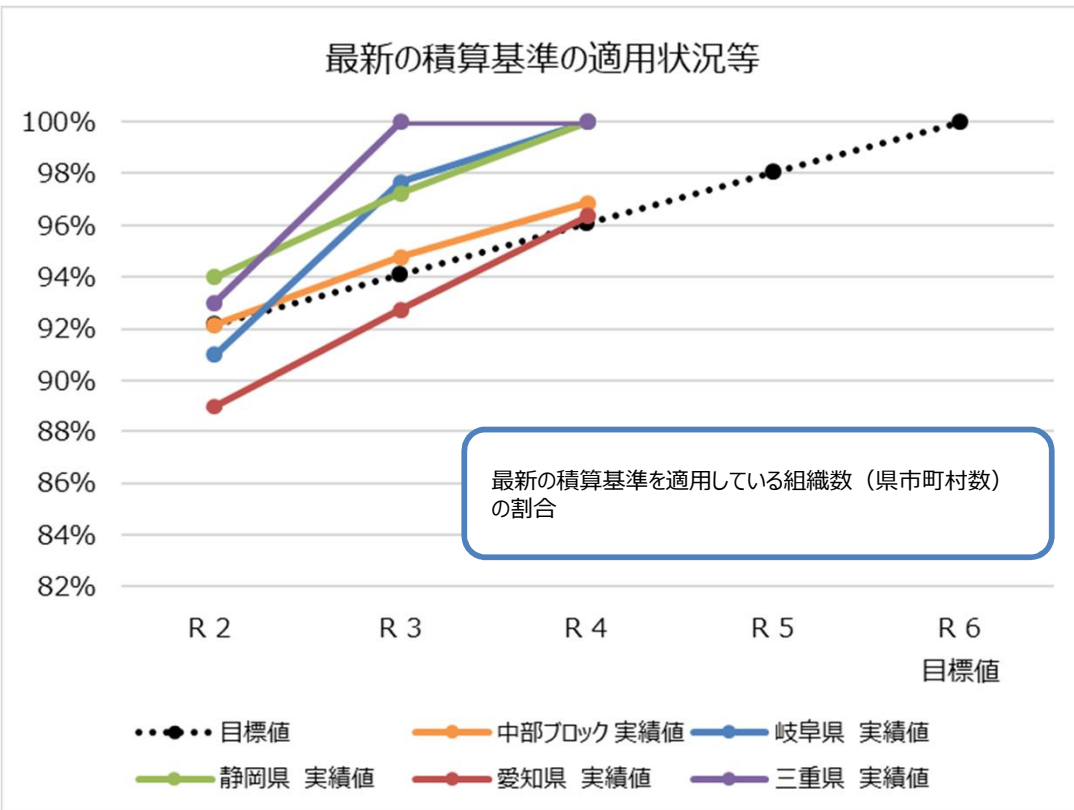
・適切な技術力を持つ企業の選定

公共工事は、施工者の技術力等により品質が左右されるため、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、工事の品質を確保する。

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

【R4達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡◎ 愛知○ 三重◎

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+2%)。
- 令和4年度の実績値は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県ともに目標達成。岐阜県、静岡県、三重県においては、100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策
最新の技術基準への対応や実態調査の結果を踏まえ、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残6機関
国等4機関
2市町村

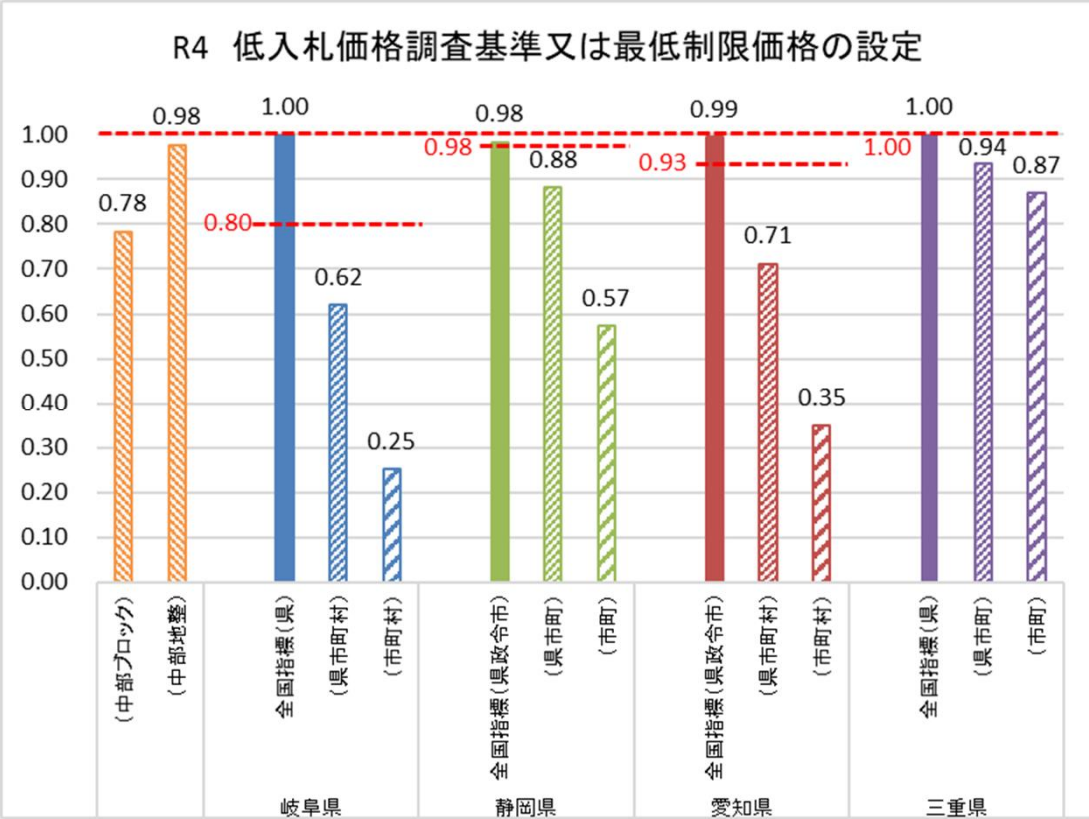
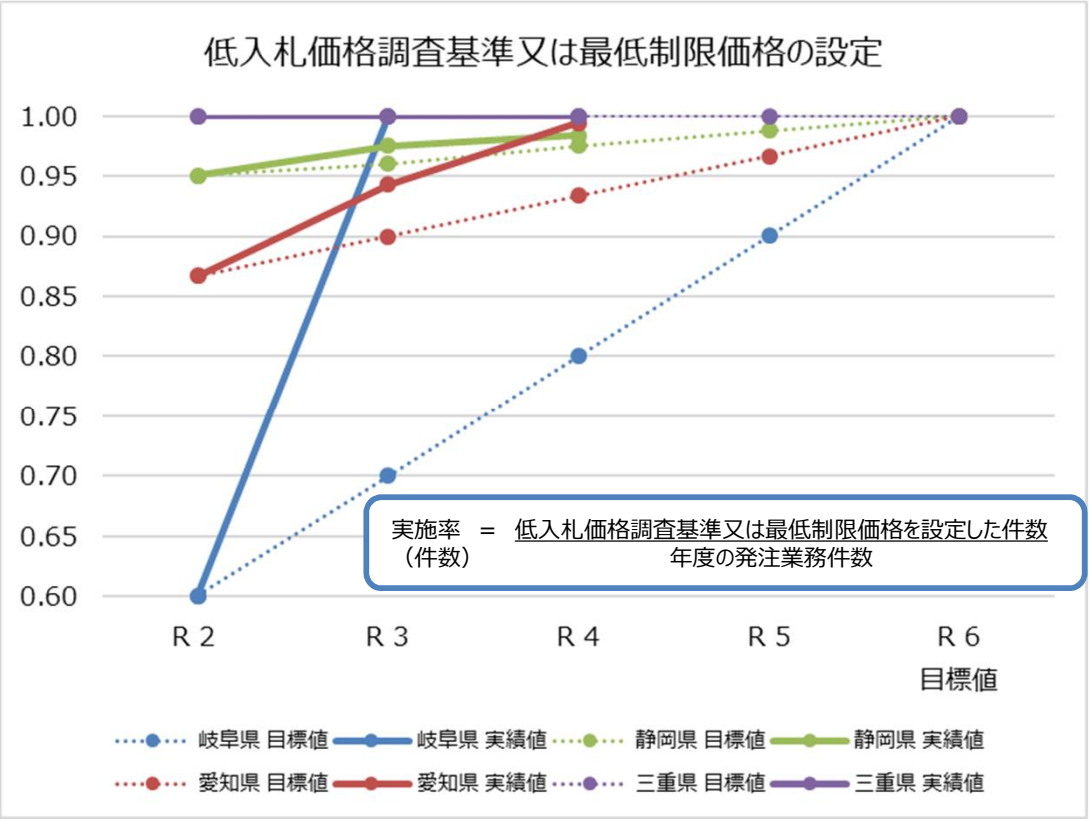
【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R4達成度】岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

- 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率はわずかに上昇している。
- 令和4年度の各県(県政令市)の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

【業務③】 平準化率

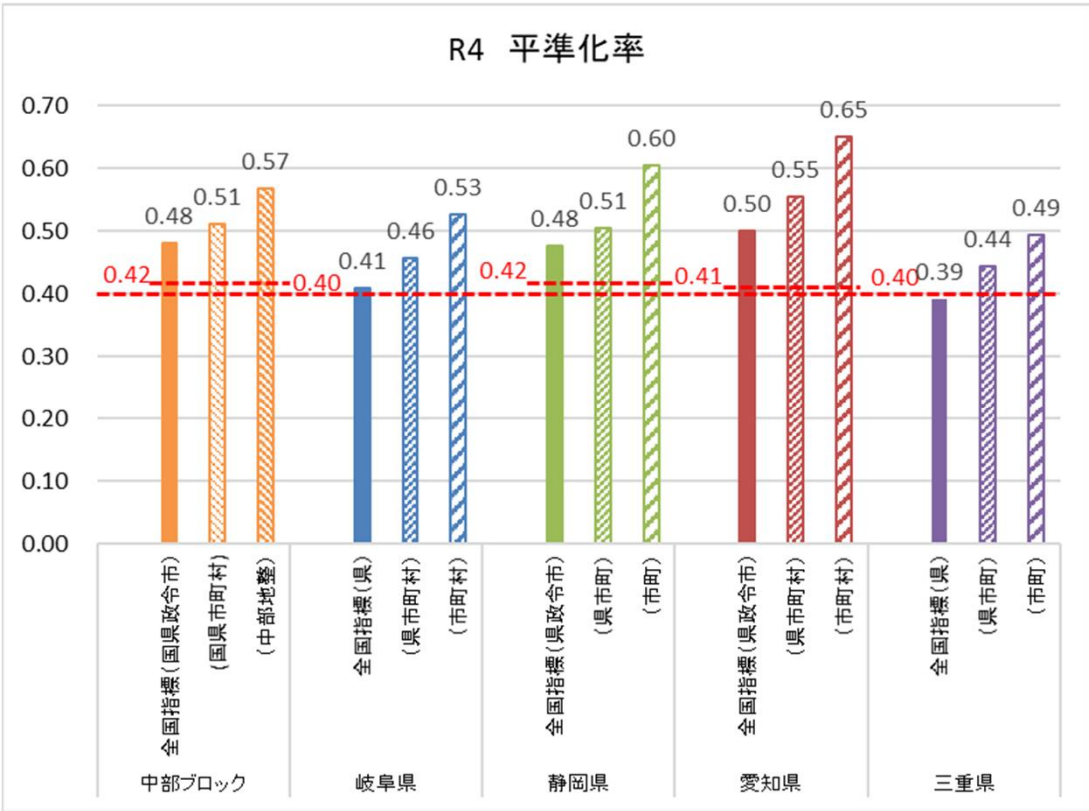
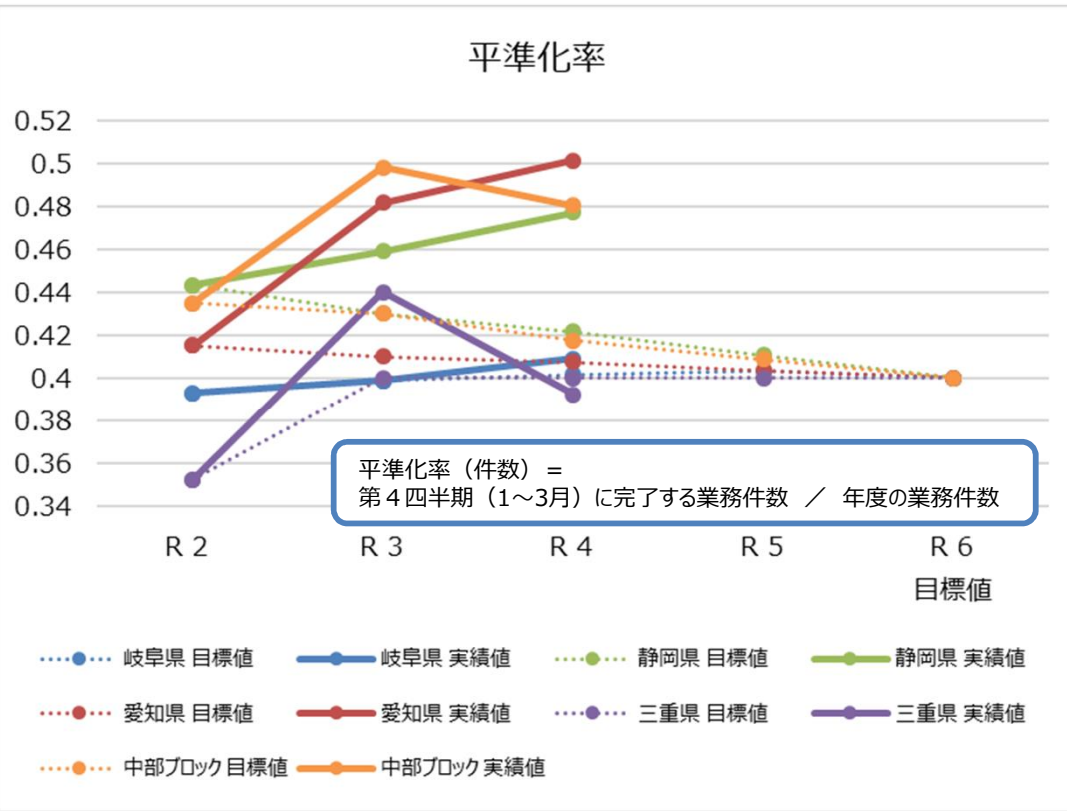
◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている(-0.03ポイント)が、目標達成していない。

○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
 （※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



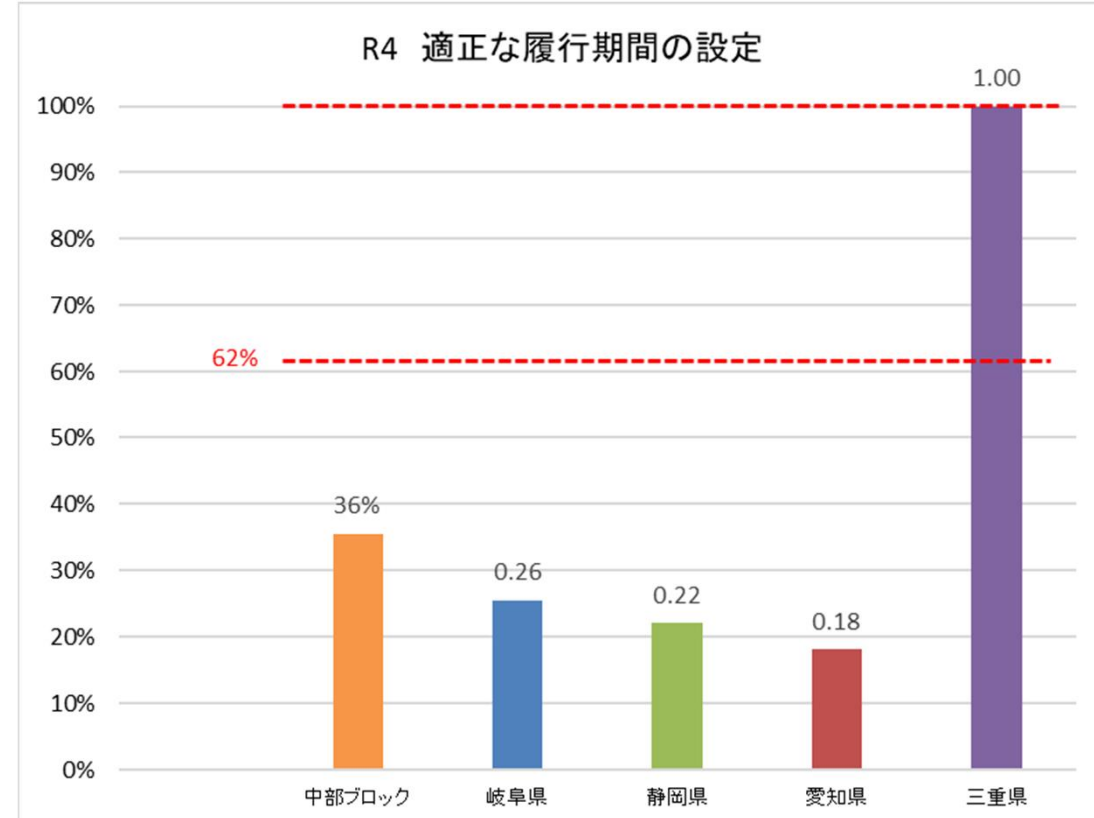
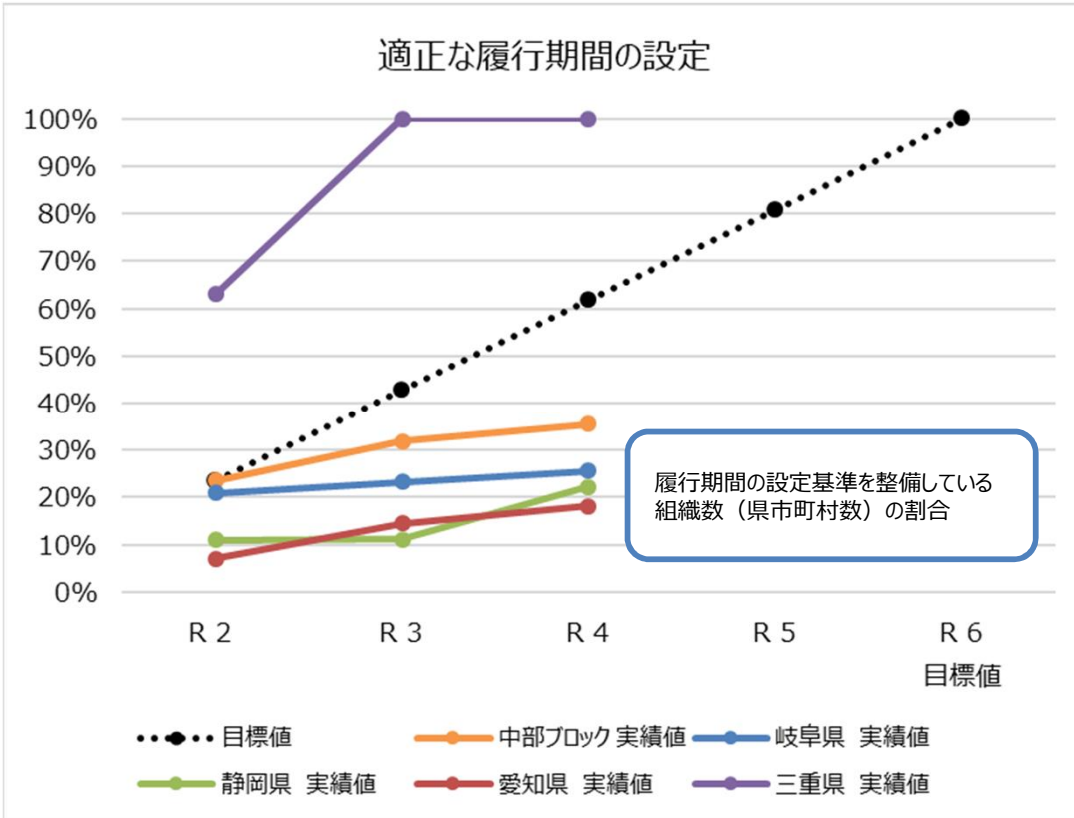
◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
 年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される
- ・受注者の経営環境の改善
 履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+4%)。
- 令和4年度の実績値は三重県が目標達成、100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

・不調不落対策

業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査機関や、業務に従事する者の休日や、その他のやむを得ない事由による作業不能日を考慮した履行期間の設定を実施し、受注者の想定する履行期間との乖離をなくす。

・時間外労働の是正

平成31年4月（中小企業は令和2年4月）より、罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となっており、適正な履行期間の設定は必須。

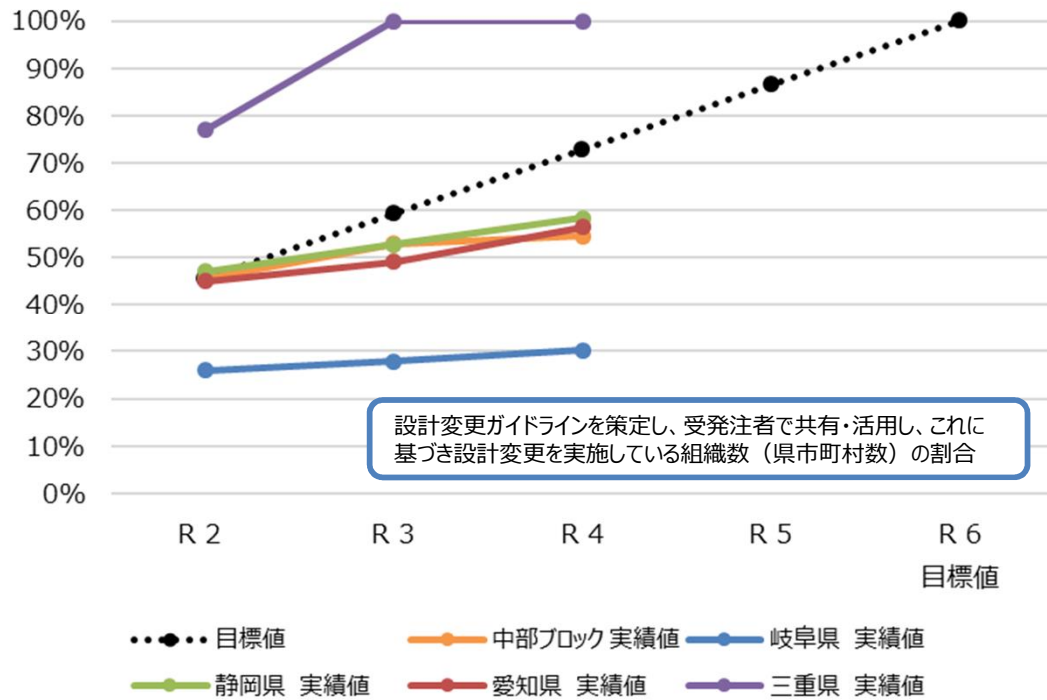
残122機関
国等17機関
105市町村

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

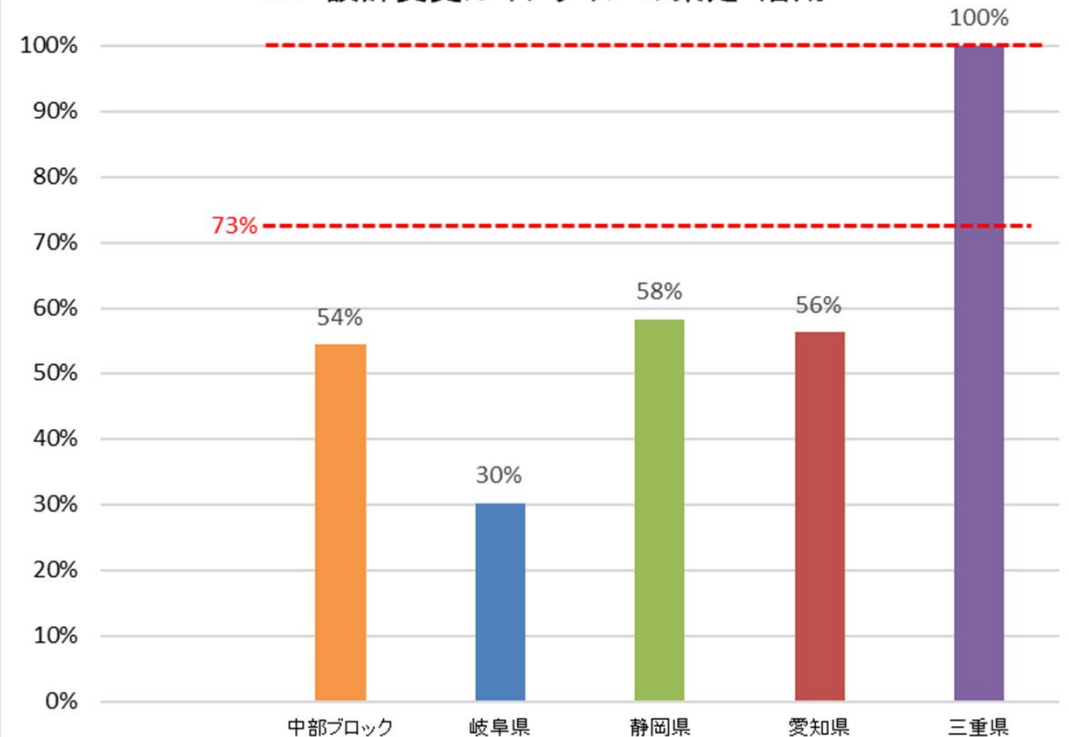
【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**横ばい(+1%)**。
- 令和4年度の実績値は**三重県が目標達成**、100%を達成している

設計変更ガイドラインの策定・活用状況



R4 設計変更ガイドラインの策定・活用



◇ 目標達成のメリット

- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

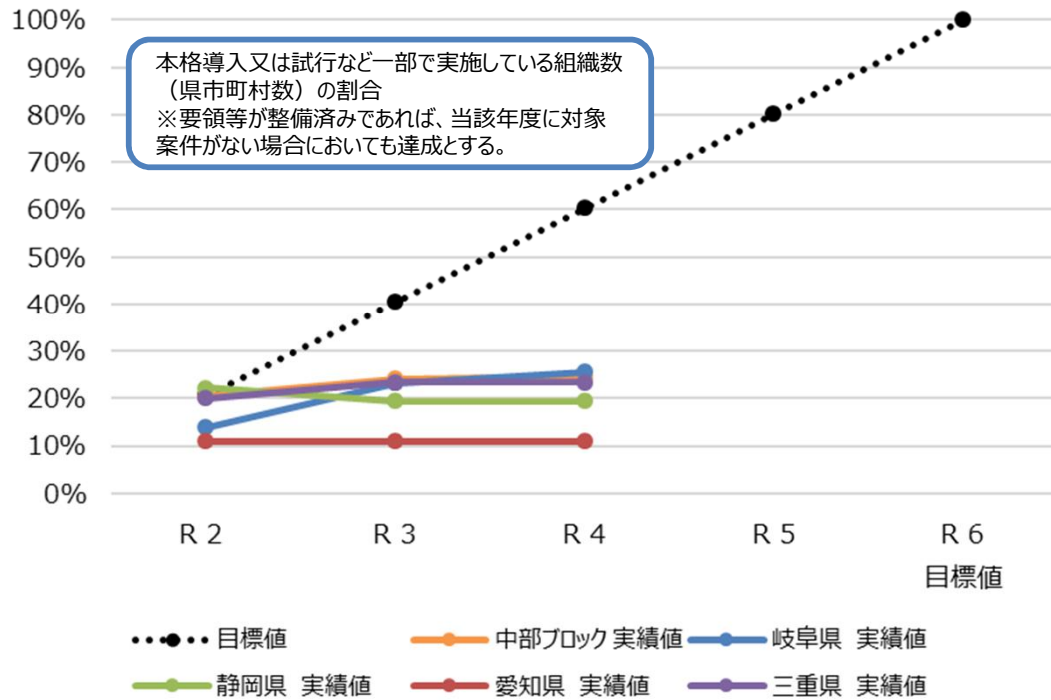
残85機関
国等17機関
69市町村

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組

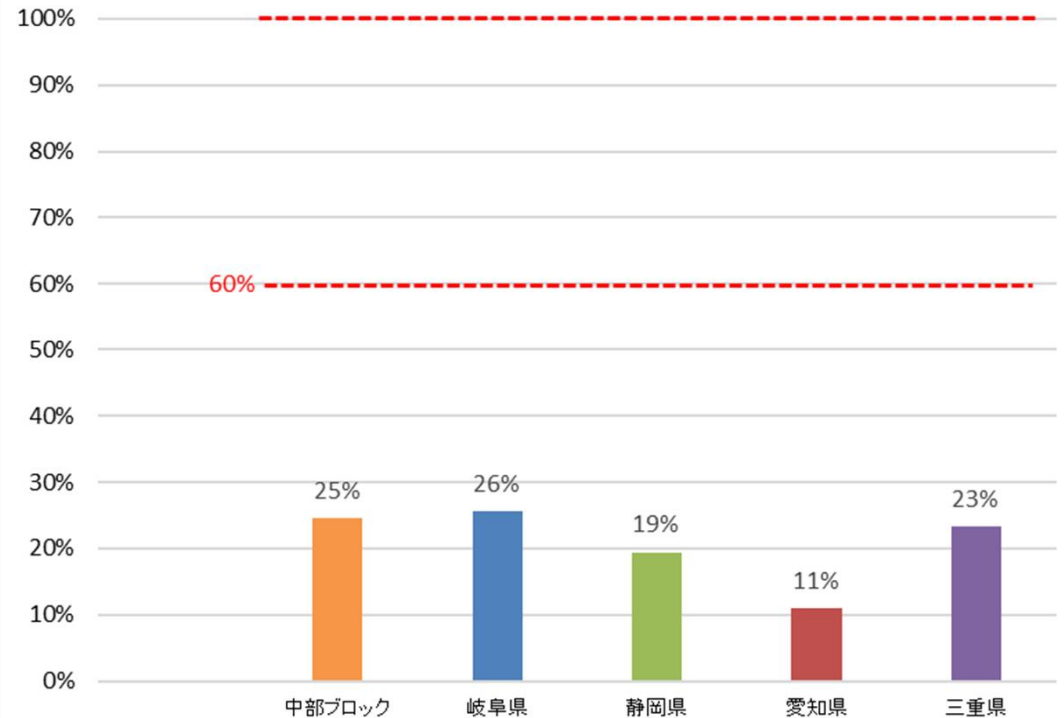
【R4達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(±0%)。
- 令和4年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

総合評価落札方式の導入状況



R4 総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

・適切な技術力を持つ企業の選定

個々の業務の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、品質を確保する。

・技術提案による品質向上

業務の内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上が期待される。

個別案件

- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
- 平準化
- 週休2日

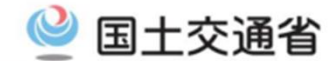
個別案件

- ・ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

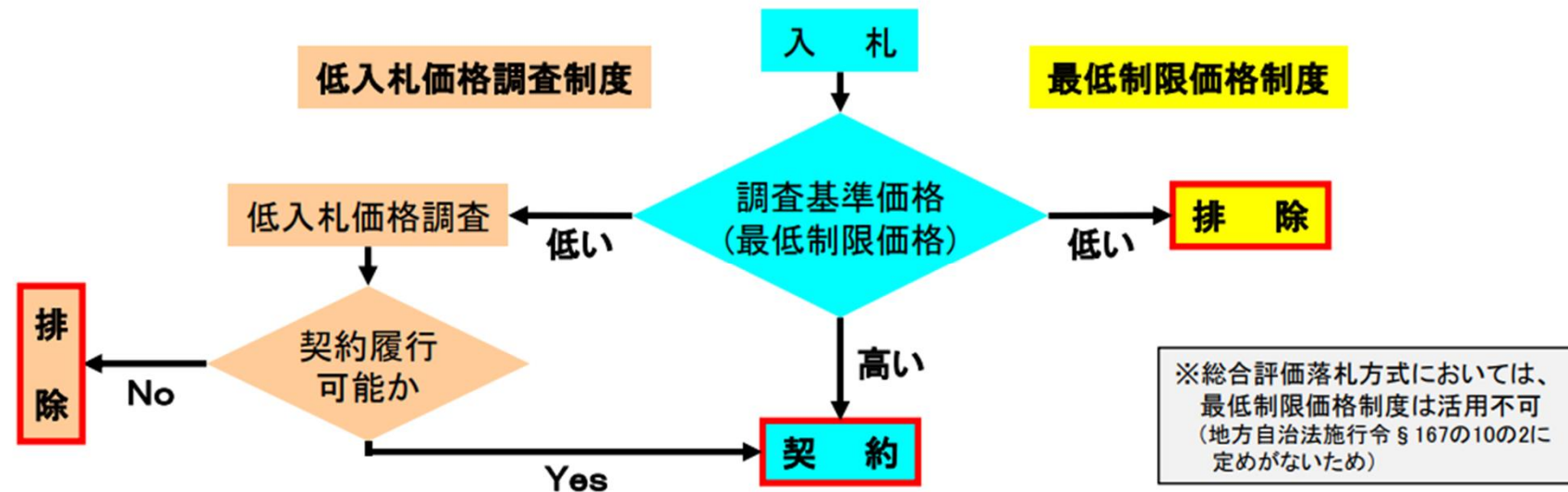
【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

(参考)令和4年11月1日記者発表「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」(工事)」より

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要



- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則(最低価格自動落札の原則)
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(後者は地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



○ 会計法 § 29の6 第1項

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 § 85,86

- ・ 「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- ・ 上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 § 234 第3項

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令第167の10

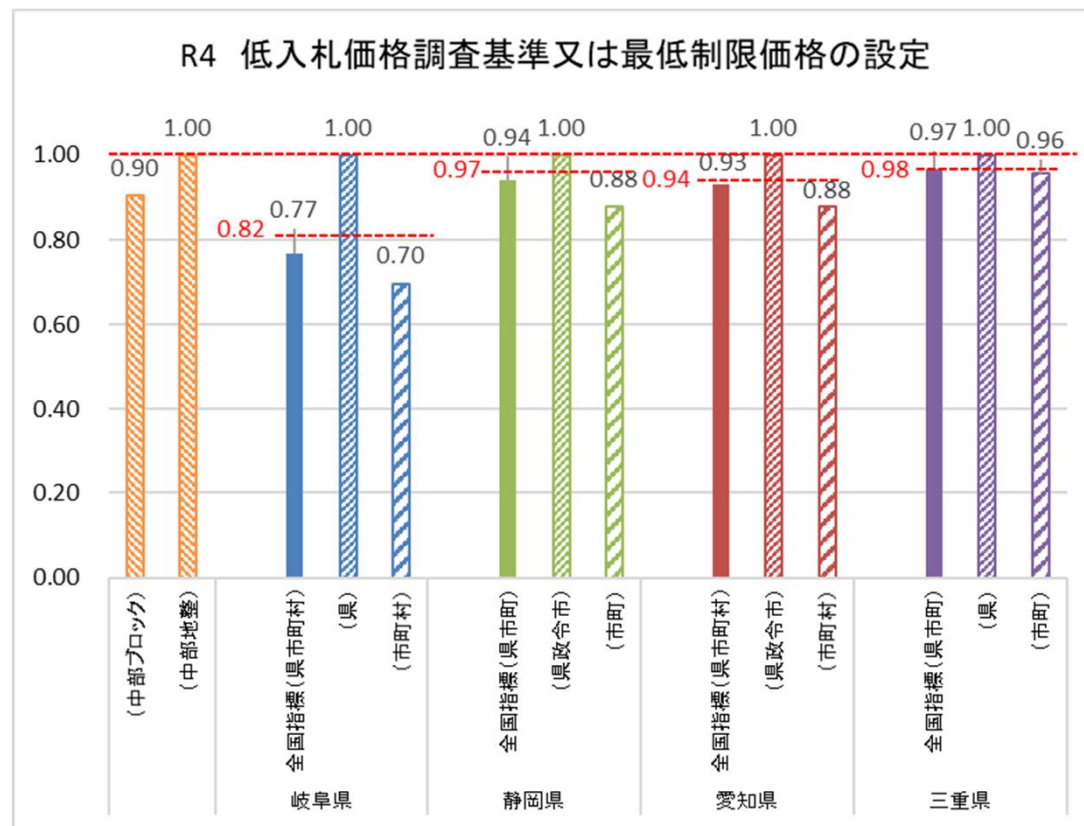
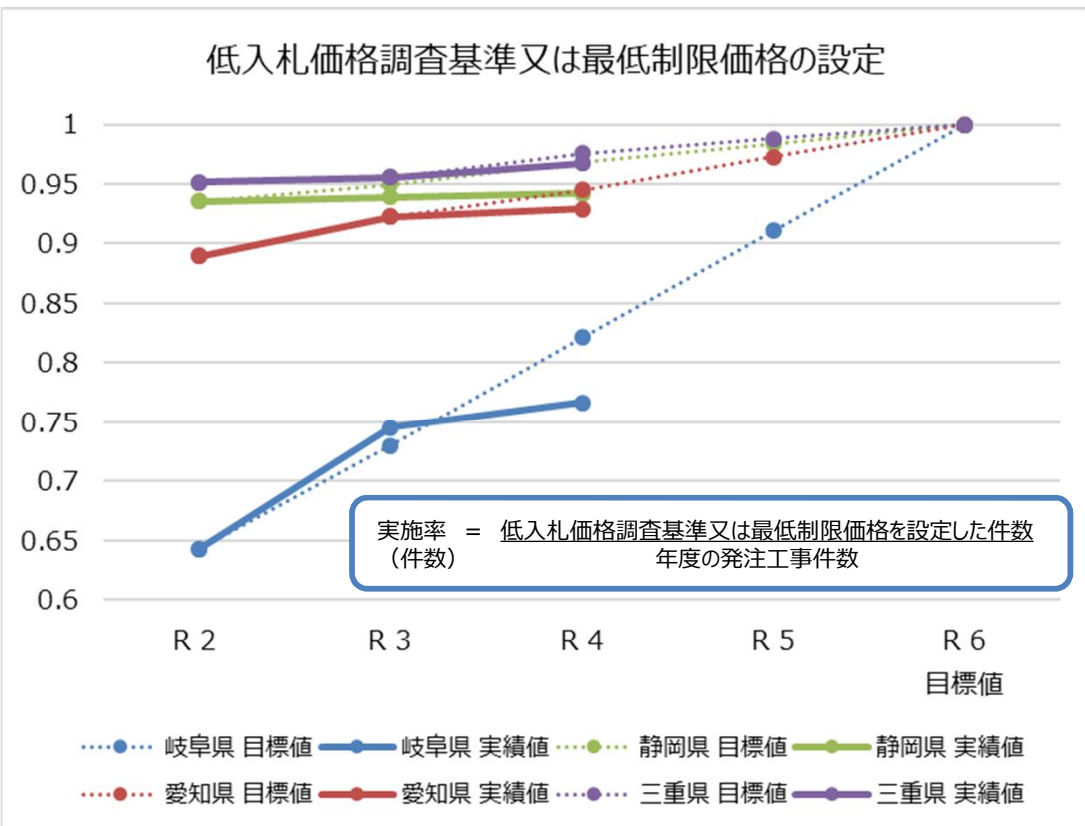
- ・ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- ・ 予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 **【R4達成度】岐阜× 静岡× 愛知△ 三重△**

- 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
- 令和4年度の各県(県市町村)の実績値は **目標値を下回っている**。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業を含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- 工事請負契約に係る低入札価格調査又は最低制限価格を導入していないのは2機関。
- 低入札価格調査又は最低制限価格の算定式について、中央公契連モデル(最新モデル又は旧モデル)を適用していないのは9機関。

◇ 未導入あるいは中央公契連モデル未適用の理由

- ・独自基準が適用されており、最新モデル導入の必要性を感じられない
- ・人員不足のため、見直し検討が進まない

まとめ

- ・令和5年度は、11機関に個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

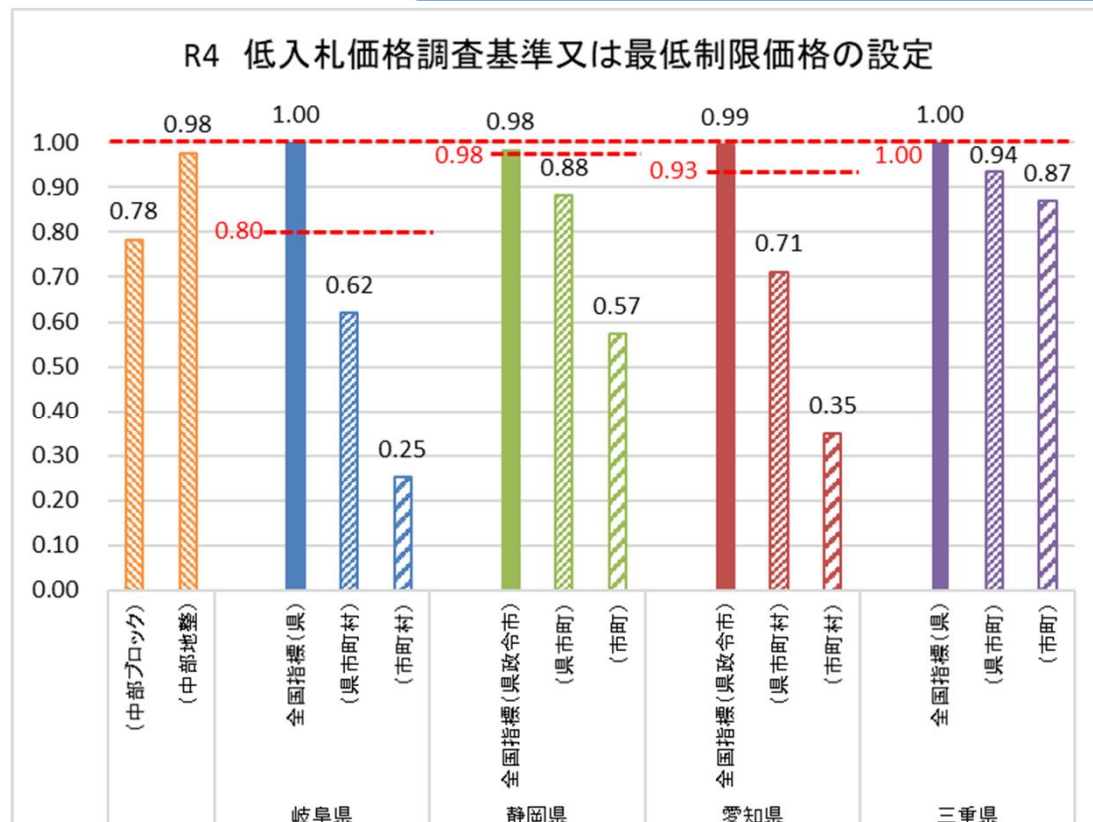
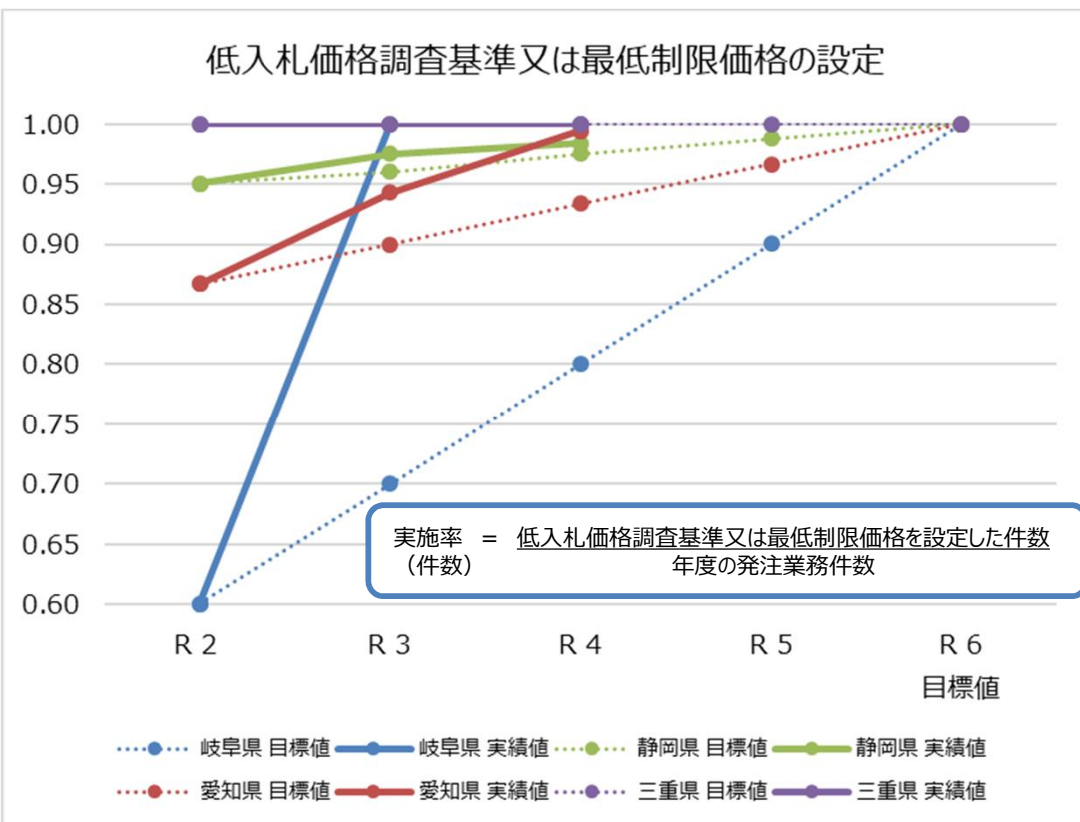
【業務】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R4達成度】岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

- 令和3年と令和4年を比較すると、各県の設定率はわずかに上昇している。
- 令和4年度の各県(県政令市)の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

【業務】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の算定式について、国交省運用(「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」における最新の運用)に準じた設定をしておらず、制度未導入の機関は6機関(市町村含めると93機関)。
- 国等・県・政令市において、業務契約に係る低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定していないのは5機関。
(対象業務が無い機関も含む)
独自基準で設定しているのは1機関。(市町村で独自基準で設定しているのは9機関)
あわせて6機関が制度未導入。

まとめ

令和5年度は、6機関に個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

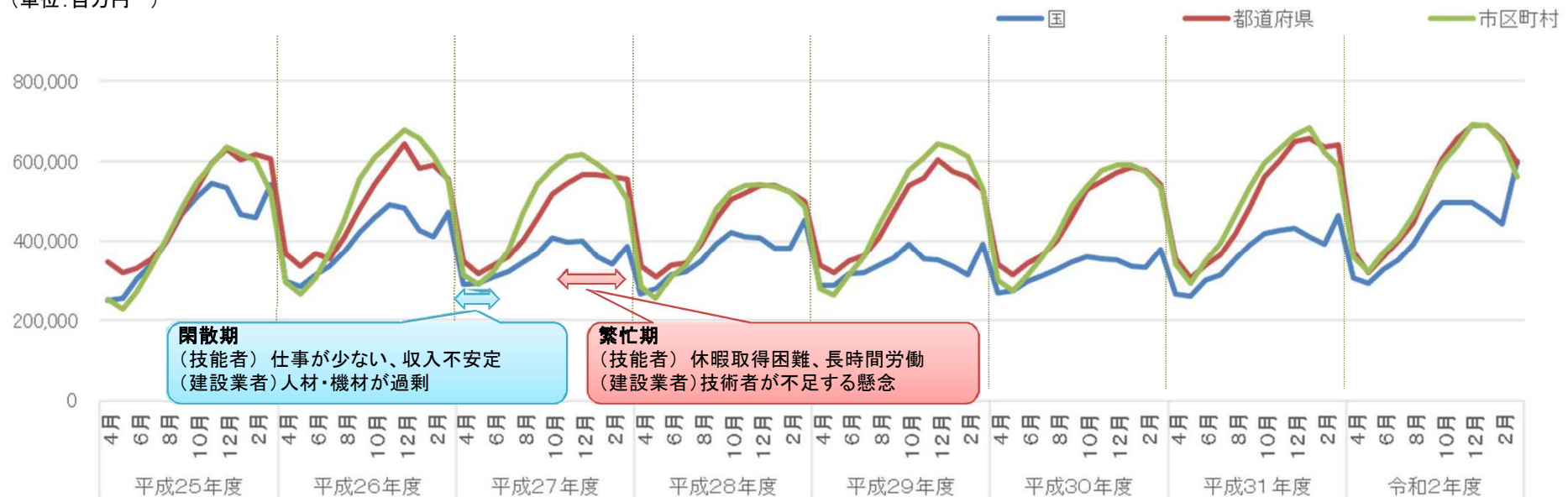
個別案件

- 平準化

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における工事出来高の状況

(単位:百万円)



施工時期の平準化の推進

技能者や受注者(建設業者)に期待される効果

- **技能者の処遇の改善**(特に休日の確保等)
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化（工事平準化率の算出）

○ 平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

$$\left[\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} \right] = 0.80 \text{（令和6年度目標）}$$

STEP 1 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数※を算出

STEP 2 4～6月期の月あたり平均稼働件数（4～6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数）を算出

STEP 3 年度全体の月あたり平均稼働件数（当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数）を算出

STEP 4 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例

工事名	工期														
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度	
A工事 工期：前年度11/3～9/26	←	→													
B工事 工期：6/5～1/13			→												
C工事 工期：9/17～3/28				→											
D工事 工期：1/21～翌年度5/25											→				
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	2件	3件	2件	2件		
4-6月期の月平均稼働件数		4/3（件/月）													
年度全体の月平均稼働件数		24/12（件/月）= 2（件/月）													

※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント
（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、
4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} = \frac{4/3}{2} = 2/3 = 0.67$$

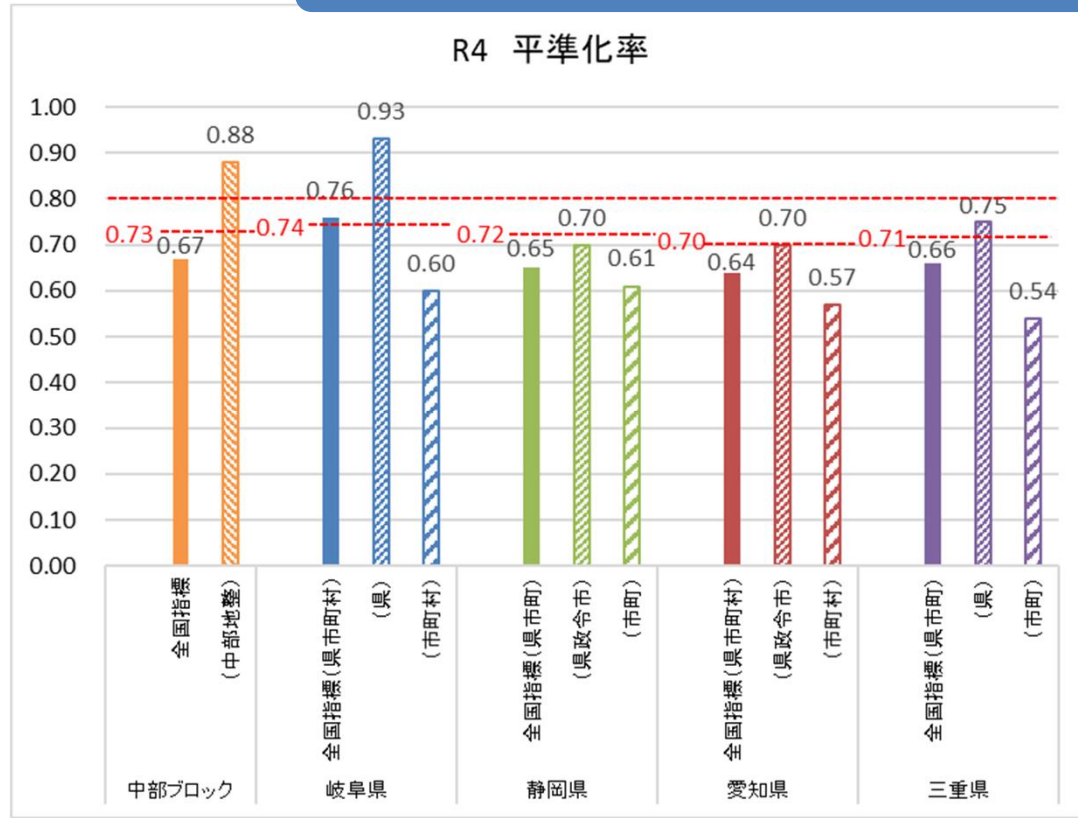
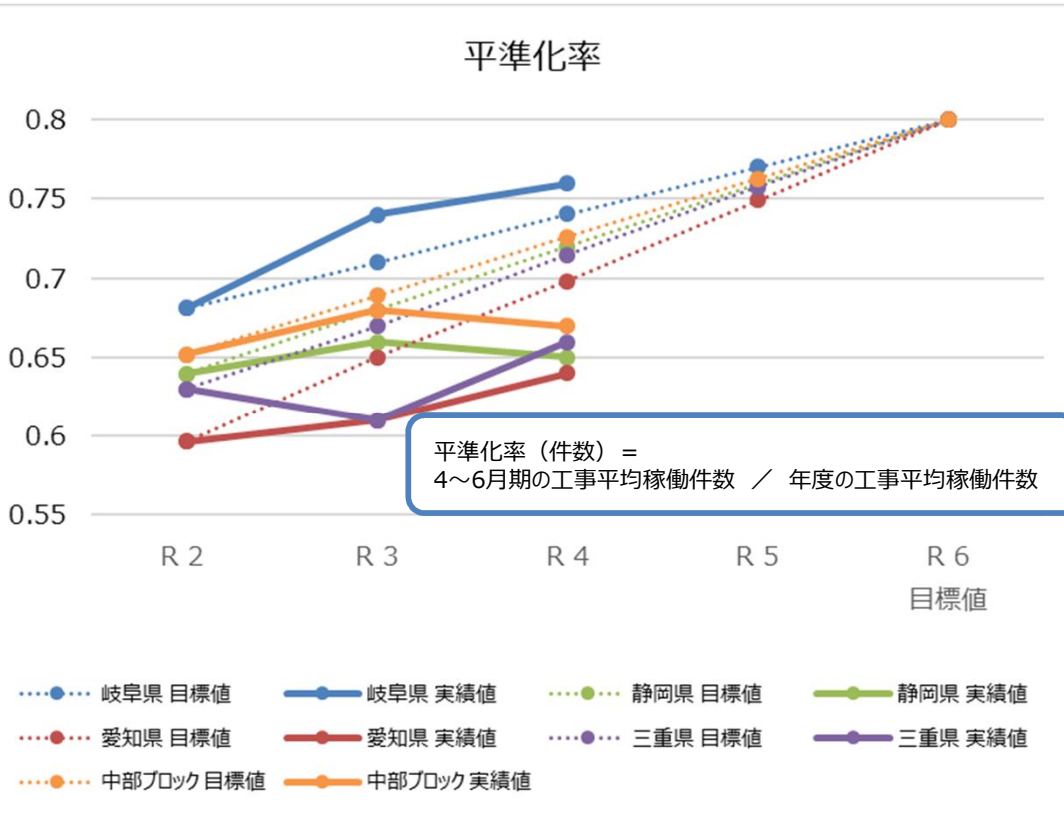
【工事】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R4達成度】中部ブロック× 岐阜○ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに下がっている。(-0.01ポイント)

○ 令和4年度の実績値は岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
 （※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

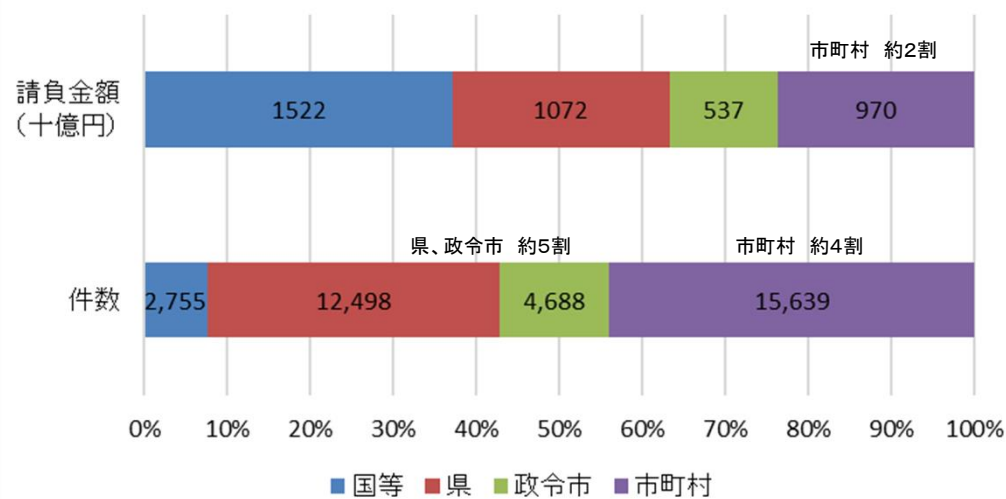


◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。
- ・人材や資機材の効率的な活用
工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。
- ・経営の安定化
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。
- ・地域住民への配慮
集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

【工事】 平準化率

R4稼働工事 発注機関別比較



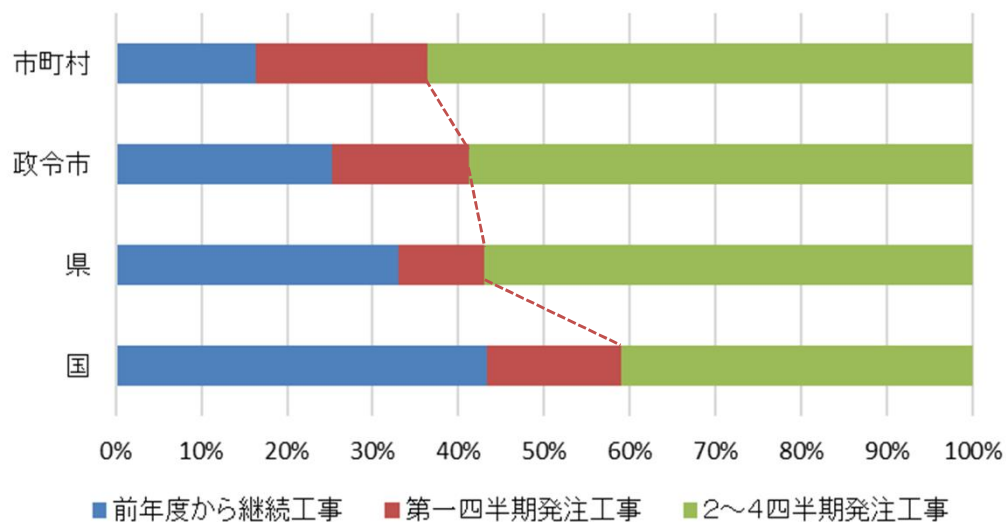
◇ 発注機関別 件数・請負金額

・市町村工事について、発注金額は全体の2割程度だが、発注件数は全体の4割以上となっている。

・県と政令市の工事をあわせると、発注件数は全体の5割程度となっている。

・平準化率の数値を上げるためには、発注件数の多い県、政令市において取り組みを進めるとともに、市町村においても、取り組みを推進していく必要がある。

R4稼働工事の発注時期



◇ 発注時期

・市町村工事は、前年度からの継続工事が16%となっており低い水準

・市町村工事は、第一四半期発注割合が20%で、他機関と比べても高い水準

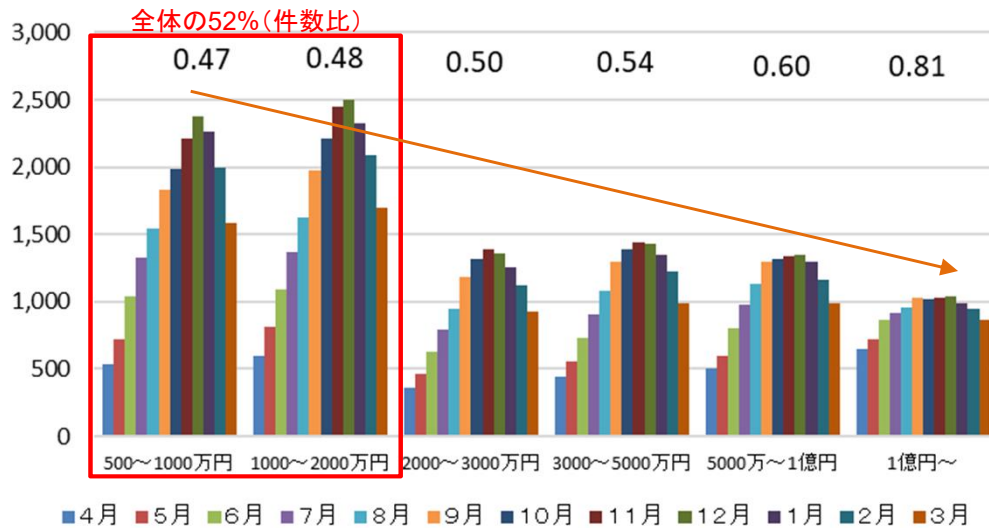
・平準化率の数値を上げるためには、年度を跨ぐ工事の割合を上げる必要がある

⇒債務負担、繰り越しの活用を推進する必要

⇒第一四半期発注工事の開始が6月に間に合うようにする必要

【工事】平準化率

【市町村】平準化グラフ



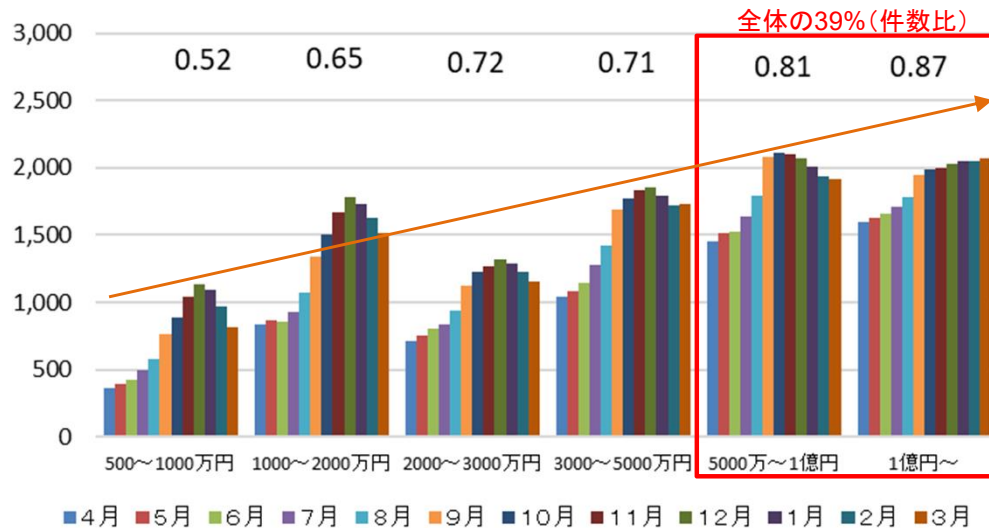
◇ 発注金額毎の平準化率(15,639件)

・市町村では、500～2000万円の工事が全体の52%を占める。 (8081件/15639件=0.52)

・市町村で発注件数が多い少額の工事(500～2000万円)では、平準化率が低い水準となっている。

※2000万円以下の工事では特に平準化率が低下

【県政令市】平準化グラフ



◇ 発注金額毎の平準化率(17,186件)

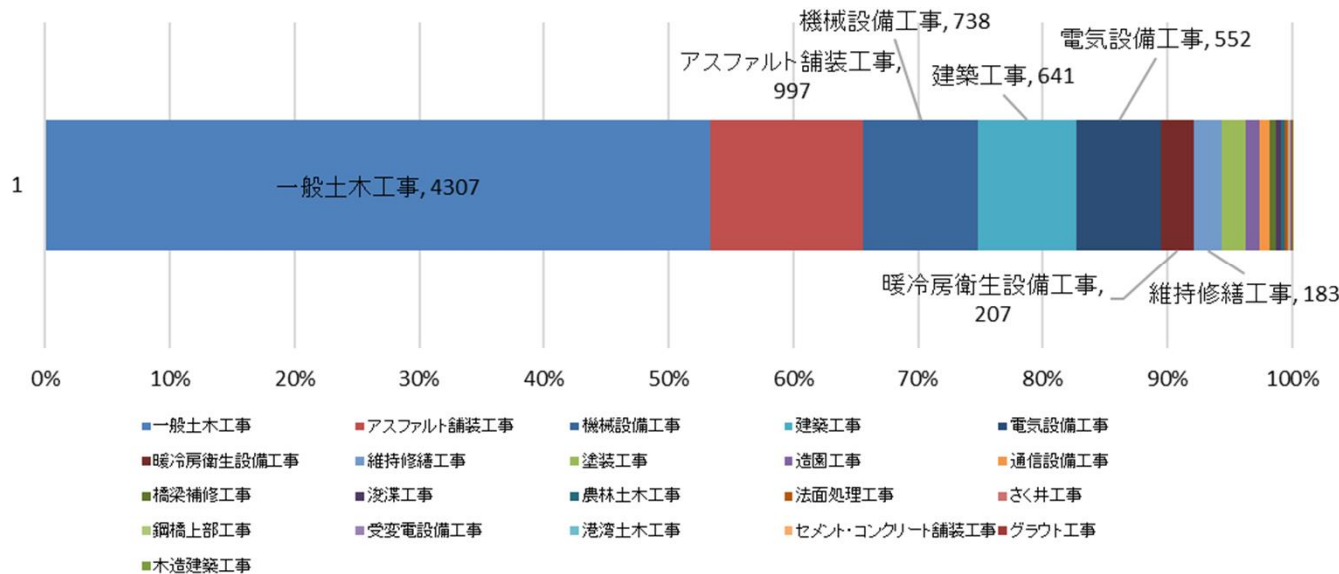
・県政令市では、5000万円以上の工事が全体の39%を占める。 (6633件/17186件=0.39)

・県政令市で発注件数が多い高額工事(5000万円以上)では、平準化率が高い水準となっている。

※5000万円以上の工事では、平準化率クリア

【工事】 平準化率

【市町村】 500万円～2000万円の工事内訳



◇ 工事分野別

(コリンズデータの入札参加資格区分より)

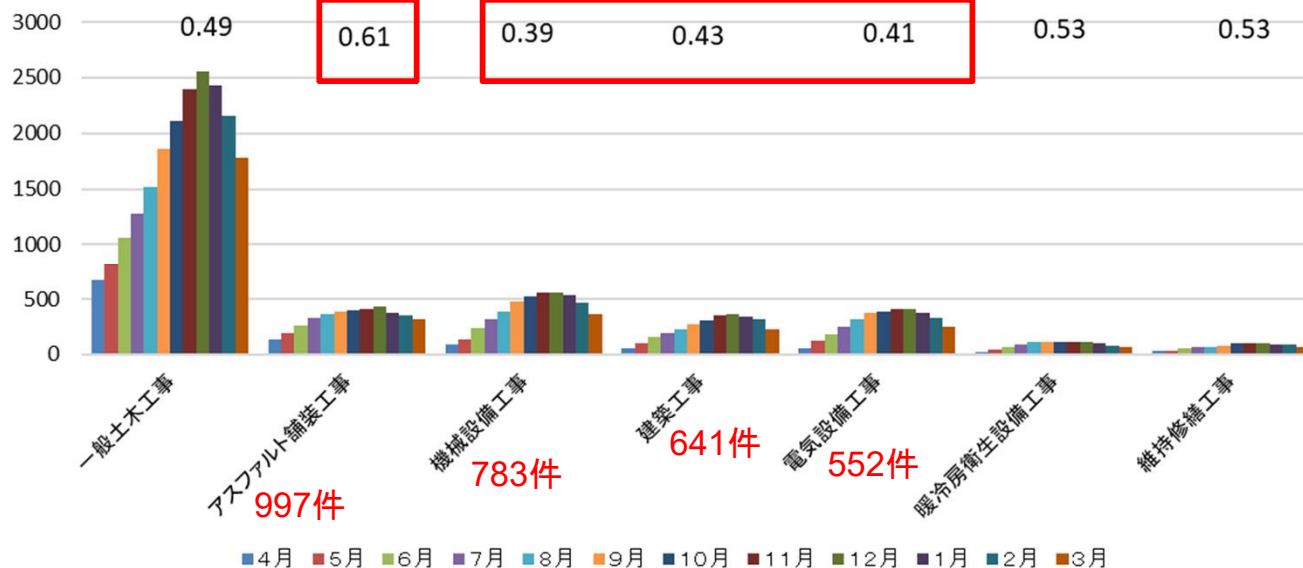
・市町村発注工事のうち、件数が多い工事(500万円～1000万円、8081件)の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。

・**業界からの平準化要望もある、アスファルト舗装工事は、発注件数の1割程度を占めており、債務負担の活用等により平準化率の向上が期待できる。** ⇒ 受注者からの要望あり

・**機械設備工事、建築工事、電気設備工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。**

⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

【市町村】 500～2000万円の平準化グラフ



◇ 平準化推進の課題

(市町村からの聞き取り)

・入札参加資格区分「一般土木」「維持修繕」に含まれる工事は、**要望対応の工事や、少額の対処法的な工事**も含まれるため、前倒しができない

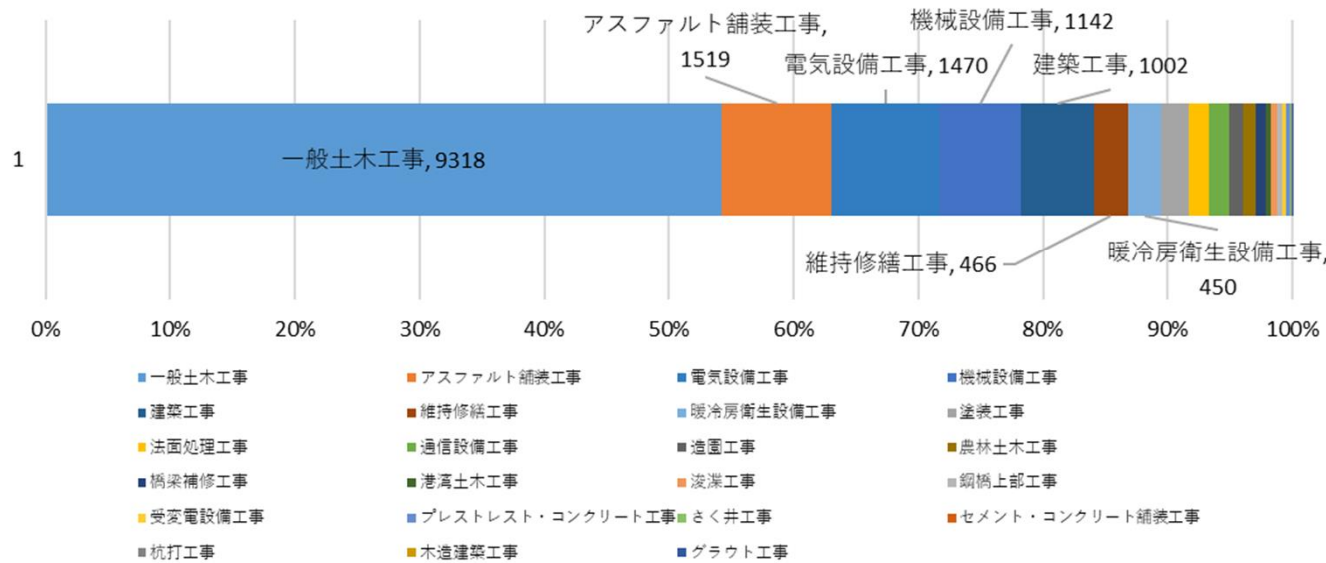
・平準化算出に含まれない、さらに少額(500万円以下)工事や、役務等の契約を年度当初に発注しているため、前倒しができない。

・不測の事態に対応するための予算を確保しておく必要があるため、第1四半期発注が困難。

⇒一般土木、維持工事の実施は難しい？

【工事】 平準化率

【県政令市】 工事内訳



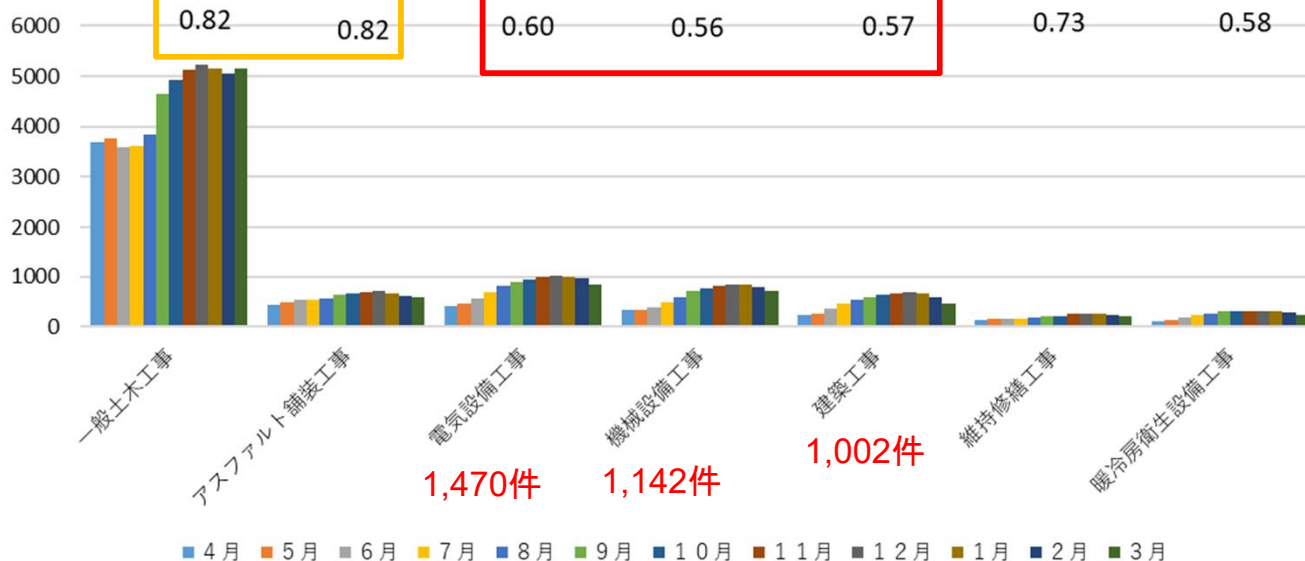
◇ 工事分野別 (コリンズデータの入札参加資格区分より)

・県政令市発注工事(17,186件)の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。
⇒平準化率は0.82と高い水準なので、引き続き平準化の取り組みを維持していただきたい。

・業界からの平準化要望もある、アスファルト舗装工事は、発注件数の1割程度を占めている。
⇒平準化率は0.82と高い水準なので、引き続き平準化の取り組みを維持していただきたい。

・電気設備工事、機械設備工事、建築工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。
⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

【県政令市】 平準化グラフ



履行期限の平準化(業務)

$$\text{第4四半期納期率 (件数)} = \frac{\text{第4四半期 (1~3月) に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}} = 0.40\text{以下 (令和6年度目標)}$$

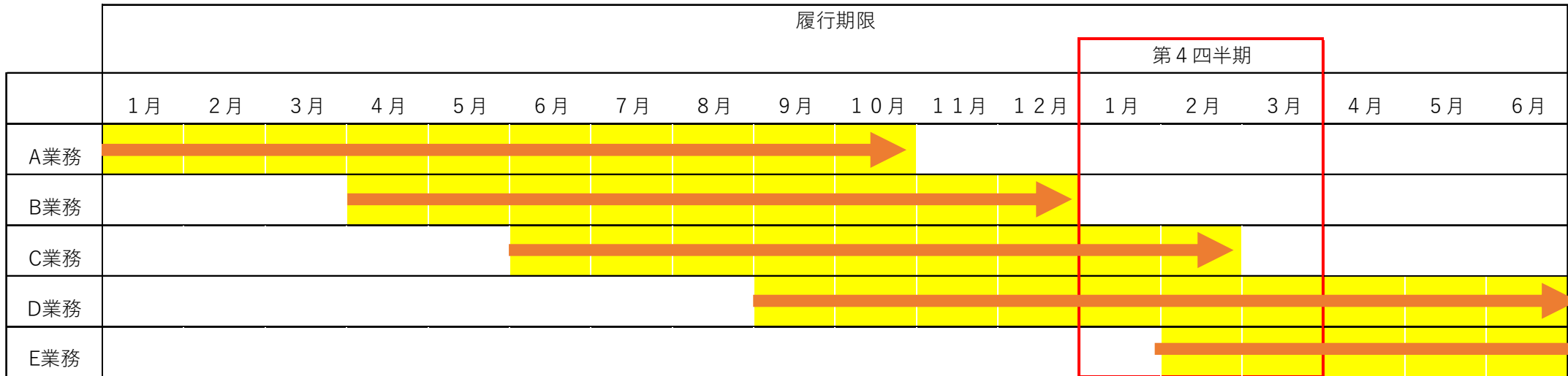
・集計対象工事

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）

・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。



$$\text{第4四半期納期率 (件数)} = \frac{\text{第4四半期 (1~3月) に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}} = 1 / 5 = 0.2$$

【業務】平準化率

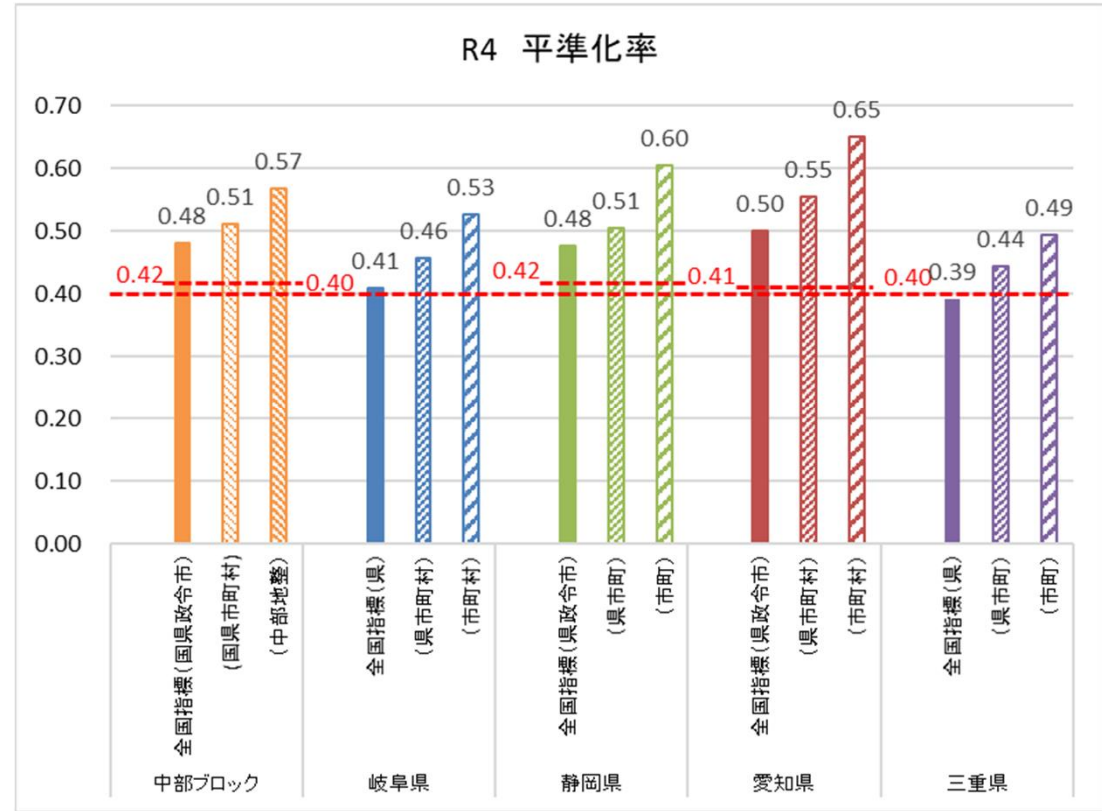
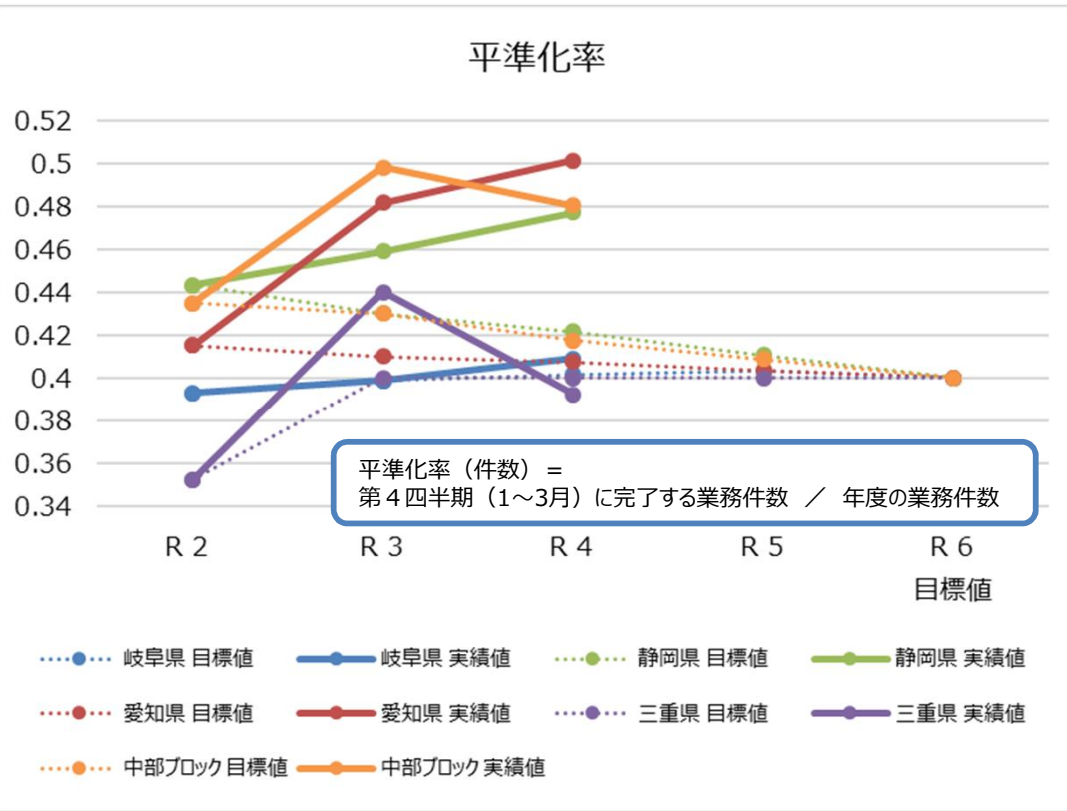
◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R4達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重◎

○ 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている(-0.03ポイント)が、目標達成していない。

○ 令和4年度の実績値は三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
 （※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

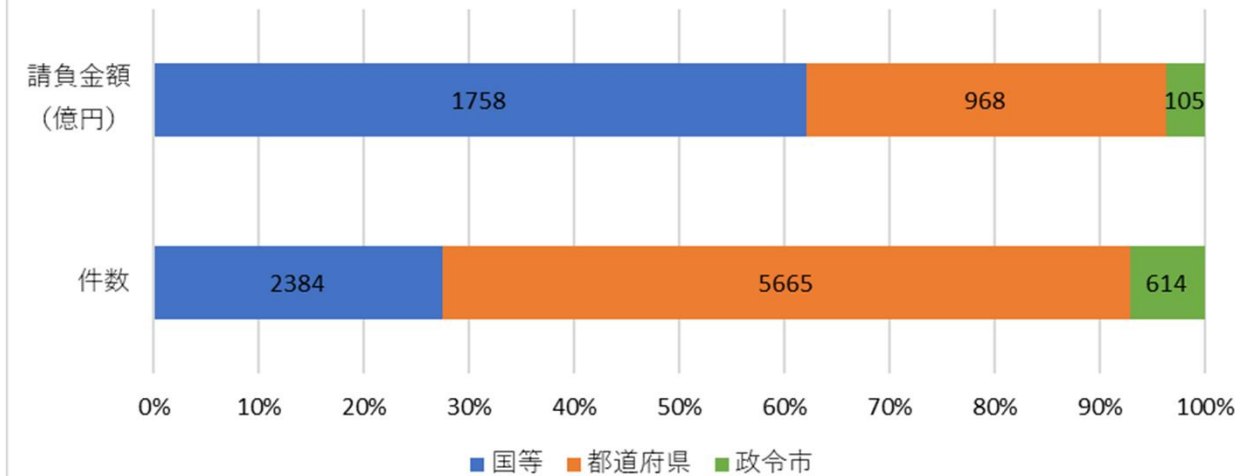


◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
 年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される
- ・受注者の経営環境の改善
 履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

【業務】 平準化率

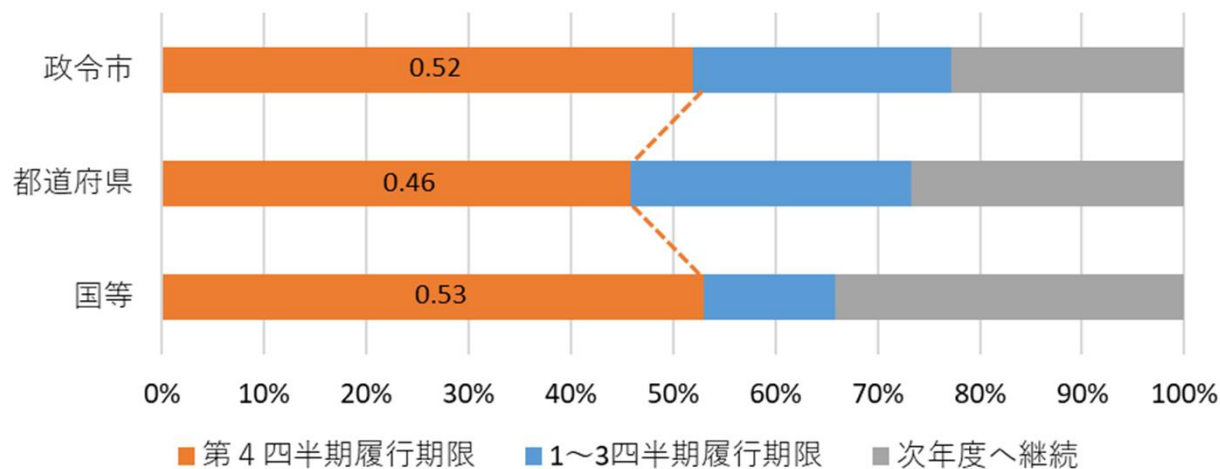
R4稼働業務 発注機関別比較



◇ 発注機関別 件数・請負金額

・県政令市業務について、発注金額は全体の4割程度だが、発注件数は全体の7割以上となっている。

R4稼働業務の履行期限



◇ R4稼働業務の履行期限

・国等・県・政令市ともに、第4四半期納品が半数程度（業務平準化率は0.5前後）

・次年度へ継続する業務の割合は、国等で3割以上あるが、政令市は2割未満となっている。

【業務】平準化率

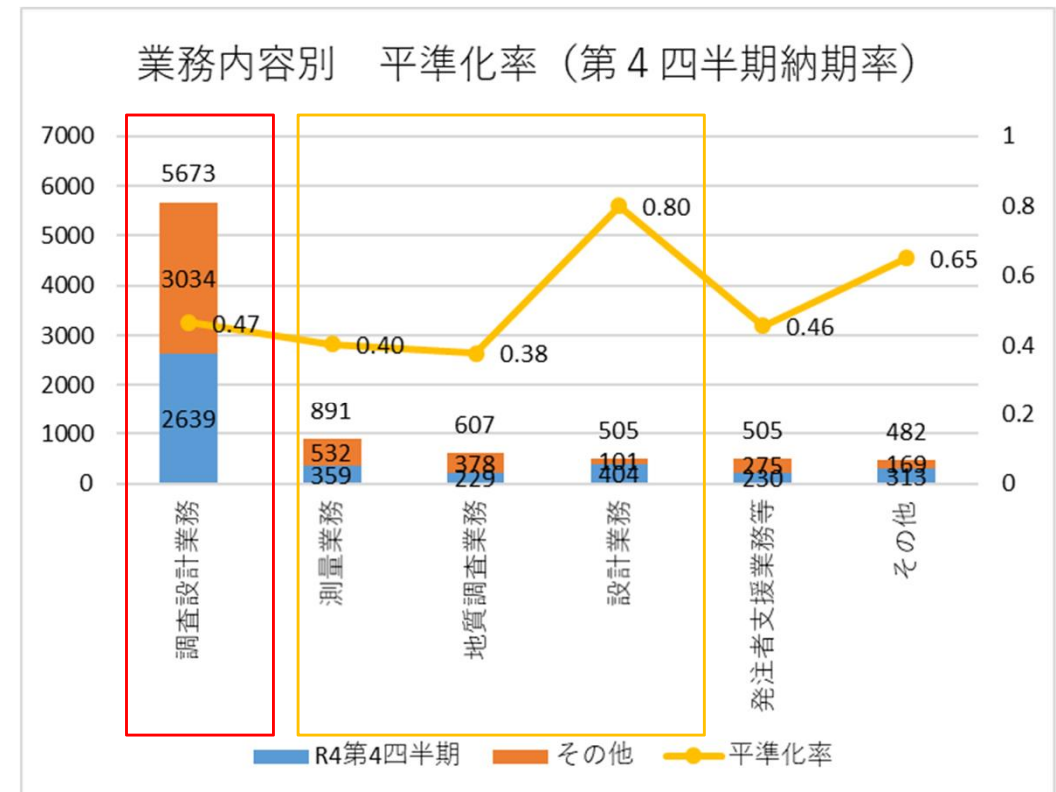
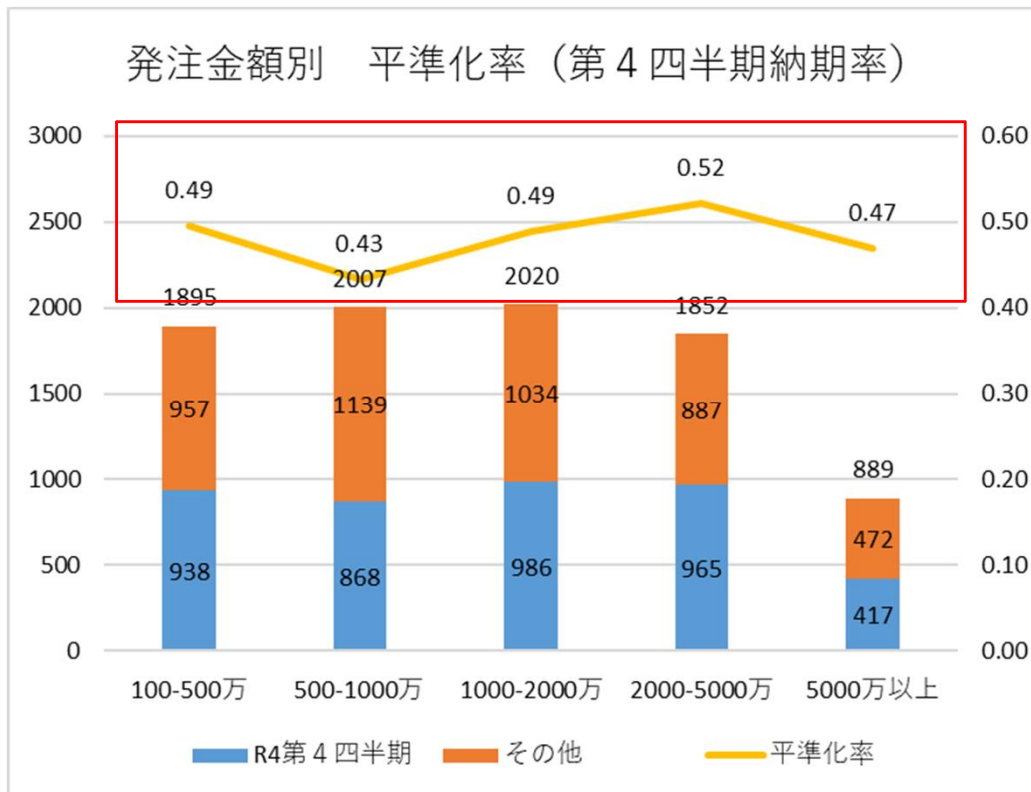
◇ 発注金額別

・平準化率は大きな差が無い。

◇ 業務内容別

・設計業務で平準化率0.8と高い値で、改善の余地あり。

ただし、発注件数の大半を占めているのは 調査設計業務であるので、平準化率の値を下げるためには、調査設計業務の計画的な発注が必要。 ⇒業務内容を整理、積算で工期を設定、関係業務との関係を整理した時点で、年度を超えそうなら繰り越し手続きを行って発注。



◆上越市の取り組み事例

- ・R2から、財政部局を含めた、関係課との調整会議を繰り返し実施
※調整会議の中で、**毎年ある「舗装工事」の発注で、債務負担行為を設定していくことを合意**
- ・議会に対しては、主に建設業の実情を繰り返し説明し、平準化への理解を得た

◆柏崎市の取り組み事例

- ・早期に財政部局と協議
- ・債務負担行為の設定に向けたスケジュールの確立、共有
- ・財政部局、議会に対しては、**「業団体からの要望」「品確法に基づく平準化」「建設業の環境」を丁寧に説明**

◆九州地方整備局の取り組み事例

- ・**9月議会での繰越設定**について、各県政令市へ実施可能かの調査実施
※他の自治体の事例を参考に、繰越の必要性が生じた時点、9月、12月議会で設定する自治体が増加

◆山口県の取り組み事例

- ・財政部局への説明
 - ・県が発注する建設工事は上半期の稼働が少なく下半期に集中しており、平準化が図られていない
 - ・品確法の基本方針において平準化に努めることとされていることや、総務省・国交省からより一層平準化に取り組むよう要請あり
 - ・H29.3の国の働き方改革実現計画により建設業の働き方改革の必要性が特記され、平準化を推進することとされている
 - ・業界団体(山口県建設業協会)からも平準化の要請が強いこと
- ・ゼロ県債導入による効果の説明
 - 建設業者の働き方改革の推進や事務の効率化、事業の前倒しによる早期効果発現等
- ・各県(全国・中国地整内)におけるゼロ県債の導入状況の説明
 - ・週休2日や余裕期間制度の導入など、適正な工期設定をするためにはこれまで年度内に完了していた工事が年度内での完了が難しくなった工事が出てきたこと
- ・議会への説明
 - ・債務負担行為を設定する際、知事が議案説明の中で「公共工事における端境期対策等のため、債務負担行為を設定する」旨を説明をしている

◆中部地方管内の取り組み事例

- ・平準化に対する研究会、マネジメント会議の設置
- ・対象部局の拡大
- ・
- ・
- ・

◆市議会議長会等を通じた働きかけ

講演

日 時：令和4年11月28日（月） 13:00～ （第175回建設運輸委員会）
講 演 者：不動産・建設経済局建設業課長 岩下 泰善
講 題：『地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて』



概要

○背景・目的

入札契約制度の適正化に向けた取組は、各地方公共団体における取組に加えて議会の理解も不可欠
(例：施工時期の平準化に資する債務負担行為の設定や速やかな繰越手続は、議会の承認が必要であり特に関わりが深い)

→地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題や入札契約適正化に向けた取組の重要性等について、
全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを実施

→“**施工時期の平準化**”や“**ダンピング受注の防止**”など、各地方公共団体における取組を一層推進

○講演内容

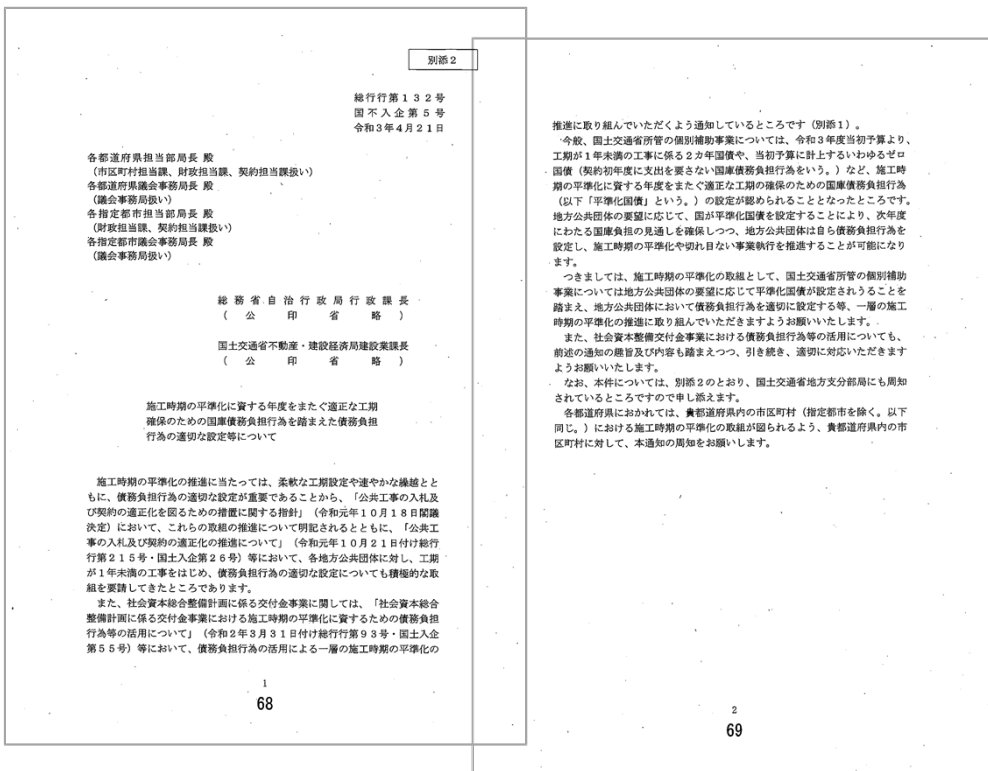
1. 地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題
2. 5か年加速化対策・令和5年度予算概算要求
3. 建設業の賃金引上げに向けた取組
4. 建設資材の価格高騰
5. 働き方改革等の推進



→令和4年12月には、全国町村議会議長会会員専用HPに本講演資料を掲載し、町村議会の議長にも働きかけ

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)
(R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

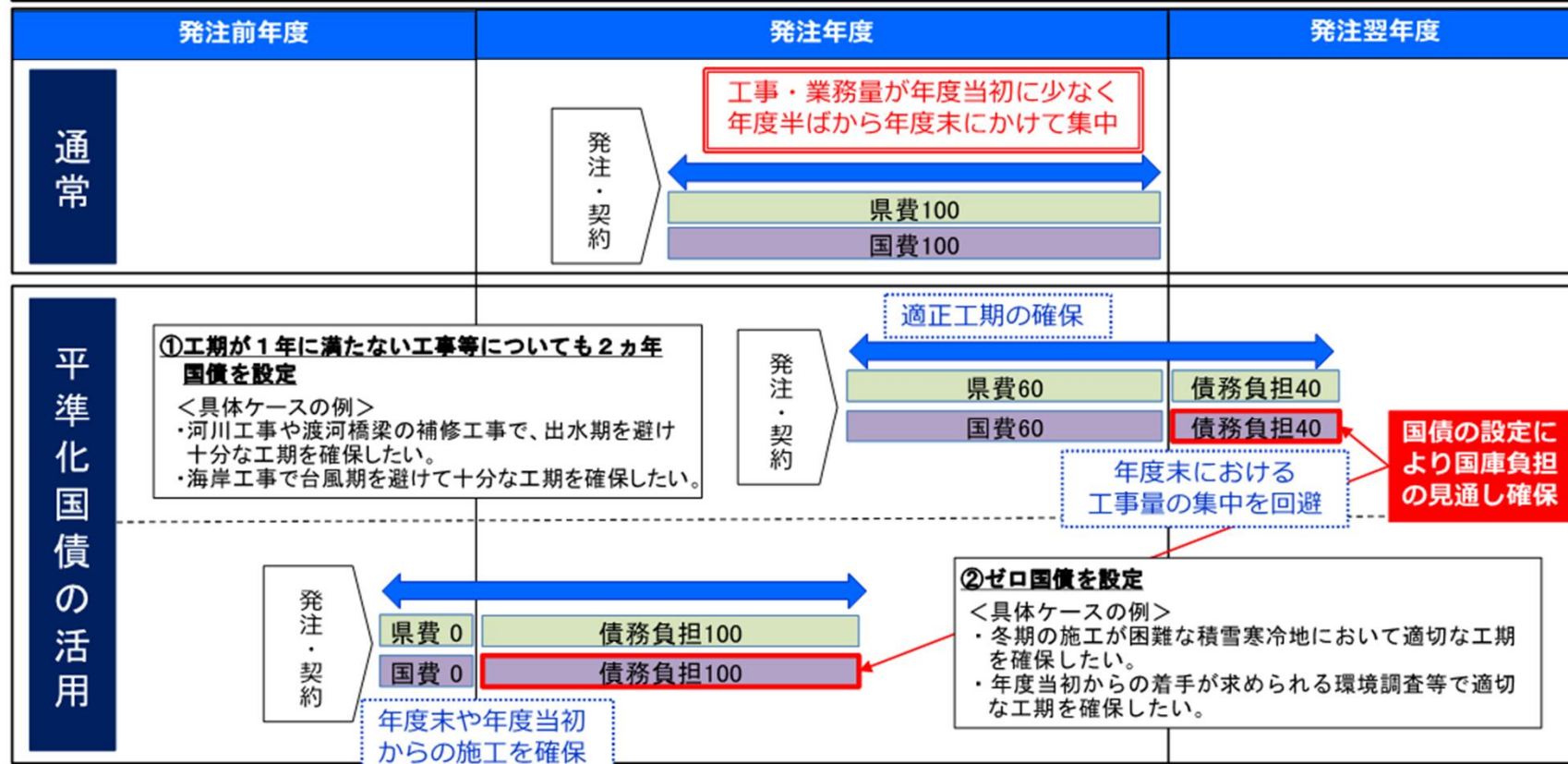
R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

【平準化】②債務活用

◆施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為（平準化国債）の活用

※下水道事業についても活用可能 7月頃に下水道事業課から地整の建政部を介して自治体へ執行予定調書が展開、そのタイミングで要求

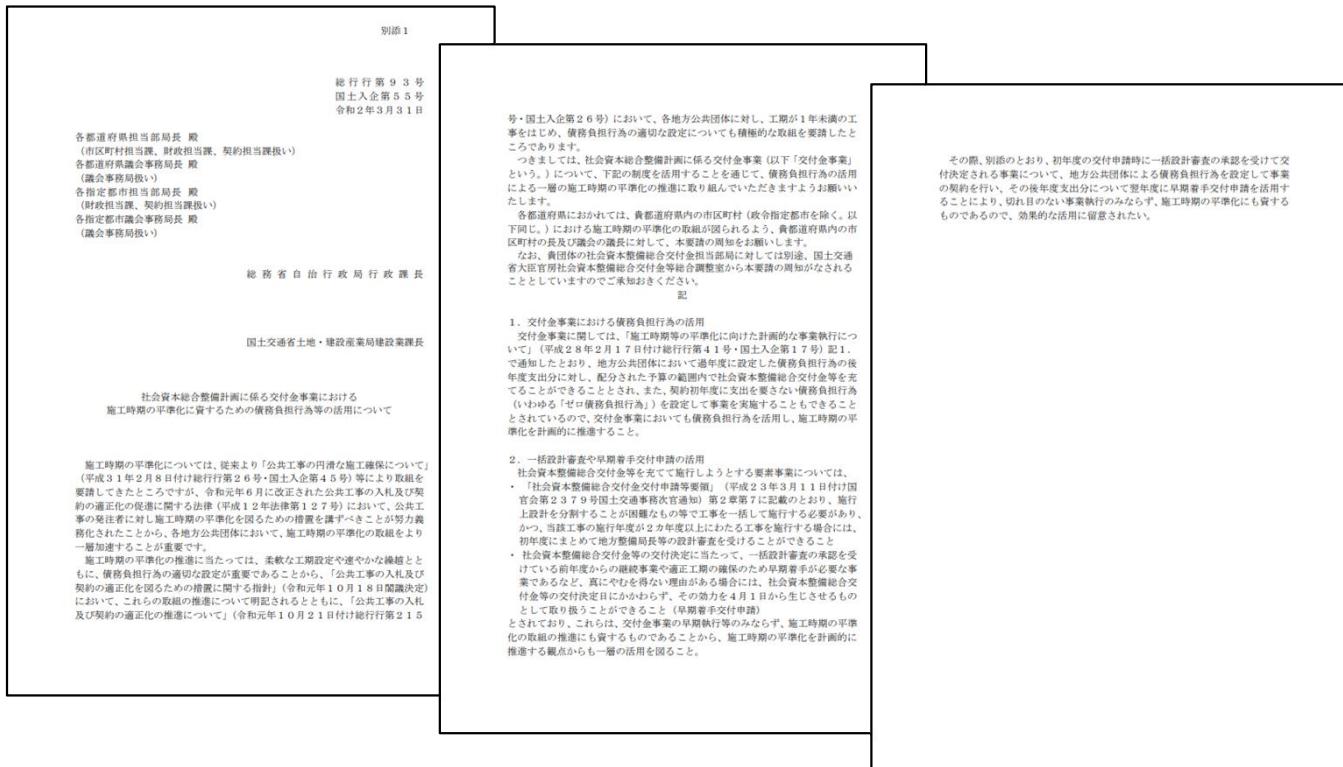
- **国土交通省所管の個別補助事業について、以下のような平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為の設定が可能**※
 - ① 適正な工期を確保するとともに年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない工事についても2カ年国債を設定すること
 - ② 年度末や年度当初からの施工を確保する観点等から、契約初年度に支出を要さない国庫債務負担行為（いわゆる「ゼロ国債」）を設定すること
- ➡ 地方公共団体においては、**平準化国債により次年度にわたる国庫負担の見通しを確保しつつ、自ら債務負担行為を設定し、施工時期の平準化や切れ目ない事業執行を推進することが可能**
- ※測量、設計等の業務についても可能



【平準化】②債務活用

◆ 社会資本総合整備計画に係る**交付金事業**における**施工時期の平準化**に資するための**債務負担行為等の活用**について(通知)
(R02.03.31_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 交付金事業について、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の推進が必要



◆ 地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることが可能。

◆ ゼロ債務負担行為でも可能。

◆ 一括設計審査や、早期着手交付申請の活用も可能

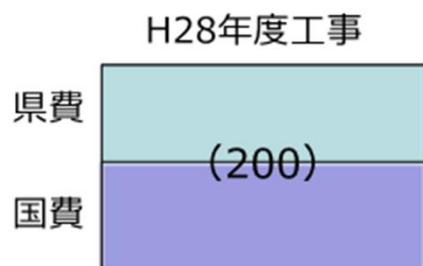
◆社会資本総合交付金事業における債務負担行為の活用

○事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
 (過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

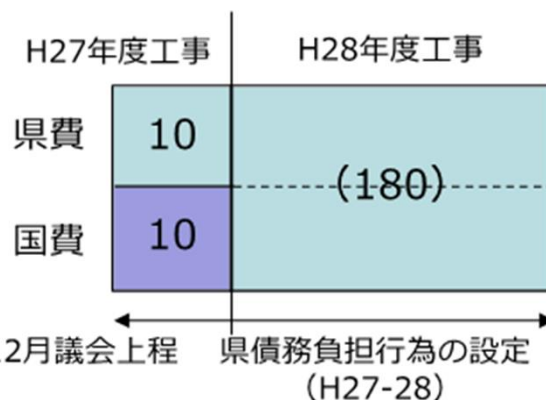
【債務負担行為の活用の例】

二カ年県債の活用

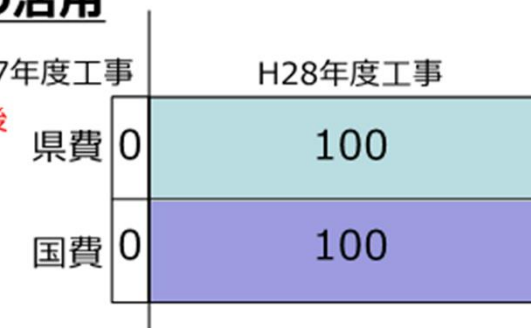
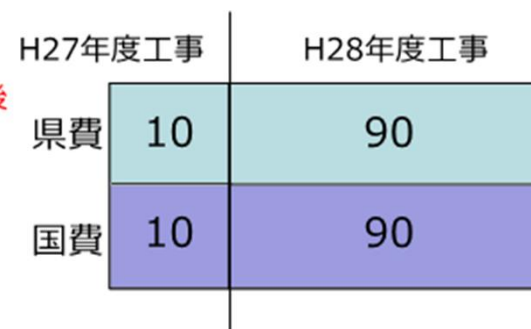
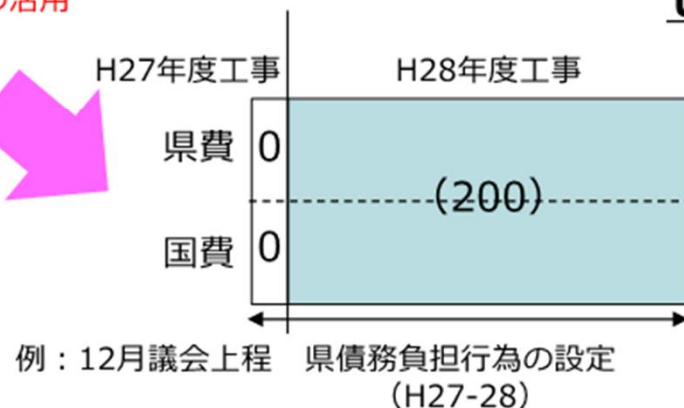
単年度で実施



債務負担行為の活用



ゼロ県債の活用



※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。

◆新潟県の取り組み事例

- ・債務負担行為の設定・活用が常態化（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
- ・土木部局の事業で、工程上、年度を跨ぐ必要があるもの（工程上、12ヶ月を超えるもの等）

◆山口県の取り組み事例

- ・ゼロ県債 対象事業
 - ・事業の種類や工種に特に制限はしていない。（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
※年度当初から工事着手可能な箇所（用地ストックがある箇所等）や完成・供用開始が前倒しできる箇所、梅雨時期までに施工が必要となる箇所等
- ・工期が12カ月未満の工事における債務設定 対象事業
 - ・週休2日や余裕期間制度の導入など、適正な工期設定をするためには、これまで年度内に完了していた工事が年度内での完了が難しくなった工事
 - ・年度当初において、発注計画に基づき、想定される着手可能時期から年度末までの間、必要な工期が確保できない工事
※非出水期工事、漁期などの制約がある工事、地権者などに制約のある工事など

◆中部地整管内での取り組み事例

- ・債務の設定
愛知県:645件(252億円) 岐阜県:482件(30億円) 三重県:416件 静岡県:795件 名古屋市:473件 静岡市:119件
浜松市:180件
- ・繰越の設定
愛知県:1356件 岐阜県:2,153件 三重県:40件 静岡県:809件 名古屋市:159件 浜松市198件

◆北海道開発局の取り組み事例

- ・冬期の降雪の影響もあることから、できるだけ夏場のいい時期に施工を行い品質の確保
- ・建設業の働き方改革にあたり適切な工期設定・履行期間の確保及び週休2日の取り組み推進
→早期に工事発注(第1四半期)を行っており、第1四半期の稼働につながっている

◆柏崎市の取り組み事例

- ・発注する各部署が月ごとの発注計画を作成し、第2四半期までに全体の80%の発注目標を設定
- ・基本的に工期を1月末とする取り組みを実施

◆中部地整管内での取り組み事例

- ・発注見通しの早期公表
- ・指名競争入札の適用範囲の拡大をおこない早期発注を促進
- ・議会審議のタイミングを早める 2月議会⇒12月議会⇒9月議会

◆平準化グラフ作成ツールの活用

- 今後予定される工事の平準化の取組を検討するため、予算執行計画書の作成に合わせ「平準化グラフ作成ツール」を活用。
- 平準化グラフ作成ツールにより、平準化の現状を把握し、債務負担行為の活用等を含めた発注計画の立案や、予算要求に役立てる。
- 町ではこのツールを活用して、令和2年3月補正予算において初めてゼロ債務負担行為を設定した。

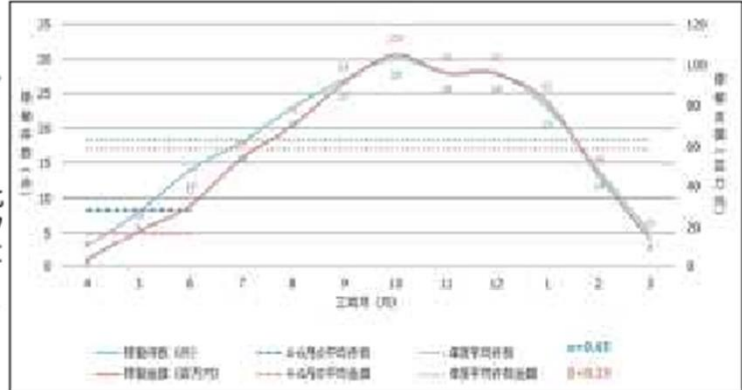
予算執行計画書（エクセルデータ）

所属	会計	予算科目					種々の署名	事業経費	単位:千円		契約方法	入札・契約時期	工期(H30)												長期継続契約など							
		款	項	目	大目	節			予算額	執行額			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H31	H32	H33	H34	H35			
●●室	1	2	1	17	5	1	11	4	●●移機料	●●交差	720		契約	2019	年	11	月					*	*	*	*	*	*	*				
●●室	1	2	1	17	5	1	10	1	●●保守点検委託料	●●の保守点検	1,000		契約	2019	年	4	月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
●●室	1	2	1	17	7	1	10	2	●●業務委託料	●●工事の監理	4,850		契約	2019	年	9	月				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
●●室	1	2	1	17	7	1	15	1	●●更新工事	●●の工事	137,921		契約	2019	年	9	月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
●●課	1	2	1	13	1	1	11	1	●●消耗品	●●購入	850		その他	30	年	4	月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

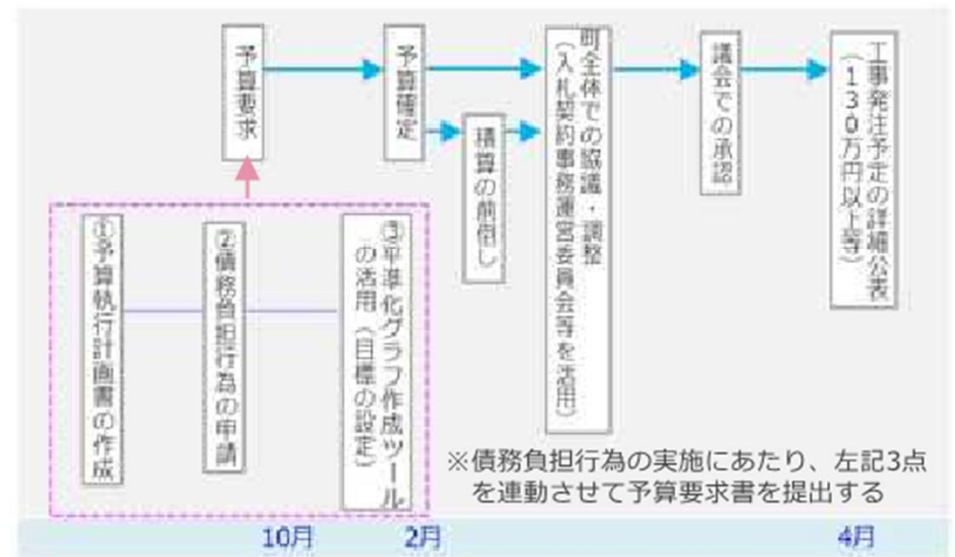
平準化を意識した発注計画立案や現状把握に有効

予算執行計画書から平準化率の計算や、平準化グラフの作成が可能（発注規模に合わせて500万円以上、130万円以上の2パターンに対応）

平準化グラフ作成ツール



※予算執行計画書に記載される各工事ごとに工期と契約金額をもとにして、毎月の工事の稼働件数や、稼働金額（月平均）をエクセルデータ化



α とは、工事稼働件数の平準化率を表したものの
 β とは、工事稼働金額の平準化率を表したものの

- 平準化の現状・見込みを可視化することで、財政当局や議会の理解が得られやすい。
- 平準化グラフ作成ツールの活用により、各課の発注を管理する意識が高まった。

【平準化】③スケジュールの工夫

◆三重県の取り組み事例

- ・第三次三重県建設産業活性化プランの目標項目として平準化率を設定し取組を推進。
- ・発注工事の進捗管理表から自動算出する平準化率簡易算定ツールにより、平準化率をマネジメント。

○進捗管理表

令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】

発注者 ※1	担当課 ※1	担当者 ※1	工事名 (予定名) ※1 主要地方道●○線 ●●工事	発注予定										契約状況					各種試行工事の取組状況												
				発注時期 ○○月・前 ※1	予定価格 (予定) ※1 単位：円	発注ブロック ※4	発注ブロック ※4	発注ブロック ※4	発注ブロック ※4	開札日 ※4	種別 土ホ一式 工、コンク リート 管工事 舗装工事 塗抹工事 鋼骨造 電気 通信 水道 その他 ※1	契約日 ※2 2019/00/00	工期 ※2 2019/00/00 (最新工期 を記載) ※3	契約額 ※2 (最新契約 額を記載) ※3 単位：円	請負者 ※2	発注者 ※2 土ホ一式のみ ※2	債務設定の有無 ※2	月2回土日完全完了2日前試行工事					建設107試行工事								
																		予定価格 ※1	発注時期 ○○月・前 ※1	発注ブロック ※4	発注ブロック ※4	発注ブロック ※4	発注ブロック ※4	契約日 ※2	工期 ※2	契約額 ※2	請負者 ※2	発注者 ※2	債務設定の有無 ※2	予定価格 ※1	発注時期 ○○月・前 ※1
松阪	小計			73												18	5	48	18	47	-	-	1	4	26	13	2	0	0	-	
松阪	↑予定件数																									13					
松阪	小計			61	うち完了：3											16	3	37	17	45	-	-	1	3	23	13	2	0	0	-	
松阪	↑契約件数			34%															完 受	37						13					
松阪	↓																														
松阪	道1				完了	303-08647	前	38,397,700			2022/4/25	2023/1/4	40,816,600																		
松阪	道1				契約	303-03326	前	36,923,200			2022/4/4	2023/1/18	103,885,100																		0000
松阪	道1				契約	303-07819	7	149,487,800			2022/5/27	2023/3/3	138,380,000																		
松阪	道1				契約	304-04424	11	119,824,100			2022/12/19	2023/10/24	112,200,000																		
松阪	道2				契約	304-03280	9	137,410,900			2022/9/20	2023/5/17	127,787,000																		
松阪	道1				完了	303-06080	8	22,513,700			2022/8/1	2023/1/4	20,908,800																		
松阪	道1				契約	303-08157	9	34,739,600			2022/9/12	2023/3/10	32,340,000																		
松阪	道1				契約	303-08212	9	35,357,300			2022/9/12	2023/3/10	32,725,000																		
松阪	工新				契約	304-03483	9	110,051,700			2022/9/28	2024/2/9	101,442,000																		
松阪	道1				予定		1	80,000,000																							
松阪	道1				契約	303-07501	8	43,756,300			2022/7/19	2023/3/1	42,680,000																		
松阪	道1				契約	304-03428	9	73,750,600			2022/9/30	2023/6/26	69,300,000																		
松阪	道1				予定		2	82,000,000																							

公告予定(発注計画)及び契約状況(工期・金額等)を進捗管理

◆三重県の取り組み事例

○平準化率簡易算定ルール

各部局、発注事務所、担当課の各単位で平準化率の確認が可能。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ
平準化率簡易算定ツール										年度	R4	部局	県土	事務所名	県土全体	課名	全体	Ver.202102	資料3																

○平準化率（簡易算定式）

年度	R4 年度見込み											
四半期	第1			第2			第3			第4		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
稼働件数(件)	431	413	396	375	404	545	569	598	622	618	590	543
4~6月平均稼働件数	410			441			596			590		
年度平均稼働件数	507											
稼働金額(百万円)	3,753	3,672	3,522	3,495	3,715	5,030	5,143	5,260	5,449	5,442	5,362	5,226
4~6月平均稼働金額	3,649			4,090			5,284			5,343		
年度平均稼働金額	4,589											
α：稼働件数	0.81			0.87			1.18			1.14		
β：稼働金額	0.90			0.89			1.15			1.16		

チェックポイント

- ①第1四半期の稼働金額βの値（行動計画目標数値0.80）
- ②年間を通して稼働金額（件数）の波を穏やかに。（各四半期が0.80から1.20以内）
- ③年間総稼働金額の対前年度比
- ④年度契約額の対前年度比
- ⑤契約進捗率

【参考1】年間総稼働状況と年度契約状況の見込み

稼働金額	R3				R4				R5				前年比
年間総稼働金額(百万円)	54,276				55,069				23,894				101%
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5	
稼働金額	0	4,696	18,176	31,404	3,246	1,176	21,587	29,060	456	2,653	20,785		
年度契約額	53,597				52,121								97%

稼働件数	R3				R4				R5				前年比
年間総稼働件数(件)	1,150				1,087				425				95%
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5	
稼働件数	0	13	392	745	2	9	407	669	3	16	406		
年度契約件数	745				669								90%

【参考2】契約の進捗管理（工事請負費） (金額：百万円)

		R4 契約												進捗	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
契約件数	予定	9	8	23	44	62	131	101	65	57	47	47	74	668	75%
	実績	11	5	27	48	67	171	51	64	53	1	0	0	498	
請負金額	予定	920	413	1,780	3,483	5,457	9,138	6,989	3,335	4,822	3,113	6,410	6,262	52,121	64%
	実績	773	432	1,894	3,518	4,358	13,356	2,135	3,085	3,862	45	0	0	33,459	

稼働状況 (R4, R5) 折線グラフ。稼働金額(百万円)と稼働件数(件)の推移を示す。

稼働金額(前年・現年別) 折線グラフ。R4とR5の稼働金額を前年・前年以前計と比較する。

稼働件数(前年・現年別) 折線グラフ。R4とR5の稼働件数を前年・前年以前計と比較する。

年度別稼働金額 積み上げ棒グラフ。R3, R4, R5の稼働金額を前々年度、前年度契約分、現年度契約分に分けて示す。

契約状況(件数) 積み上げ棒グラフ。月別件数と累計件数を契約予定と契約実績で示す。

契約状況(金額) 積み上げ棒グラフ。月別金額と累計金額を契約予定と契約実績で示す。

○地整発注工事(事務所発注)の平準化パターン ※通常発注、受託工事で、県の議会承認が必要な繰越工事発注、債務工事 のスケジュールの例

	1年度目(発注調整年次)												2年度目(施工年次)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
①通常発注 単費										調整、積算開始			調整	公告			契約	工期						
②平準化 早期(12月～) 工期:12か月以下			調整、概算積算開始 ☆			★	公告		契約	工期														
②平準化 遅期(4月～) 工期:12か月以下				調整、概算積算開始 ☆				★	調整	公告			契約	工期										
③0国(0年度の概算要求でセット) 工期:12か月以下(4月～)										調整	公告			契約	工期									
④2国(0年度の概算要求でセット) 工期:縛りなし						公告			契約	工期														
⑤繰越 現場不一致等 工期延期	公告		契約	工期		☆)			☆))	★)			★))	変更積算・繰越対応										
非出水期を考慮した工事の例②(④)	調整、概算積算開始 ☆					★	公告		契約	工期														
豪雪時期を考慮した工事の例②③				調整、概算積算開始 ☆				★	調整	公告			契約	工期										
夏休み(中・高校等)を考慮した工事の例 準備少ない①										調整、積算開始			調整	公告			契約	工期						
夏休み(中・高校等)を考慮した工事の例 準備多い②(③)				調整、概算積算開始 ☆				★	調整	公告			契約	工期										
舗装工事の例②(③)				調整、概算積算開始 ☆				★	調整	公告			契約	工期										

※③④平準化国債を活用する場合は、0年度(工事発注一年前)の概算要求時に、国債および受託枠をセットする。
 ※契約期間(公告～契約: 2.5か月で設定 200万円程度の工事規模を想定)
 ※議会調整: 調整～議会(約3か月で設定(☆～★))

	1年度目												2年度目											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
年間の維持修繕工事の例 12か月④						公告			契約	工期														
12か月④		国債枠セット																	公告			契約	工期	

☆ 年度当初から施工を開始するには、前年度にほとんどの作業を "完了" しておく必要があります。

- ・ 履行期限は発注時期①～⑥の区分毎に最大限設定できる『履行期限』は以下のとおり
- ・ ただし「設定不可」としている期間に、『履行期限(工期末)』を設けてはならない。

発注(公告)時期	前年度		当該年度				翌年度				備考	
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
①早期発注 (1年で履行が必要な業務)	公告 ↓ 契約 ↓ 手続	契約	履行期間(当初)				設定不可				・1年間を通して実施が必要な業務は、「早期発注」を原則とする。 ・通年での履行であるため、履行期限の延長は不可とする。 ・受発注者双方の負担軽減のため、国債での発注が可能な業務は国債による複数年発注とする。 ・ただし今後は4月～3月の期間で実施しなければならない業務以外は早期発注の対象外としていく予定。	
②早期発注 (通常業務)	公告 ↓ 契約 ↓ 手続	契約	履行期間(当初)		納品	履行期限(変更) 繰越による延長		納品	設定不可		・「①早期発注」に該当する業務の履行期限は第3四半期までとする。 ・契約後、履行期限の延長が必要な場合は、当年度の第4四半期の設定は原則不可とし、翌年度の第2四半期を目処に延長。	
③第1四半期発注		公告 ↓ 契約 ↓ 手続	契約	履行期間(当初)			納品	履行期限(変更) 繰越による延長		納品	・「③第1四半期発注」の業務に限り、履行期限は第4四半期までとすることが出来る。 ・契約後、履行期限の延長が必要な場合は、翌年度の第2四半期中を期限とする。	
④第2四半期発注			登債申請	公告 ↓ 契約 ↓ 手続	契約	履行期間(当初・変更)		納品	設定不可		・「④第2四半期発注」の業務は、登債申請を行い発注することを原則とし、履行期限を第4四半期として発注することは不可とする。 ・契約後、履行期限の延長が必要な場合は、翌年度の第2四半期中を期限とする。	
⑤第3四半期発注				登債申請	公告 ↓ 契約 ↓ 手続	契約	履行期間(当初・変更)		納品	設定不可		・「⑤第3四半期発注」の業務は、登債申請を行い発注することを原則とし、履行期限を第4四半期として発注することは不可とする。 ・契約後、履行期限の延長が必要な場合は、翌年度の第2四半期中を期限とする。
⑥第4四半期発注					登債申請	公告 ↓ 契約 ↓ 手続	契約	履行期間(当初・変更)		納品	・「⑥第4四半期発注」の業務は、登債申請を行い発注することを原則とし、履行期限を第4四半期として発注することは不可とする。 ・契約後、履行期限の延長が必要な場合は、翌年度の第2四半期中を期限とする。	

原則、翌債による発注

履行期限設定不可期間

- ※ 国債(ゼロ国債含む)の発注であっても、履行期限設定不可期間の考え方は同様とする。
- ※ 災害対応等で、上記によらない履行期限を設定しなければならない場合は、当初発注時は発注前、変更契約時は、手続開始前に本局事業担当課及び技術管理課の了承を得なければならない。

◆発注関係事務を支援する「公共工事発注者支援機関」

発注者の業務負担増、人員不足に対応し、発注関係事務を適正に実施するための支援(積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査)を行う。

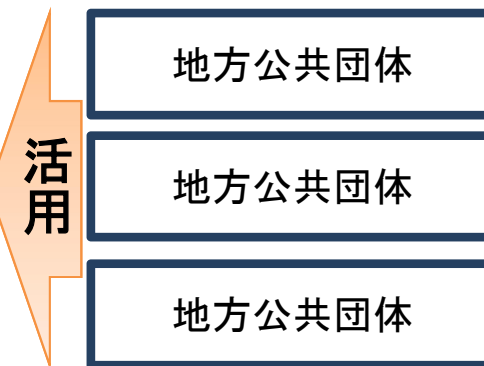
公共工事発注者支援機関 (10機関)

○認定機関[土木]

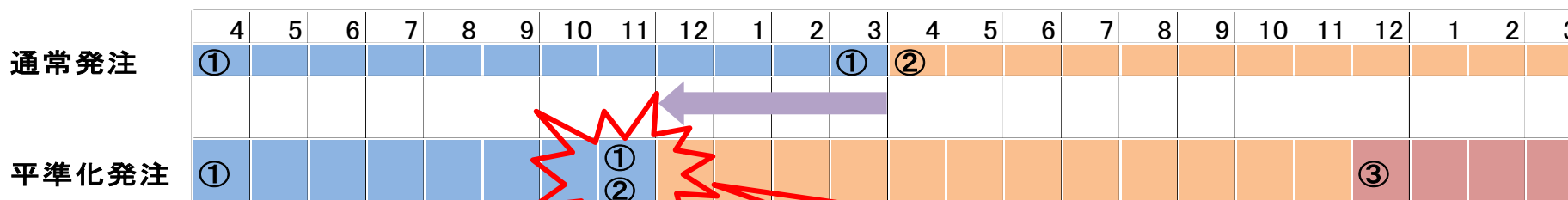
- (公財)岐阜県建設研究センター
- (公財)愛知県都市整備協会
- (公財)三重県建設技術センター
- (一社)中部地域づくり協会
- (一社)ふじのくにづくり支援センター

○認定機関[建築]

- (公財)岐阜県建設研究センター
- (一財)静岡県建築住宅
まちづくりセンター
- 愛知県住宅供給公社
- (公財)三重県建設技術センター
- (一社)中部地域づくり協会



■発注者支援業務の活用例(土木工事の発注)



○通常、年度末に①工事の完了手続き、次年度に②の工事の発注手続きを実施する。⇒平準化発注のため11月頃、①工事の締めと、②工事の発注準備が前倒しで同時進行となる。
 ※①工事の締めを職員が実施。②工事の積算業務、技術提案の審査等を発注者支援業務にお願いする。

◆ 日建連 意見交換会 (令和5年6月7日: 中部)

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2. (1) 予算確保と適切な発注

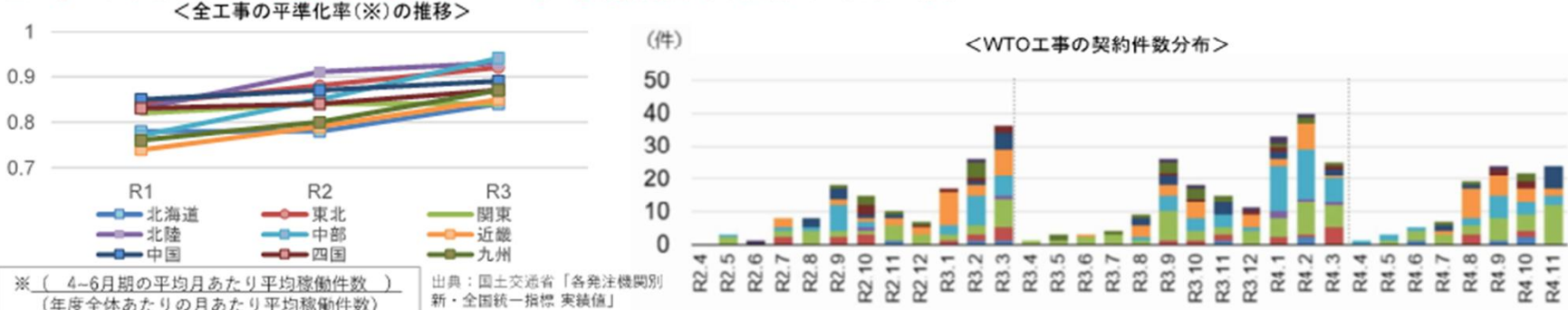
① 予算確保と適切な発注



11) 国土強靱化の根幹的施設を計画的に整備するため、必要な予算を安定的に確保することが重要である。事業の執行に当たっては、**効率的な施工のため、発注の平準化や計画的な早期執行が求められることから、債務負担行為や事業加速円滑化国債の活用拡大などにより適切な発注をされたい。**一方、国土交通省発注工事では設計変更が行われた現場のうち、**当初工事数量減や工事打ち切り等が約4割の現場で発生しており、予算の制約で不合理な対応となっている事例があることから、適正な規模・工期を確保するとともに、施工環境を整えた上で発注をされたい。**

A) WTO工事の発注の平準化

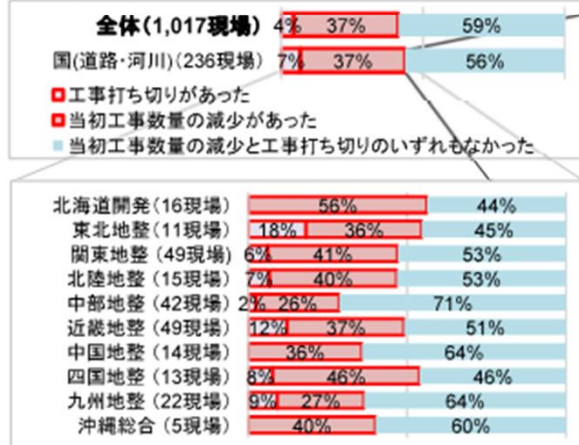
全工事の平準化率は年々改善傾向にあるが、WTO工事の契約件数分布は依然として山谷がある



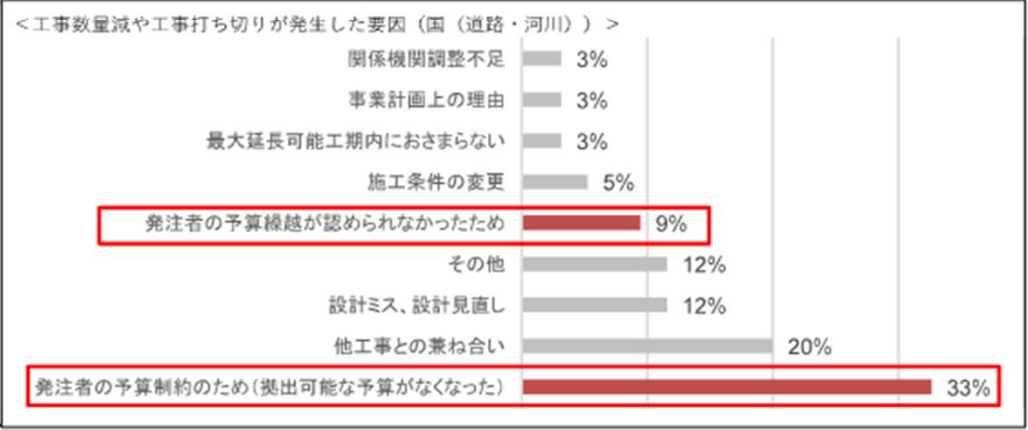
B) 予算の制約を理由とした工事数量減や工事打ち切りの発生状況

設計変更が行われた現場のうち、約4割で当初工事数量減や工事打ち切りが発生している

＜設計変更が行われた現場のうち、工事打ち切りや当初工事数量減が発生した割合＞



予算関連の要因(予算制約、繰越が認められなかった)が最多



出典：円滑な施工の確保に関する調査(日建連/2022年11月)

◆道建協（令和5年5月25日）

年間を通じた工事の平準化

年度末に工期末が集中すると、業務が増加する年度末にさらに作業が集中するため、土日出勤や超過勤務が多くなる可能性があります。

工事の平準化については推進していただいているところですが、ひき続き以下の事項を要望します。

○既に取り組んで頂いている2箇年国債、ゼロ国債、事業加速円滑化国債および繰り越しの更に活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。

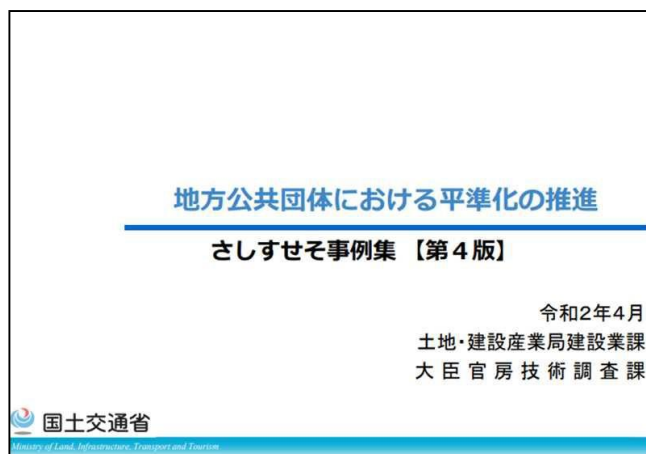
○工事の平準化については、契約している工事本数や契約金額による平準化ですと、工事ごとの現場施工のピークなどは考慮されません。変更の可能性も踏まえた工期末の分散など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。

◆全地連（令和4年10月27日）

・地質調査業の納期の平準化について、12月～2月に業務を翌債として発注していただけると、さらに納期の平準化も進むと考えられます。この点も踏まえて発注時期のご検討をお願いします。県・市町村の納期についてもこれを分散させるような働きかけを、中部ブロック発注者協議会等を通して行っていただけるようお願いします。

- 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、「**地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)**」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)
 - 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「**さ・し・す・せ・そ**」*の実施事例について紹介
- * (さ)債務負担行為の活用
- ・ 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用
- (し)柔軟な工期設定 (す)速やかな繰越手続 (せ)積算の前倒し (そ)早期執行のための目標設定等
- ・ 執行率等の設定・発注見通しの公表

表紙・構成

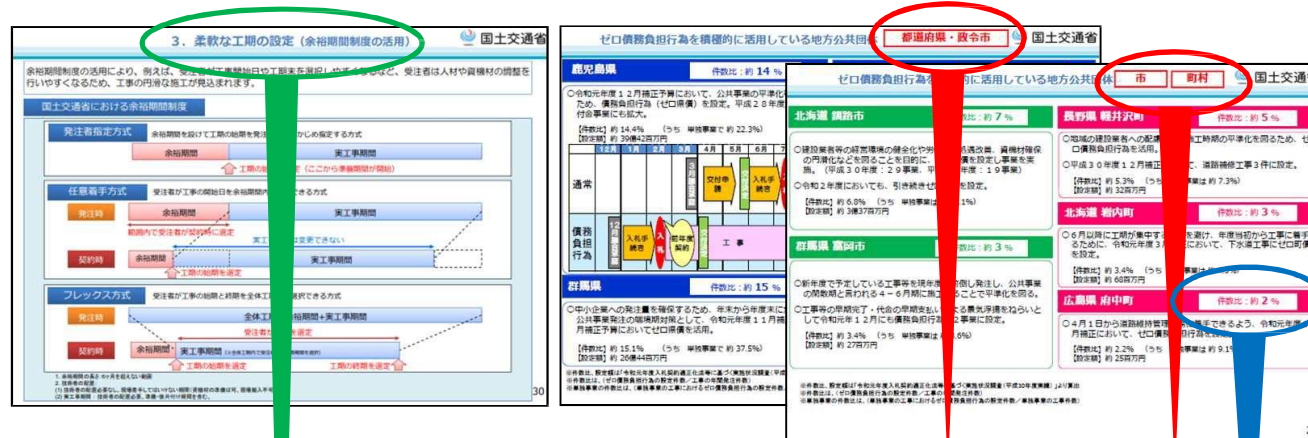


1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等(参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)

<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

掲載例



ポイント1

「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について
都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

ポイント2

一部の取組については、工事の年間発注件数に占める
実施割合(件数比)を掲載

ポイント3

平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介
→ 財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

個別案件

- ・ 週休 2 日

【工事】 週休2日

○建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。

○また、建設業は令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることから、働き易い職場環境づくりは急務になっています。

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

【収入・福利面】

- 収入の低さ
- 社会保険等の未整備

【働くことへの希望、将来への不安】

- 職業イメージの悪さ
- 仕事量の減少への不安

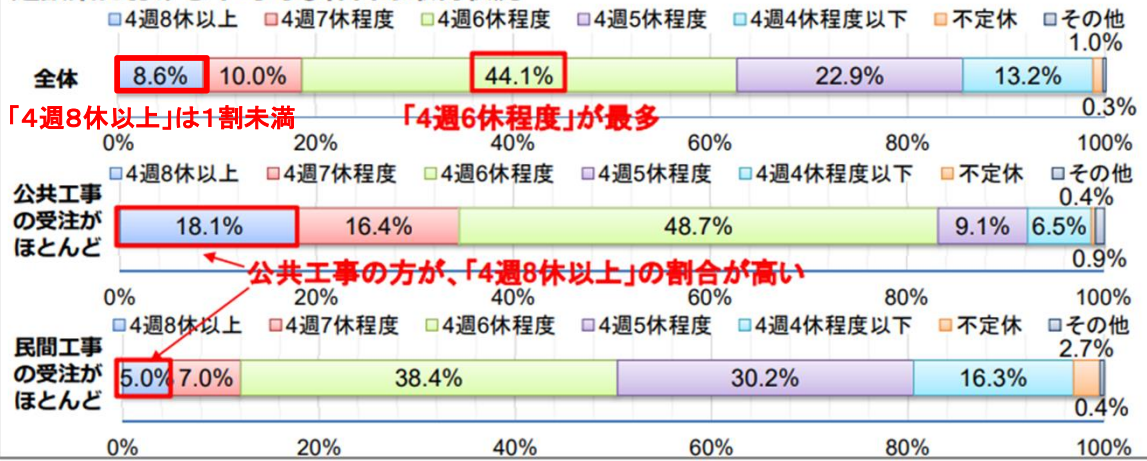
【休日確保や労働環境】

- 仕事のきつさ
- 休日の少なさ**
- 作業環境の厳しさ**

2002年4月～公立学校の多くで毎週土曜日が休校日となり、現在**27歳より若い世代**(1995・H7年以降に生まれた世代)は、**土日休みが当たり前の環境で育っている。**

※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

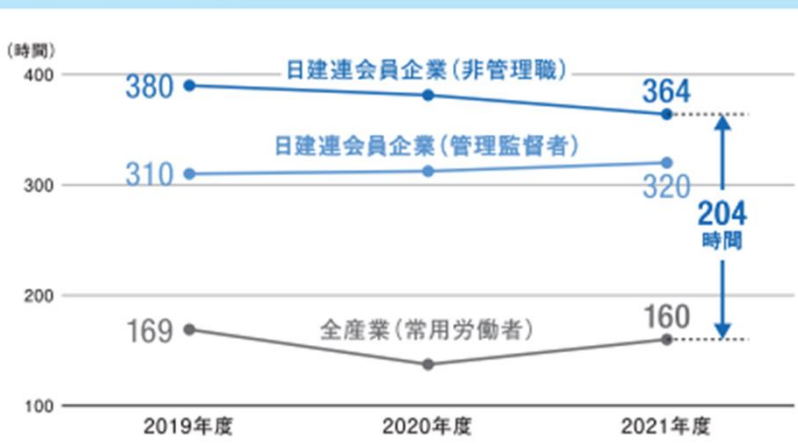
建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日は全体で1割未満、公共工事でも2割程度

※ 出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

時間外労働時間



時間外労働上限規制の2021年時点での達成状況

時間外労働上限規制と同等の条件の達成状況

上限規制内	非管理職		合計	管理監督者	合計
	上限規制超過	割合			
25,896人	39,944人	60.7%	65,840人	41,009人	106,849人

有効回答者数 68社

特別条項適用時の上限規制と同等の条件の達成状況

上限規制内	非管理職		合計	管理監督者	合計
	上限規制超過	割合			
43,432人	17,427人	28.6%	60,859人	39,368人	100,227人

有効回答者数 63社

※日建連リーフレット「建設業の担い手、働き方の現状」より

【工事】 週休2日工事の実施状況

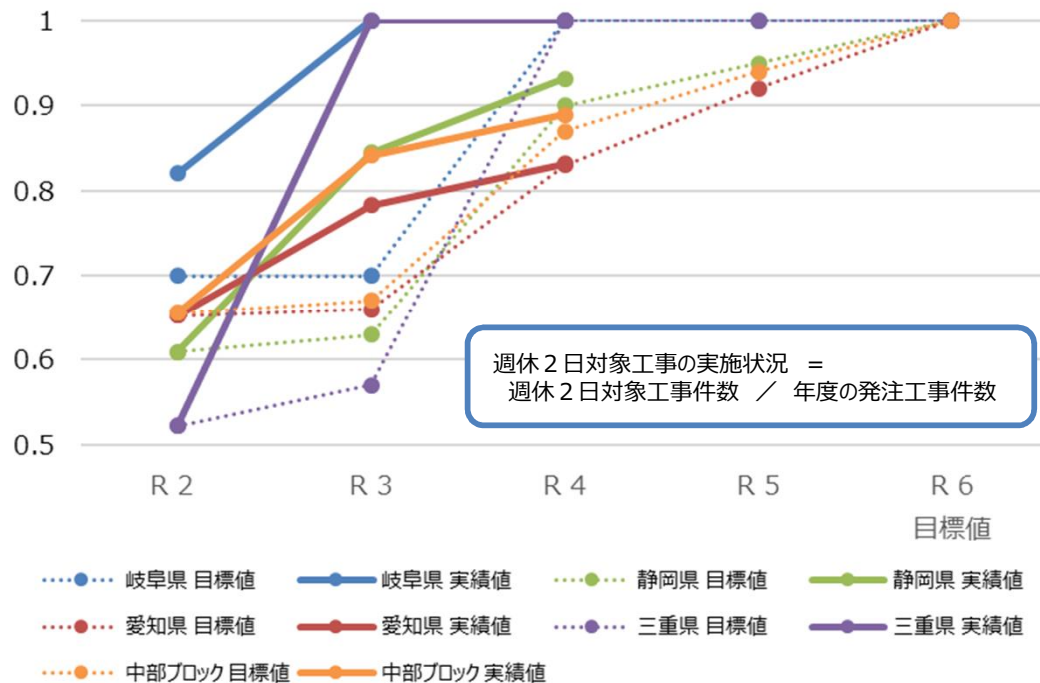
◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R4達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡○ 愛知○ 三重◎

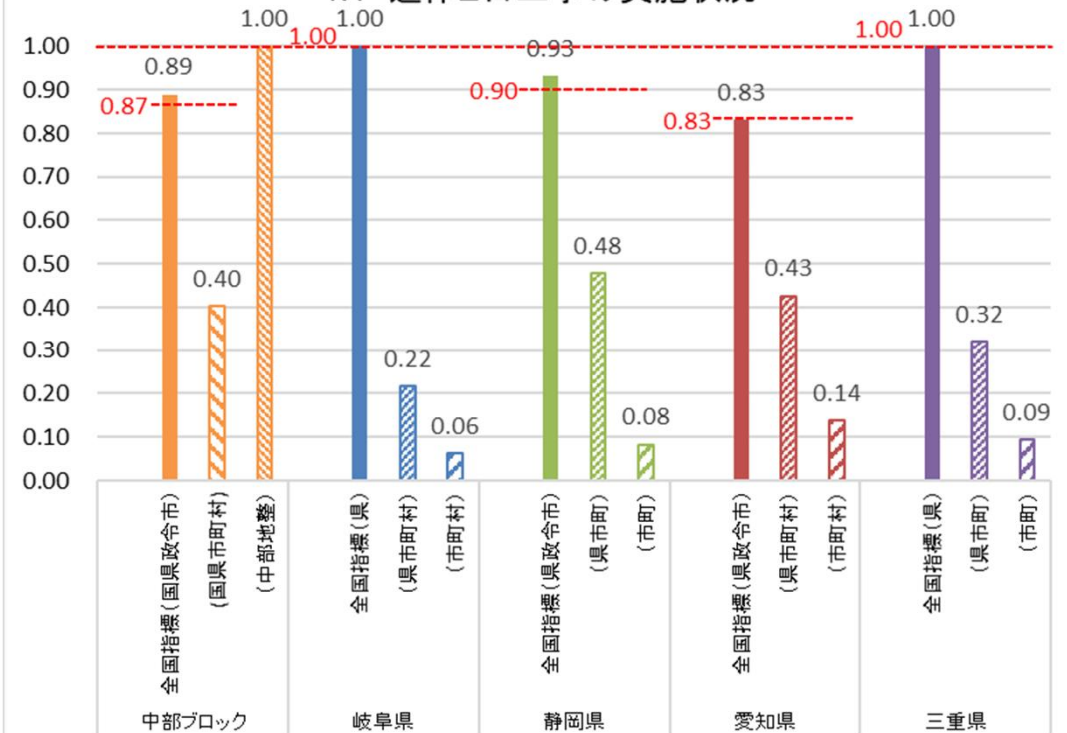
- 令和3年と令和4年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.84→0.89)**。
- 令和4年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。
市町村では取組が進んでいない。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

週休2日工事の実施状況



R4 週休2日工事の実施状況



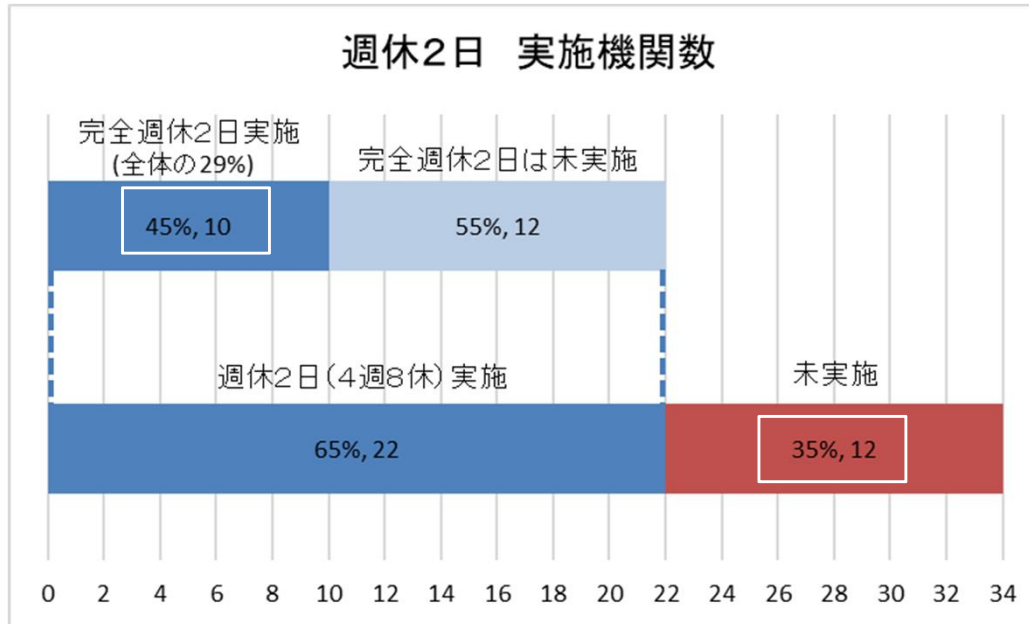
◇ 目標達成のメリット

- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

【工事】 週休2日工事の実施状況

中部ブロックの機関で、週休2日未実施(実施件数が0件)なのは、国等の12機関。

国等・県・政令市における週休2日実施機関数の割合は、週休2日(4週8休)実施65%、そのうち完全週休2日 実施29%



週休2日(4週8休)工事の取り組み割合は増加しているが、完全週休2日の取り組みは、実施全体の半分以下となっている。

■今後の週休2日の取り組みについて

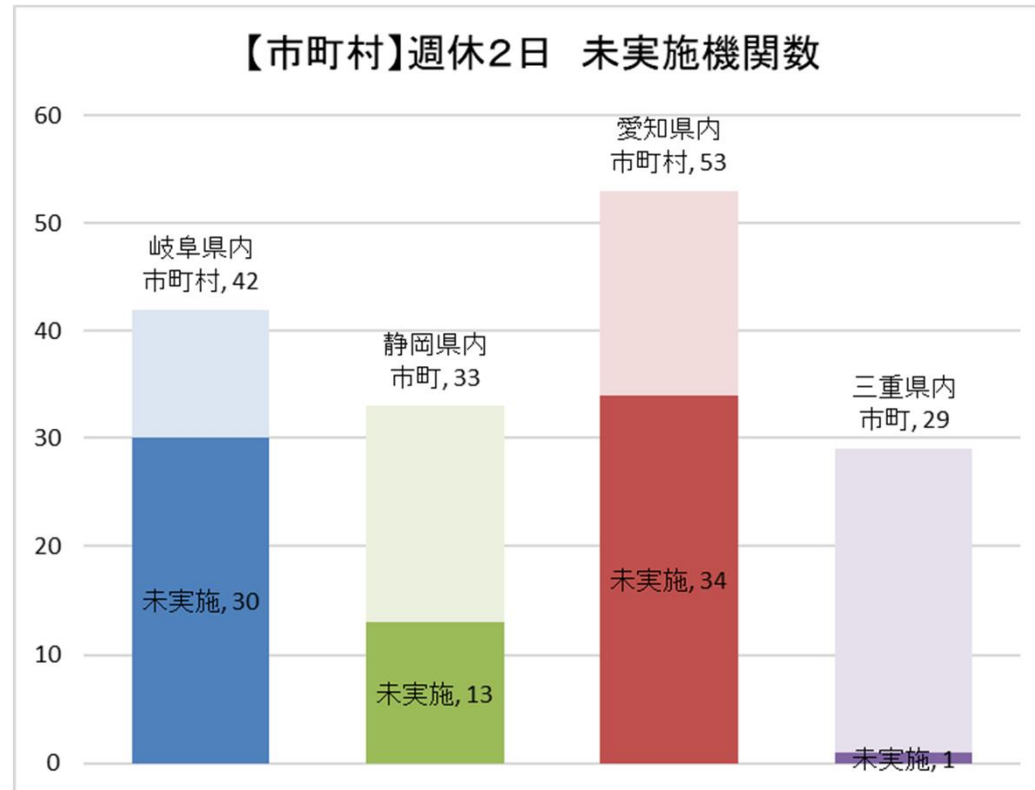
・受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者が1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるように留意すること。

(令和4年3月31日 本省→整備局通知「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」の運用について」より抜粋)

⇒ある月でまとめて休日を取得するのではなく、工期全体にわたってまんべんなく休暇を取得できるようにする。

【工事】 週休2日工事の実施状況

○ 市町村で、週休2日未実施(実施件数が0件)なのは、78市町村。



◇ 市町村で週休2日を進める必要性

国・県・政令市の工事を受注している下請業者が、土日等の週休日に市町村工事に携わる可能性あり。

時間外労働の上限規制の適用を見据えると、建設業全体で週休2日を進める必要あり。

◇ 市町村で週休2日が進まない理由(聞き取り)

- ・経費補正のための予算確保に課題
予算にあわせて、事業量を減らすことになる

- ・施工時期が限られている工事では、週休2日の現場閉所が難しい

○令和4年度から、現場における更なる週休2日の意識向上を図ることを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「まんなかホリデー」を実施

- ◆実施日 : R5.4～第2・第4土曜日 R5.10～毎週土曜日
- ◆実施期間:(国・県・政令市)R4.7～R6.3
(その他の市町村)R4.10～R6.3

【実施に関する事項】

○対象工事

原則全ての工事(災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く)

○対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

○休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

○その他

受注者に対し、別途作成するチラシを現場に掲示するよう依頼
 静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施
 三重県内は現状の取り組みを実施

建設業者の皆様へ

“まんなかホリデー”
 中部地方の公共工事は土曜日を一斉休工日にしよう

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

4月～ 毎月第2・第4土曜日
 10月～ 毎週土曜日
 は一斉休工日です
※4週8休を後押しするものであり、強制的ではありません

全ての公共工事を週休2日に！

令和5年4月1日～
 時間帯 9:00～17:00

全ての公共工事

発注者 中部ブロック発注者協議会
 施工者 ○○○○建設(株)
※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを後押ししていきます。
 各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。
 なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。
※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中
 ※三重県内は月2回土日完全週休2日を実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会・各業団体
 国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・農林水産省東海農政局
 警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校・財務省東海財務局・名古屋税関・国税庁名古屋国税局
 厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局
 林野庁中部森林管理局・経済産業省中部経済産業局・海上保安庁第四管区海上保安本部
 環境省中部地方環境事務所・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・静岡県・浜松市・名古屋市中日本高速道路株式会社名古屋支社・(独)都市再生機構中部支社
 (国)日本原子力研究開発機構東海地科学センター・(独)水資源機構中部支社・静岡県道路公社
 愛知県道路公社・名古屋高速道路公社・名古屋港管理組合・四日市港管理組合
 日本下水道事業団東海総合事務所・岐阜県内市町村・静岡県内市町村・愛知県内市町村・三重県内市町村
 (一)岐阜県建設業協会・(一)静岡県建設業協会・(一)愛知県建設業協会・(一)三重県建設業協会
 (一)日本道路建設業協会中部支部・(一)日本橋梁建設協会
 (一)プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部・(一)愛知県土木研究会

チラシ

<https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/enquete.htm>

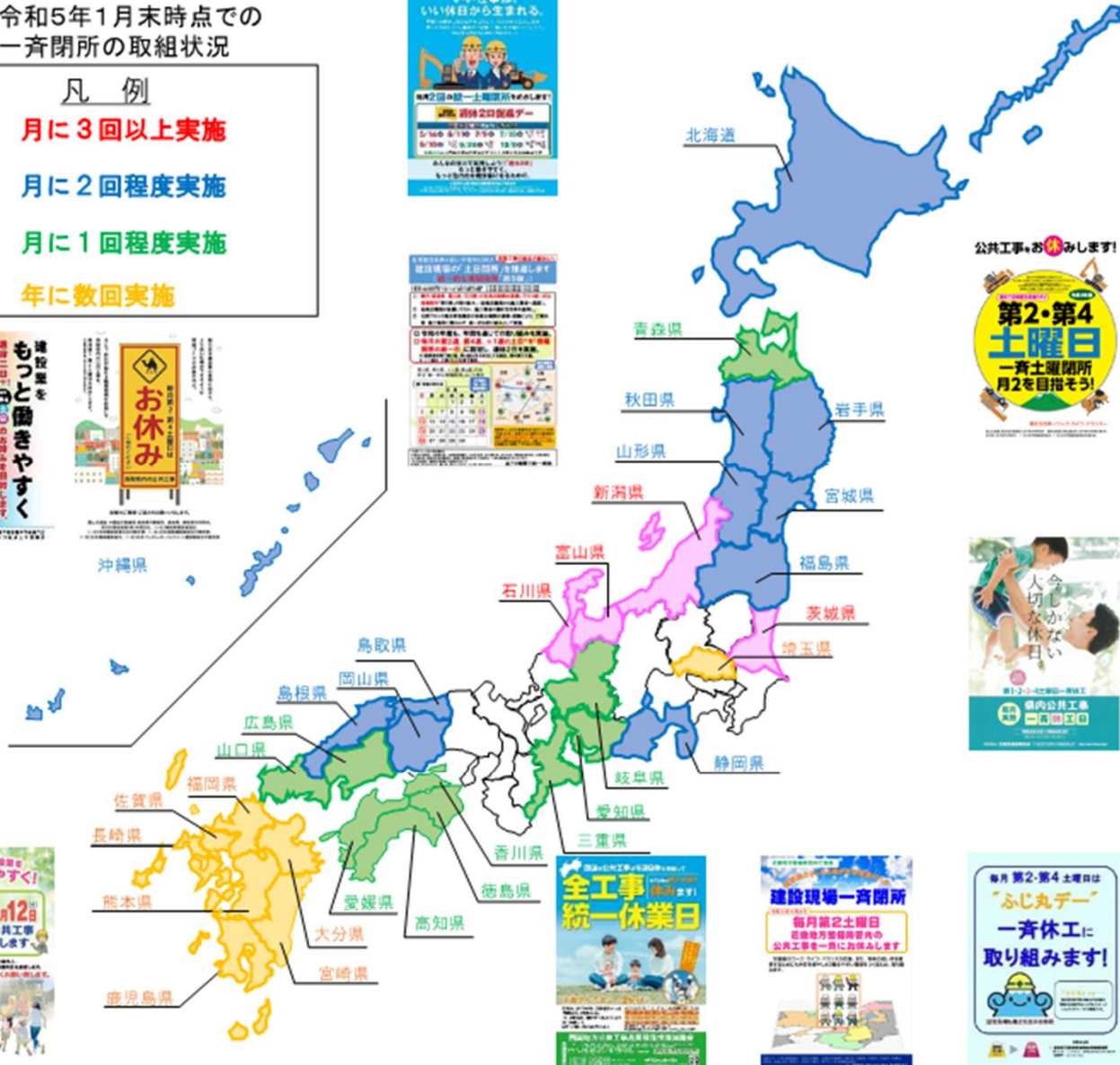
令和5年2月28日記者発表「令和5年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改訂」参考資料より

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取り組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での一斉閉所の取組状況

凡例

■	月に3回以上実施
■	月に2回程度実施
■	月に1回程度実施
■	年に数回実施



一斉閉所の実施状況 令和5年1月末時点		
地方整備局	地域	実施内容
北海道	北海道	毎月2回統一土曜日
東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	毎月第2・4土曜日
	青森県	毎月第2土曜日
関東	茨城県	毎月第1、2、3、4土曜日
	埼玉県	年に数回以上
北陸	新潟県 富山県 石川県	毎月第2・4+1週の土日曜日
中部	静岡県	毎月第2・4土曜日
	愛知県 岐阜県 三重県	毎月第2土曜日
	近畿	近畿全域
中国	鳥取県 島根県 岡山県	毎月第2・4土曜日
	広島県	土曜日閉所を月1回
	山口県	毎月第2土曜日
	四国	四国全域
九州	九州全域	年に数回以上
沖縄	沖縄県	毎月第4土日曜日

◆ 中部地整管内での取り組み事例

- ・週休2日達成を工事成績に反映
- ・取り組み実施を総合評価の加点対象に追加
- ・令和5年度より「原則 発注者指定」で発注（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者等を「岐阜県建設人材育成企業」として登録するとともに、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し、幅広く広報することで建設業者及び建設関連業者の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。

○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

- ①労働環境の整備、処遇の改善
- ②将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- ③魅力ある建設現場等の環境づくり

○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

- ①ゴールドランク：評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
- ②シルバーランク：評価項目についての達成状況が優秀な企業
- ③ブロンズランク：評価項目についての達成状況が優良な企業



○認定企業数(R2年度分以降記載)

認定年度	R2 ○ H29 (第1回) 認定更新					R3 ○ H30 (第2回/第3回) 認定更新					R4 ○ R1 (第4回/第5回) 認定更新					辞退・取消 失効・消滅		第1回～第8回 累計						
	(R2.11)					(R3.11)					(R4.11)													
認定回	建設					建設					建設					建設	建設 関連	建設	建設 関連					
認定月	新規	ランクアップ	同ランク更新	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	同ランク更新	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	同/下位ランク更新	新規	ランクアップ					同ランク更新				
認定数	25	46	52	5	3	20	27	30	1	1	42	25	39	3	2	7	▲ 14	▲ 14	0	308	287	21		
ランク	ゴールド	0	23	18	3	3	1	9	9	0	1	4	14	13	0	2	7	▲ 2	▲ 2	0	106	90	16	
	シルバー	5	23	14	1	0	6	18	9	0	0	13	11	9	2	0	0	▲ 6	▲ 6	0	102	99	3	
	ブロンズ	20	0	20	1	0	13	0	12	1	0	25	0	17	1	0	0	▲ 6	▲ 6	0	100	98	2	
登録数	41	0	0	5	0	49	0	0	1	0	75	0	0	3	0	0	▲ 66	▲ 66	0	627	606	21		
業種別認定数	123					8					77					2		106					12	
年間認定総数	131					79					118													

届出・申請期間…7～8月、認定…11月中、認定証授与式…12月中

○各種セミナーの開催

①ブラッシュアップセミナー

既に認定を受けている企業の取組意識の向上を図るセミナー(ランクアップセミナー)

②認定促進セミナー

まだ認定を受けていない企業に対し、リーディング企業認定取得に向けた、労働環境整備等に関するセミナー

◆ 日建連 意見交換会 (令和5年6月7日: 中部)

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1. (1) 適正な工期設定と条件明示

① 適正な工期設定と条件明示

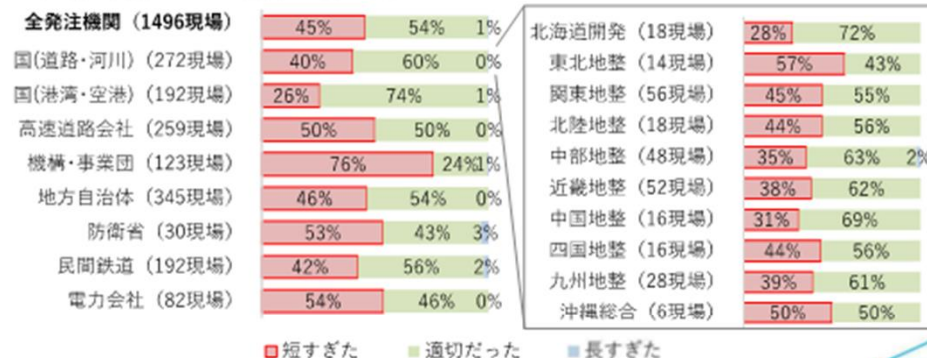


1) 工期が短すぎた現場が、国で約4割、高速道路会社や自治体で約5割、機構・事業団では約7割に上っている。直轄工事に加え、地方公共団体を含む全ての発注工事において、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮されたい。さらに、時間外労働の上限規制を踏まえた標準工期を設定するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映されたい。また、入札公告において、工程算出の前提とした班編成等に加え、工程のクリティカルパスと関連する課題の解決時期の明示など、発注者が工期設定の前提とした情報を開示されたい。その上で、受注者の責によらない条件変更が生じた場合には、必要に応じて適切に工期および請負代金について契約変更されたい。

A) 4週8閉所のための当初発注工期の適正さ

国(道路・河川)を含む多くの発注機関の工事で設定工期が短い傾向にあり、工期に関する基準の遵守徹底が求められる。

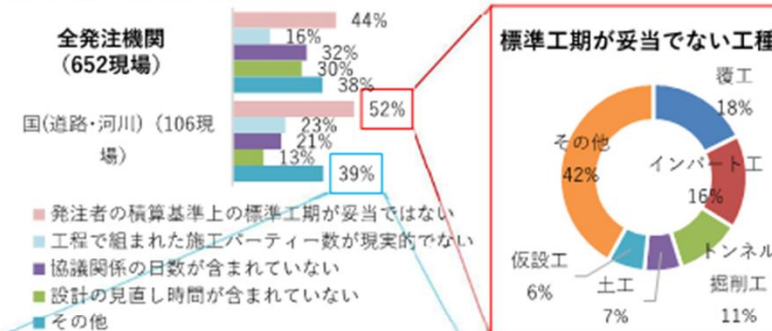
◆ 4週8閉所のための当初発注工期の適切さ



B) 週休2日を踏まえた工期設定に必要な要素

下記の要素を十分に考慮して、週休2日取得のための適正な工期を設定する必要がある。

◆ 当初発注工期が短すぎた理由



C) 当初発注工期の不足日数

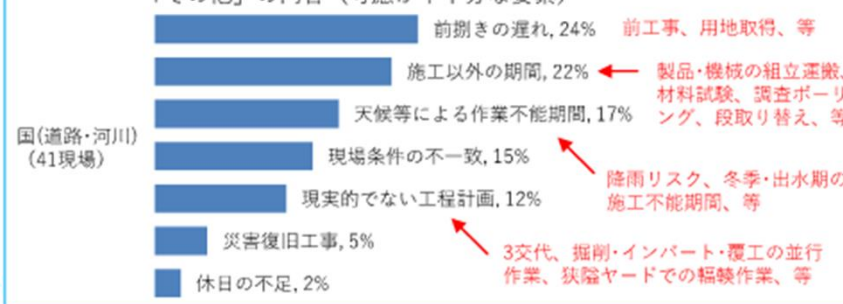
◆ おおよその平均残業時間

単月の平均時間外労働

【国(道路・河川)：元請の技術者】



「その他」の内容 (考慮が不十分な要素)



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査 (日建連/2022年11月)

◆日建連 意見交換会(令和5年6月7日:中部)

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1.(1)④時間外労働削減のための環境整備

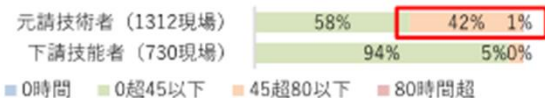


4) 建設現場に従事する技術者は、施工管理に加え、書類の作成や次工程の段取りなどその業務内容は多岐にわたることから、建設現場の約40%で単月平均残業時間が45時間を超過している。時間外労働の上限規制を遵守するためには、技術者の増員や業務の外注によりこれまで以上に時間外労働削減に対応することが不可欠であり、このための対応費用を設計変更の対象とするなど、実態に即した運用を図られたい。

A) 時間外労働削減におけるターゲット

時間外労働が多いのは元請の技術者である。

◆おおよその単月の平均残業時間(職種別) <全発注機関対象>



B) 閉所日数と時間外労働の実績

4週8閉所以上は80%と進んでいるが、時間外労働の特別条項に該当するのは48%で、平日の残業時間が多い。

発注機関	4週8閉所		時間外労働の特別条項	
	以上	未満	該当しない	該当する
全発注機関	49%	51%	53%	47%
国(道路・河川)	80%	20%	52%	48%
国(港湾・空港)	79%	21%	61%	39%
高速道路会社	45%	55%	45%	55%
機構・事業団	16%	84%	46%	54%
地方自治体	37%	63%	58%	42%
防衛省	40%	60%	67%	33%
民間鉄道	35%	65%	61%	39%
電力会社	21%	79%	56%	44%

D) 時間外労働削減に伴う費用の増加

書類作成業務の外注や元請職員の増員による残業費削減を考慮しても、間接工事費は増加している。

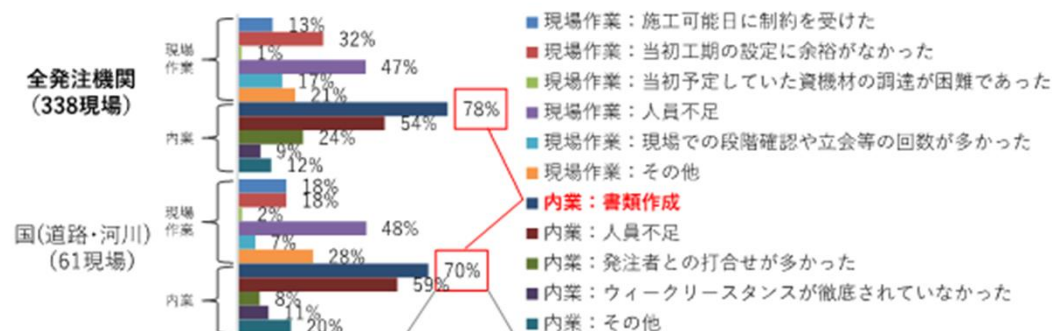
◆書類作成業務の外注や元請職員の増員などの対応による間接工事費の増減 ※残業代削減を考慮



C) 時間外労働が増加する理由

時間外労働が増加する理由の多くは、書類作成や現場作業・内業に係る元請の人員不足。

◆時間外労働の上限規制が守れなかった理由



◆時間外労働に影響を及ぼした書類

設計変更協議、検査書類、定型的な発注者提出書類が多いため、書類の簡素化が必要。



出典:円滑な施工の確保に関するアンケート調査(日建連/2022年11月・2023年3月)

◆ 日建連 意見交換会 (令和5年6月7日: 中部)

日建連HP掲載「2023年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1. (2) 工事現場における完全週休二日の実現

① 土日現場閉所による完全週休二日

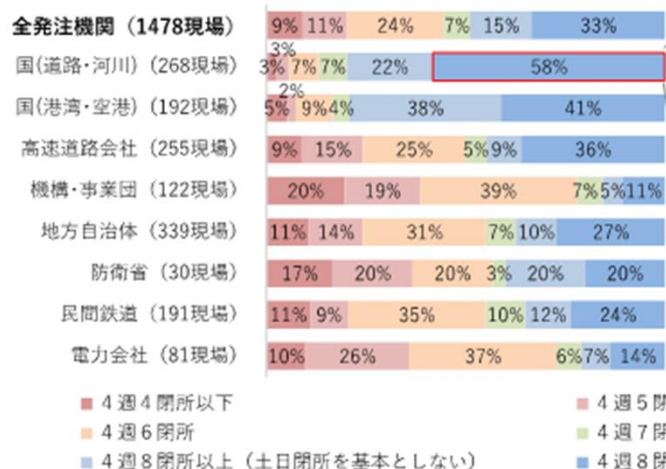


5) 建設業の担い手(技術者・技能労働者)を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現は不可欠である。国土交通省直轄工事(道路・河川)では、土日閉所を基本とした4週8閉所が58%と他の発注機関に比べ進んでいるが、今後、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休2日制工事の導入を基本とされたい。また、整備局以外の発注機関においても、統一土曜閉所の取組みの拡大等を通じ、週休2日制工事の導入を拡大されたい。

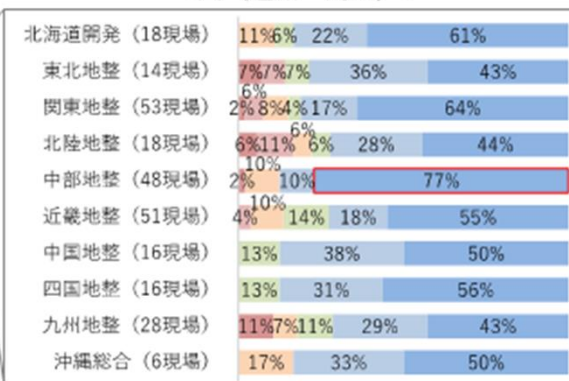
A) 閉所日数の実績

国(道路・河川)においては土日閉所を基本にした4週8閉所が50%を超える。
一方、他の発注機関では取組みが遅れている。

◆現場閉所日数(実績)



<国(道路・河川)>



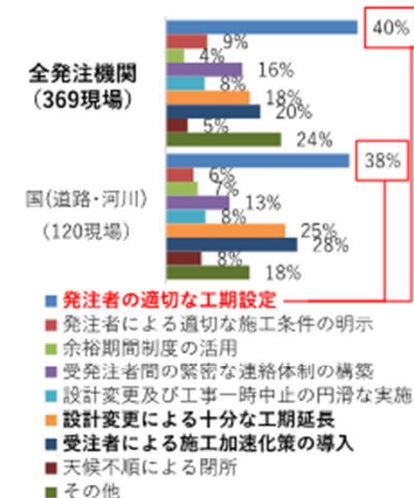
↑他機関に先行して完全週休二日に取り組んでいた中部地整は土日閉所の実績が高い

出典:円滑な施工の確保に関するアンケート調査(日建連/2022年11月)

B) 4週8閉所実現の要因

4週8閉所実現のためには、発注者による適切な工期設定が最重要。

◆4週8閉所以上の閉所日数が取れた要因



C) 統一閉所の取組み

各地で整備局・地方自治体等の各発注機関と建設業団体が連携して統一閉所の取組みが行われている。

月に3回以上実施	◆茨城県 ◆新潟県・富山県・石川県(合同)
月に2回程度実施	◆北海道 ◆岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県(合同) ◆静岡県 ◆沖縄県

月に1回程度実施	◆青森県 ◆愛知県・岐阜県・三重県(合同) ◆鳥取県・島根県・岡山県(合同) ◆広島県 ◆山口県 ◆四国全域
年に数回実施	◆九州全域



一宮城県、山形県、茨城県は令和5年度に県内の工事で毎週土曜日を閉所する取組みを開始

⇒完全週休二日への挑戦



出典:令和5年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定(国土交通省/2023年2月)

◆ 静岡建協（令和5年6月21日）

「働き方改革の着実な推進」（週休二日制と時間外労働の上限規制）

静岡県では、第2・第3土曜日を「ふじまるデー」として休工とする運動を行ってきた結果、会員からは、「週休二日制度がほぼ浸透してきたため休日が取得しやすい職場環境に改善されてきていると感じます。この実情を次の担い手や外部へアピールしていけばより担い手確保が実現できると考えます。」との意見が寄せられています。国におかれましても、引き続き完全週休二日制に向けた啓発をお願いします。

◆ 岐阜建協（令和5年2月20日）

・週休2日制の実施は、国の工事については多くの現場にて達成。県の工事についてもだいぶ浸透。市町村についてはほぼ皆無の状況。協力業者によっては土曜日作業できる現場に応援に行き作業しているという声がある。理由としては週休2日制による収入減以外に、市町村まで週休2日工事が周知されていないことが考えられるので、市町村への更なる指導を要望。

◆ PC建協（令和4年11月1日）

・週休2日の完全実施を実現するため、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、国土交通省と同様な施策が必要です。そのためには、発注者指定型の週休2日工事発注について、各管内のブロック発注者協議会などの場において他の発注機関への取り組みの周知をお願いします。

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業はH31年4月から、中小企業はR2年4月から適用

	<p>見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)</p> <p>罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>
原則	<p>(1) 1日8時間・1週間 40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)</p>
↓ 36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp>

The screenshot shows the homepage of the special website for overtime regulations. At the top left is the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) with the tagline 'ひとくらし、みらいのために' (For a better life and future). The main title is '適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススめ' (Special site for overtime regulations for designated industries, working happily). On the top right, there are options for text size: '標準' (Standard), '大' (Large), and '特大' (Extra Large). A teal navigation bar contains links for 'トップ' (Home), '国民の皆様へ' (To the citizens), '業界別の取り組み' (Initiatives by industry), '動画コンテンツ' (Video content), and 'SNS'. The main content area features a smiling woman in a white shirt holding a green flag. To her right, the text reads 'くらし、はたらき、ともにススめ!' (Living, working, together happily!). Below this, it states '2024年4月から' (From April 2024) and lists industries: '建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の、時間外労働の上限規制が適用されます。' (Overtime regulations for designated industries including construction, truck/bus/taxi drivers, and doctors will be applied). A small box identifies her as '働き方改革コンダクター 小芝風花' (Work Style Reform Conductor, Kazuhana Koshiba). At the bottom, a yellow button says '2024年4月から' (From April 2024).

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

The screenshot shows a website interface with a teal header containing navigation links: 'トップ' (Top), '国民の皆様へ' (To the People), '業界別の取り組み' (Initiatives by Industry), '動画コンテンツ' (Video Content), and 'SNS'. Below the header is a document icon and the text '詳しくはこちらのパンフレットなどもチェック' (Check these brochures and others in detail). Two main content areas are presented: on the left, a brochure titled '建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説' (Construction Industry Overtime Regulation Easy-to-understand Explanation) with a corresponding button; on the right, a document titled '建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A' (Q&A on Overtime Regulation for Construction Industry) with a corresponding button. An illustration of a man and a woman looking at a laptop is positioned in the lower right. The footer includes links for '利用規約・リンク・著作権等' (Terms of Use, Links, Copyright, etc.), '個人情報保護方針' (Personal Information Protection Policy), and 'アクセシビリティについて' (About Accessibility), along with logos for the Ministry of Health, Labour and Welfare and the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

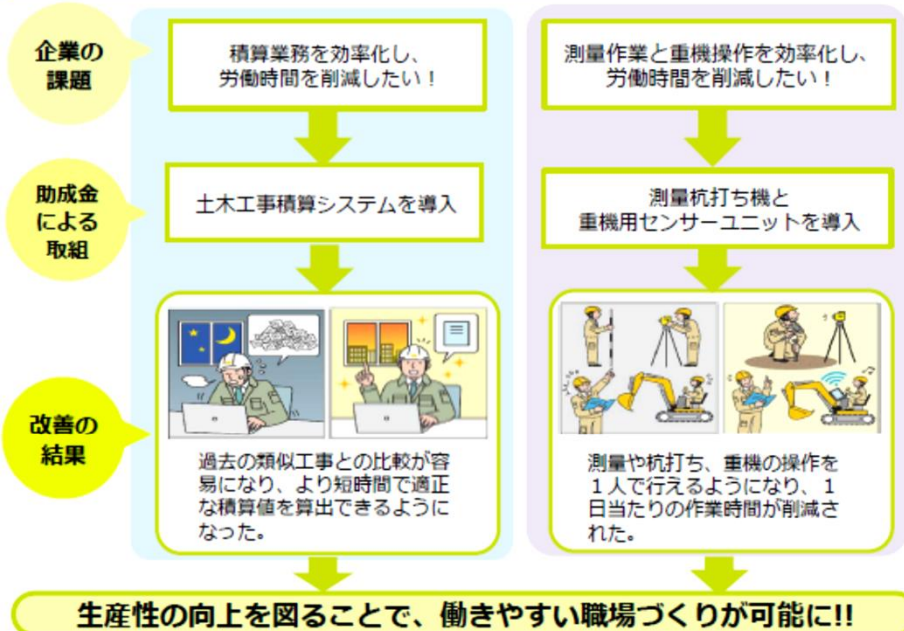


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内



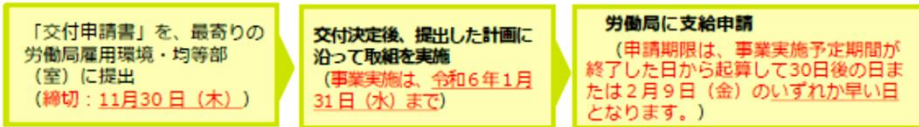
令和6年4月1日から、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（建設業）の助成内容

対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
 - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 - 交付申請時点で、36協定を締結していること。
 - 下記「成果目標」②を選択する場合、交付申請時点の所定休日が4週当たり4日から7日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲

- 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
- 資本または出資額が3億円以下
 - 常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
 - ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取り組み
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
 - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。

- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

② 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大830万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組⑥からの実施する場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額：1日増加ごとに25万円(※5)(最大100万円)

(※5) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。
(年間所定休日数) ÷ (365日 ÷ 7) × 4

3. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

建設業の中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家による訪問相談サービスを利用してみませんか。

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

あなたの会社では
すでに準備を進めていますか？

～詳しくはこのパンフレットをお読みください。

2023(令和5)年4月1日から、
中小企業でも月60時間を超える
時間外労働の割増賃金率が
25%から50%に引き上げられます。

2024(令和6)年4月1日からは、
いよいよ建設業にも時間外労働の
上限規制が適用されます。

社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して
「働き方改革」を支援します。

働き方改革で魅力ある職場づくりを！

相談無料

オンライン相談も
受付中



どんな相談ができるの？▶詳しくは次のページへ



感染症予防対策
実施中

令和4年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)

受託者： 全国社会保険労務士会連合会

働き方改革推進支援センター



協力： 一般社団法人 全国建設業協会

こんなことで悩んでいませんか？

残業を減らしたいが、
やり方が分からない。

新たに従業員を採用したいが、
応募がなくて困っている。

いろんな助成金があるが、
使い方が分からない。

新型コロナウイルス対策
として、テレワークや
時差通勤を実施したいの
だが、就業規則は変更
しなくていいのだろうか。
従業員にはどう伝えたら
いいのだろうか。

36協定の作り方が
分からない。

「働き方改革」と言われても、
そもそも労働関係の法律は
複雑で何から手を付けたら
いいのかわからない。

せっかく時間をかけて
仕事を教えたのに、
従業員が退職してしまう、
どうしたら定着率を上げる
ことができるのだろうか。

就業規則を見直したいが、
どこから手を付けたら
いいのかわからない。



パートタイマーと正社員の
賃金や手当をどう見直せば
不合理な待遇差を解消できるのか、
教えてほしい。(同一労働同一賃金)

最低賃金が毎年上がり、
どう対応したらいいのかわ
かっている。

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



訪問相談サービスの流れ

— HOP —

貴社の
状況把握



— STEP —

解決方法の
ご提案



— JUMP —

提案後の
フォローアップ



相談は無料

1回2時間程度、3回の
相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

各種施策への対応や助成金の活用など様々なお悩みについて、
働き方改革推進支援センターにてワンストップで相談できます



◀相談のお申し込みはこちらから

相談をご希望の方は、働き方改革推進支援センターHPの「訪問相談申込フォーム」、
もしくは別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。
後日、担当する専門家から電話又はメールでご都合をお伺いさせていただきます。

働き方改革特設サイト
<https://hatarakikatakalkaku.mhlw.go.jp>

お問い合わせ先：全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部
E-mail: sr-jlmukyoku@shakalokenroumushi.jp

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

36協定作成支援ツール



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html

36協定様式ダウンロード(Word版の新様式がすでにダウンロード可能です。)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html

厚生労働省WEBサイト 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務
(支援制度、各種助成金、相談窓口 等の情報も掲載があります)

6. 令和5年度 協議会の進め方

① 新・全国統一指標の令和6年度目標達成に向けた取組に重点

- 1) **低入札対策** 工事 価格調査基準価格および最低制限価格の設定
業務 価格調査基準価格および最低制限価格の設定
⇒ 事務局との直接ヒアリング等で課題を共有し今後の方針を整理
工事 :11機関 業務 :6機関
- 2) **平準化** 工事 4・5・6月の工事実施率 0.67 → 0.76 (R5段階達成目標)
業務 第4四半期の業務納品率 0.48 → 0.41 (R5段階達成目標)※全国指標は、国・県・政令市の実施率で集計(市町含まない)
⇒ 地整内、他地整 の取り組みの情報提供(特に市町村の取組の収取・情報提供を進めたい) (継続)
⇒ 事務局との直接ヒアリング等で導入を促進 (継続)
⇒ 債務負担行為の活用、繰越申請手続きの活用の推進
→ 財務局による繰越申請手続きの解説 (継続)
→ 債務負担行為の全国事例の収集と共有 (継続)
- 3) **週休2日工事の導入** 89% → 100%(前倒達成目標) ※全国指標は、国・県・政令市の実施率で集計(市町含まない)
⇒ まんなかホリデーの推進(10月より毎週土曜化) (継続)
⇒ 時間外労働規制(労働基準法)の改定(R6.4)についての十分な理解
→ 労働局との連携を強化、法改正解説 (新規)

② 情報共有の充実

- ⇒ 各指標に対する取組み事例をまとめる(特に市町村の取組み事例) (新規)
- ⇒ 全国事例の収集と提示 (継続)

③ その他 指標 工事3項目 業務3項目 令和5年度の段階目標達成に向け取組む

【工事】

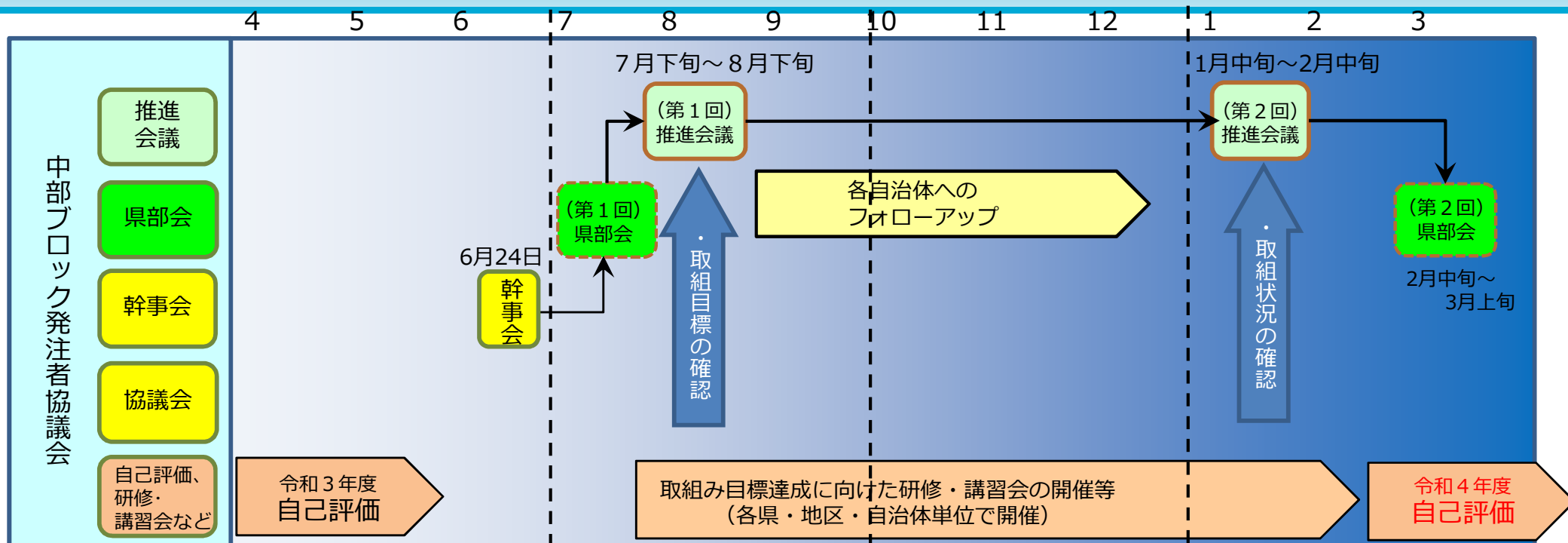
- ・最新の積算基準の適用状況等
 - 基準範囲外の要領を含めた最新の積算基準が整備されていない機関： 66
 - ⇒ 他自治体等の整備済基準等を情報提供
- ・適正な工期設定
 - 導入していない機関： 70
 - ⇒ 適正な工期設定指針(中央建設業審査会)の情報提供。
- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 - ガイドライン未整備機関： 36
 - ⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供

【業務】

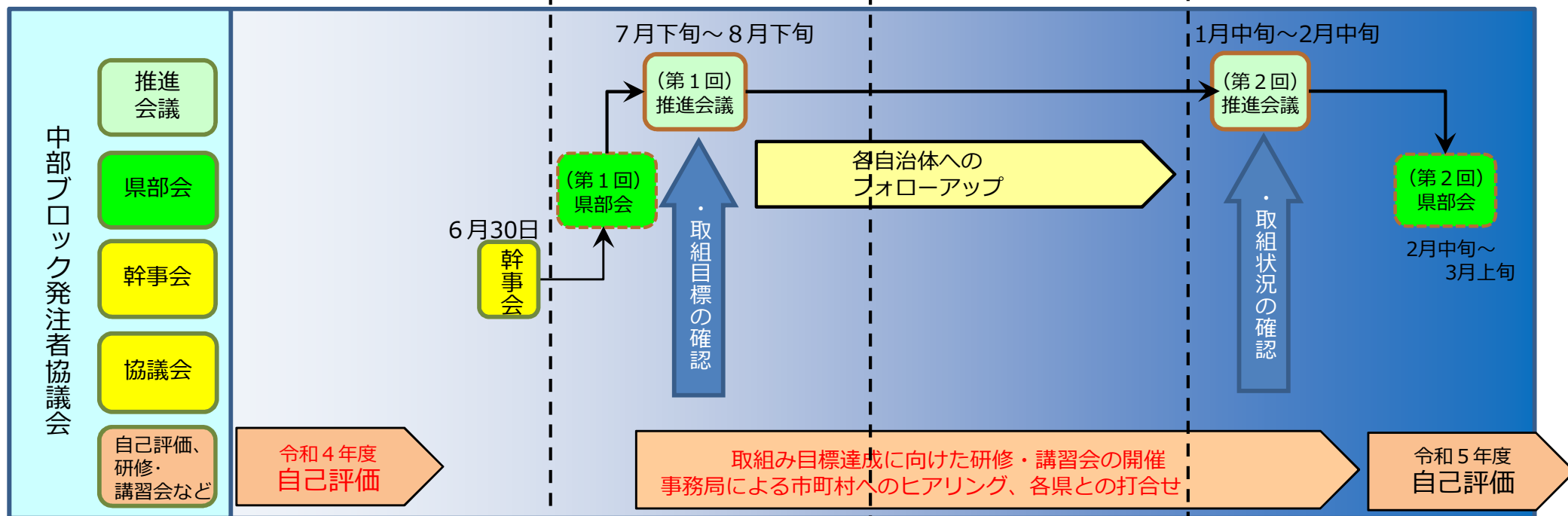
- ・最新の積算基準の適用運用状況等
 - 最新の積算基準が整備されていない機関： 6
 - ⇒ 事務局との直接ヒアリング等で導入を促進
- ・適正な履行期間の設定
 - 導入していない機関： 123
 - ⇒ 本省通達等の情報提供。
- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 - ガイドライン未整備機関： 85
 - ⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供

発注規模の大きい、未達成市町村に対して、アンケートを実施予定

令和4年度



令和5年度(案)



◆相談窓口一覧

(R5.4.1現在)

		事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】	
公共工事発注者支援本部	本局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 建設専門官	下村 尚也	052-953-8131	
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 建設専門官	西井 里佳	052-953-8197	
	県代表事務所	岐阜県	木曾川上流河川事務所	副所長(技)	岩田 幸雄	058-251-1321
			岐阜国道事務所	副所長(技)	岩田 明	058-271-9811
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	桃木 優一	054-273-9100
			静岡国道事務所	副所長(技)	静川 淳	054-250-8900
			清水港湾事務所	副所長(技)	武田 久二	054-352-4146
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	白金 秀俊	054-255-1421
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	林 昌広	052-914-6711
			名古屋国道事務所	副所長(技)	佐野 勇	052-853-7320
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	飯田 基	052-651-6266
			三河港湾事務所	副所長(技)	山口 孝昭	0532-32-3251
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	赤畠 義徳	052-229-2211
			四日市港湾事務所	副所長(技)	三崎 隆央	059-351-1357
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	菊池 五輪彦	0265-81-6411
			飯田国道事務所	副所長(技)	浅井 直実	0265-53-7200
その他事務所		『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。				

◆メール窓口 cbr-kijun3@milt.go.jp